

平成30年度

包括外部監査結果報告書

「公の施設の使用料及び利用料金に関する
財務事務の執行について」

平成31年3月

奈良市包括外部監査人

公認会計士 大川幸一

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】包括外部監査対象期間.....	1
【5】外部監査の方法.....	1
1．監査の要点及び視点	1
2．主な監査手続.....	2
【6】外部監査の実施時期	2
【7】外部監査補助者の資格と名称.....	2
【8】利害関係	2
【9】財務情報等.....	2
第2 使用料・利用料金の概要.....	3
【1】公の施設と指定管理者制度	3
1．公の施設の意義	3
2．指定管理者制度	3
【2】使用料・利用料金の考え方	4
1．意義.....	4
2．使用料・利用料金に関する「受益と負担の適正化」	5
3．使用料・利用料金の減免及び利用区分の設定.....	6
【3】市における公の施設と使用料・利用料金	7
1．市における公の施設の概要.....	7
2．市における使用料収入	9
3．使用料・利用料金に係る基本方針	12
第3 全般的結果及び意見	18
【1】公の施設全般 / 他都市との比較から.....	22
【参考】監査人による使用料の試算.....	25
【2】全般的意見/各論.....	33
第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見.....	38
【1】鴻ノ池陸上競技場等3体育施設.....	40
【2】中央体育館等6体育施設.....	47
【3】南部生涯スポーツセンター体育館等6体育施設	54
【4】西部生涯スポーツセンター体育館等19体育施設.....	58

【5】ならやま屋内温水プール.....	71
【6】コミュニティスポーツ施設.....	74
【7】都祁生涯スポーツセンターコート等4体育施設.....	81
【8】ならまちセンター.....	83
【9】西部会館市民ホール.....	86
【10】北部会館市民文化ホール.....	88
【11】音声館（おんじょうかん）.....	91
【12】入江泰吉記念奈良市写真美術館.....	95
【13】入江泰吉旧居.....	98
【14】名勝大乘院庭園文化館.....	101
【15】杉岡華邨書道美術館.....	104
【16】市美術館.....	107
【17】なら100年会館.....	109
【18】なら100年会館駐車場.....	112
【19】JR奈良駅第1駐車場、JR奈良駅第2駐車場.....	116
【20】西部会館駐車場.....	119
【21】黒髪山キャンプフィールド.....	122
【22】青少年野外活動センター.....	124
【23】自転車駐車場.....	127
【24】都祁体育館.....	133
【25】月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場.....	135
【26】ロマントピア月ヶ瀬.....	138
【27】梅の郷月ヶ瀬温泉.....	141
【28】月ヶ瀬温泉ふれあい市場.....	144
【29】湖畔の里“つきがせ”.....	147
付録（第3【参考】監査人による使用料の試算の算出手順）.....	150

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

公の施設の使用料及び利用料金は、公の施設を市民等が利用する際に、地方公共団体等が利用者から徴収する対価である。市の平成30年度一般会計予算の使用料（行政財産使用料含む）は、約17億4千万円と貴重な自主財源のひとつとなっている。しかし、その金額設定については、独立採算を前提としたり、国の基準に準拠して積算しているものもあるが、統一的に説明できる考え方の整理まではなされていない。

また、市民からすれば、類似の施設にも関わらず、なぜ公の施設の使用料及び利用料金が無料のものと有料のものが存在しているのか、民間の類似施設と比べて、なぜ低廉な金額設定をしているのかといった疑問が生じやすい。また、施設の建設及び運営には多額の税金が投入されているため、施設を利用する又は利用できる市民とそうでない市民との間で不公平感が生じやすい。

少子高齢化、人口減少社会において、施設の利用需要が変化していく中、これまで以上に公の施設の使用料及び利用料金には、受益者負担の適正化の観点も含め、多くの地方公共団体で見直しが求められている。市においても平成27年度から平成29年度の3年間で取り組むべき事項を定めた「奈良市行財政改革重点取組項目」に「施設使用料の見直し」を掲げていた。

このような状況において、公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務が適正になされているかどうかについて検討することは有用であると判断し、本年度のテーマに選定することとした。

【4】包括外部監査対象期間

平成29年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても監査対象とした。

【5】外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

市の所有する公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について、法

令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

- 使用料・利用料金の設定に係る事務の執行や手続等が、関連法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- 上記事務の執行や手続等が、効率的に行われ、また適切なタイミングで見直されているか

2. 主な監査手続

公の施設の一覧(直営及び指定管理者制度を導入している施設)から対象を絞り込み、施設の所管部署の担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧を行うことで、各事業の概要を把握した。

- 使用料・利用料金の設定に係る事務がどのように行われているか、またその経緯及び結果に対する説明責任が果たされているかどうかについて検討した。
上記の手続を通じて検出された問題点について改善策を検討した。

【6】外部監査の実施時期

平成 30 年 8 月 6 日から平成 31 年 3 月 20 日まで

【7】外部監査補助者の資格と名称

公認会計士	寺川徹也
公認会計士	芦田真理子
公認会計士	鷲見 涉
公認会計士	柳川英紀
会計士試験合格者	松田章汰
会計士試験合格者	中居紅美

【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

【9】財務情報等

本報告書に記載した財務情報等は、市の担当職員への質問及び市から提出された資料に基づき作成されたものである。当該財務情報等の金額については、原則、表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。また、本報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 使用料・利用料金の概要

【1】公の施設と指定管理者制度

1. 公の施設の意義

公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するため地方公共団体が設けた施設」をいう。

地方自治法（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

一般的な公の施設の例としては、スポーツ・レクリエーション施設（体育館、野球場、テニスコート、プール、運動広場など）、文化・教育施設（博物館、図書館、公民館・コミュニティセンター）、保健・福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設、保育所）その他（駐車場、駐輪場、公園、公営住宅、斎場）などが挙げられる。なお、市役所庁舎や区役所庁舎などはこれに該当しない。

2. 指定管理者制度

指定管理者制度は、住民サービスの向上と経費の縮減を目的とし、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき、地方自治法第244条の2第3項に基づき、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度である。

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、必要な指示を行う。また、指定管理者が前項の指示に従わないとき等には、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。（地方自治法第244条の2第10項、第11項参照）

市では、各種法令に従い「奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」及び「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」を定め、当方針に基づき指定管理者制度を運用している。指定管理者に行わせる業務の範囲・管理の基準・管理を行わせる期間、事業計画書及び事業報告書に関する事項その他公の施設の指

定管理にあたり基本的な事項については、市と指定管理者との間で締結する協定にて定めることとしている。

【2】使用料・利用料金の考え方

1. 意義

(1) 使用料

使用料とは、公の施設の利用、または行政財産の目的外使用（地方自治法第238条の4第7項に規定する、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可すること）について、地方公共団体が利用者から徴収する対価をいい、地方自治法第225条に規定されている。使用料の設定その他使用料に関する事項については、条例で定める必要がある（地方自治法第228条第1項）。

公の施設には、道路・公園のように原則として誰でも自由に無料で利用できるものも、競技場や貸室の利用など、利用に当たっての対価として使用料を払わなければならないものもある。公営住宅や保育施設のように特定の人が継続して利用するもの、公民館など利用の都度申込みを行うもの、プールの個人利用など事前の申込みが不要なもの、とその利用形態も様々である。

(2) 利用料金

利用料金制の意義

公の施設の指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の使用に係る料金（利用料金）を収入として収受できる「利用料金制」を導入することができる。

利用料金制は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中でインセンティブを發揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものである。

利用料金

利用料金は、指定管理者が自らの収入として収受する料金であり、公益上必要な場合を除くほか、指定管理者が定めるものである。指定管理者が利用料金を定めるにあたっては、条例で定められた範囲内（金額の範囲、算定方法等）であり、地方公共団体の承認を得ることが必要である。（地方自治法第244条の2第8項、第9項）

(3) 使用料と利用料金の相違

使用料は、市の歳入であり、公法上の債権に基づく公金である。これに対し利用料金は、指定管理者の収入であり、私法上の債権である。

なお、利用料金制を採らない場合の施設使用料は、市の歳入として納付されることとなる。

2. 使用料・利用料金に関する「受益と負担の適正化」

(1) 「受益と負担の適正化」の基本的な考え方

使用料・利用料金を徴収する主な目的は、特定の市民が利益を受ける行政サービスについて、受益者の使用料・利用料金負担と非受益者の税負担の公平性を確保し、受益と負担を適正化することにある。

使用料が運営経費を下回った場合、不足分は市民全体からの公費(税金)で賄う必要が生じ、施設を利用しない市民にも経費を負担させることとなるため、公平性の観点から、利用者には応分の負担を求めている。

(2) 行政と受益者の適切な負担割合の設定

市が市民に対して提供する行政サービスは、多くの市民の日常生活に不可欠でありかつ民間での提供が難しい公共性の高いもの(道路や公園など)から、特定の市民のみが利用し、かつ、民間でも類似のサービスを提供しているような比較的公共性の低いもの(プールや駐車場など)まで多岐にわたる。

特定の市民のみが利用する行政サービスの場合、これらに要するコストをすべて公費(税金)によって賄おうとすると、行政サービスを利用する市民と利用しない市民が同等の経費を負担することになり、受益者負担の観点から公平性に欠ける。また、収益性が十分に確保でき、民間で類似のサービスを提供する場合には、民間事業との競争条件や公平性・公正性に配慮すべきであり、民間事業の営利を圧迫することのないよう民間の類似のサービスの料金設定も考慮した上で使用料・利用料金を設定することが求められる。

使用料・利用料金の算定にあたっては、継続したコストの縮減努力を前提としつつ、行政サービスのコストを使用料・利用料金に適切に反映し、「受益と負担の適正化」を図る必要がある。

(3) 受益者負担適正化のための定期的な検証と見直し

コスト削減の取り組み、利用者の推移や物価の変動、税制改正など自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、市民ニーズや施設の維持管理等に要する経費の変化等を的確に把握し、あるべき公費と受益者負担の割合を踏まえ、現行の使用料が適正か否かの検証を一定期間ごとに行うことが考えられる。

3 . 使用料・利用料金の減免及び利用区分の設定

使用料・利用料金は、各種団体の活動に対する支援や経済的社会的弱者への配慮といった観点から、政策的に減額又は免除されている場合がある。使用料の減免は、使用料に関する事項として条例でこれを定める必要がある（地方自治法第 228 条第 1 項）。また、利用料金の減免についても同様に、地方公共団体の承認を得て指定管理者が決定する（地方自治法第 244 条の 2 第 9 条）。

同様の政策的配慮により、利用者の属性（年齢別、市内利用者・市外利用者等、営利目的の有無等）により利用区分を設定し、別途の使用料・料金設定が行われている場合がある。

【3】市における公の施設と使用料・利用料金

1. 市における公の施設の概要

市では、公の施設の設置の目的、法令上の制限、管理運営できる法人その他の団体の存在、指定管理者制度を導入することによる有効性・効率性、市民の理解等を勘案し、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成すると認められる場合には、指定管理者制度を導入することとしている。市の所有する公の施設のうち、直営施設は797施設、指定管理者制度を導入している施設は212施設あり、その内訳は以下のとおりである。

なお、指定管理者制度を導入している施設のうち49施設において、利用料金制が導入されている。

【公の施設一覧（直営）】

所管部課	施設数	主な施設の内容
市民生活部 生活環境課	7	東山霊苑火葬場、納骨堂、墓地
市民生活部 住宅課	26	市営住宅、改良住宅等、コミュニティ住宅
市民生活部 月ヶ瀬行政センター — 地域振興課	2	月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場
市民活動部 人権政策課	4	人権文化センター
市民活動部 男女共同参画課	1	男女共同参画センター
福祉部 長寿福祉課	1	慰霊塔公園
子ども未来部 こども園推進課	46	こども園、保育所、学校（幼稚園）
子ども未来部 子ども育成課	4	児童館
健康医療部 保健所 健康増進課	2	保健センター
健康医療部 医療事業課	3	応急診療所（休日夜間応急診療所、休日歯科応急診療所）、奈良市立看護専門学校
都市整備部 公園緑地課	585	都市公園、児童遊園
教育総務部 教育総務課	65	学校（小学校、中学校、高等学校）
教育総務部 文化財課	4	菅原はにわ寮公園、平城京左京三条二坊宮跡庭園、文化財保存公開施設（史料保存館、昔のくらし館）
教育総務部 中央・西部・北部図書館	3	中央図書館、西部図書館、北部図書館
学校教育部 地域教育課	43	放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）
消防局 総務課	1	防災センター
計	797	

【公の施設一覧（指定管理者制度を導入している施設）】

所管部課	施設数(注)	主な施設の内容
市民生活部 交通政策課	5(0)	自転車駐車場
市民生活部 西部出張所総務課	1(0)	西部会館駐車場
市民生活部 月ヶ瀬行政センター ー 地域振興課	8(5)	梅の郷月ヶ瀬温泉、月ヶ瀬温泉ふれあい市場、ロマンピア月ヶ瀬 他5施設
市民生活部 都祁行政センター 地域振興課	4(2)	都祁体育館、都祁農林水産物処理加工施設 他2施設
市民活動部 協働推進課	1(0)	ボランティアセンター
市民活動部 地域活動推進課	15(15)	地域ふれあい会館
市民活動部 文化振興課	10(0)	ならまちセンター、入江泰吉記念奈良市写真美術館、音声館 他7施設
市民活動部 スポーツ振興課	49(0)	鴻ノ池陸上競技場等3体育施設、南部生涯スポーツセンター等6体育施設 他40施設
市民活動部 人権政策課	17(17)	共同浴場、自動車駐車場
福祉部 障がい福祉課	1(1)	総合福祉センター
福祉部 長寿福祉課	26(0)	月ヶ瀬福祉センター、都祁福祉センター、老人福祉センター 他20施設
子ども未来部 子育て相談課	1(1)	子ども発達センター
健康医療部 医療事業課	7(7)	市立奈良病院 他6施設
観光経済部 観光戦略課	4(0)	柳生の里観光施設、針テラス情報館
観光経済部 奈良町にぎわい課	5(1)	転害門前観光駐車場、奈良町からくりおもちゃ館 他3施設
観光経済部 産業政策課	2(0)	勤労者総合福祉センター、なら工芸館
建設部 土木管理課	2(0)	JR奈良駅第1駐車場、JR奈良駅第2駐車場
教育総務部 生涯学習課	53(0)	公民館、公民館分館、黒髪山キャンプフィールド、青少年野外活動センター
教育総務部 文化財課	1(0)	上深川歴史民俗資料館
計	212(49)	

(注)() 書は利用料金制を導入している施設数である。

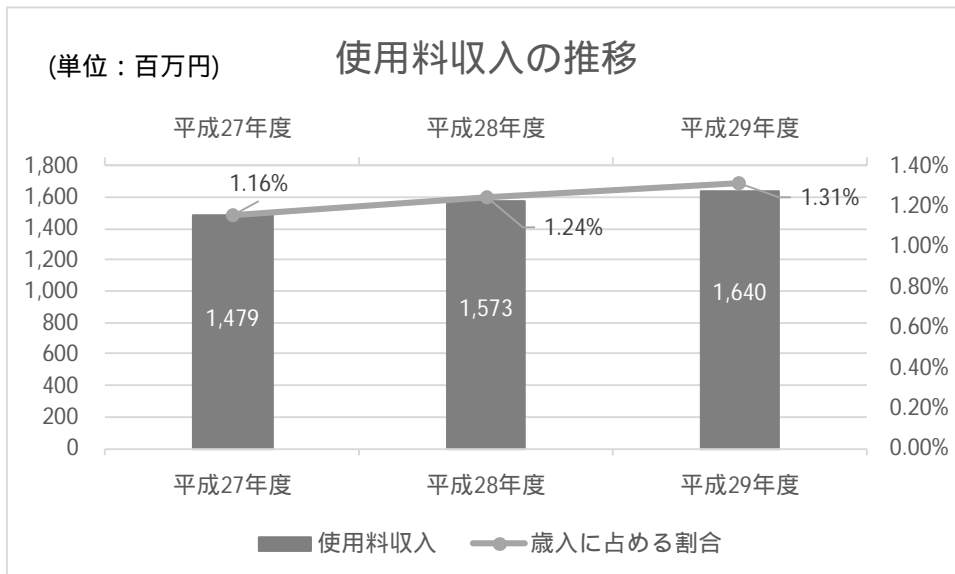
(出所：市作成「指定管理者制度を導入している公の施設一覧」
「直営している公の施設一覧」を監査人加工)

2. 市における使用料収入

(1) 使用料収入額の推移

一般会計歳入に含まれている使用料収入

平成27年度以降3か年の使用料収入の推移をみると、利用者数の増減、無償化制度対象の利用者数の増減により毎年度増減するもの、施設管理の直営への切替えや、使用料の有料化等により、使用料収入、歳入合計に占める割合ともに微増している。



特別会計歳入に含まれている使用料収入

特別会計のうち、使用料収入があるものは「駐車場事業特別会計歳入」「針テラス事業特別会計歳入」であり、各特別会計歳入に占める割合は以下のとおりである。

【駐車場事業特別会計歳入】

駐車場使用料 (千円)	歳入合計 (千円)	歳入に占める割合
98,379	180,132	54.61%

【針テラス事業特別会計歳入】

針テラス使用料 (千円)	歳入合計 (千円)	歳入に占める割合
116,375	116,402	99.97%

(2) 平成29年度施設使用料額の詳細

平成29年度の市における使用料収入のうち、施設使用料の一覧は以下のとおりであり、全体で4億円弱の規模となっている。

所管課	使用料名称	使用料(千円)
スポーツ振興課	クラブハウス使用料	30
	ゲートボール場使用料	13
	コミュニティスポーツ施設使用料	7,409
	プール使用料	2,108
	屋内温水プール使用料	22,129
	弓道場使用料	2,762
	球技場使用料	6,111
	相撲場使用料	55
	体育館使用料	42,148
	庭球場使用料	18,178
	武道場使用料	7,042
	野球場使用料	3,187
	陸上競技場使用料	12,901
	合計	124,080
月ヶ瀬行政センター地域振興課	球技場使用料	58
	体育館使用料	22
	合計	81
交通政策課	中筋自転車駐車場使用料	17,160
	高の原第一自転車駐車場使用料	4,264
	高の原第二自転車駐車場使用料	19,621
	高の原第三自転車駐車場使用料	15,584
	高の原第四自転車駐車場使用料	6,439
	合計	63,069
産業振興課	なら工芸館施設使用料	304
	なら工芸館備品使用料	37
	奈良市勤労者総合福祉センター施設使用料	7,681
	奈良市勤労者総合福祉センター備品使用料	382
	合計	8,405
住宅課	駐車場使用料	27,164
	合計	27,164

障がい福祉課	総合福祉センター使用料	587
	みどりの家歯科診療所使用料	1,568
	合計	2,155
生涯学習課	公民館施設使用料	30,389
	青少年野外活動センター使用料	3,997
	合計	34,386
西部出張所総務課	西部出張所駐車場使用料	5,683
	合計	5,683
男女共同参画課	男女共同参画センター施設使用料	128
	男女共同参画センター附属設備使用料	2
	合計	131
地域福祉課	福祉センター使用料	1,764
	合計	1,764
長寿福祉課	老人福祉センター室使用料	2,281
	合計	2,281
都祁行政センター 地域振興課	体育館使用料	685
	都祁交流センター施設使用料	1,004
	都祁交流センター備品使用料	107
	合計	1,798
文化振興課	なら 100 年会館施設使用料	46,746
	なら 100 年会館駐車場使用料	5,248
	なら 100 年会館備品使用料	13,891
	ならまちセンター施設使用料	9,080
	ならまちセンター駐車場使用料	2,461
	ならまちセンター備品使用料	4,987
	音声館施設使用料	1,446
	音声館備品使用料	685
	写真美術館観覧料	7,384
	写真美術館施設使用料	788
	写真美術館駐車場使用料	1,220
	書道美術館観覧料	715
	西部会館市民ホール施設使用料	7,058
	西部会館市民ホール附属設備使用料	5,140
奈良市美術館展示室使用料	1,335	

	入江泰吉旧居入館料	679
	北部会館市民文化ホール施設使用料	7,593
	北部会館市民文化ホール附属設備使用料	1,294
	名勝大乘院庭園文化館施設使用料	798
	合計	118,556
北部出張所	北部出張所駐車場使用料	2,973
	合計	2,973
	総計	392,532

3. 使用料・利用料金に係る基本方針

(1) 市における使用料・利用料金に係る基本方針

市によれば、現時点において、市における各施設に係る維持管理費や消費税の増税などを考慮した施設使用料・利用料金設定に関する統一的な基準は設けられておらず、過去の公の施設の使用料・利用料金の変更は消費税率改定や市町村合併等の外的要因の影響があった場合に限られているとのことである。

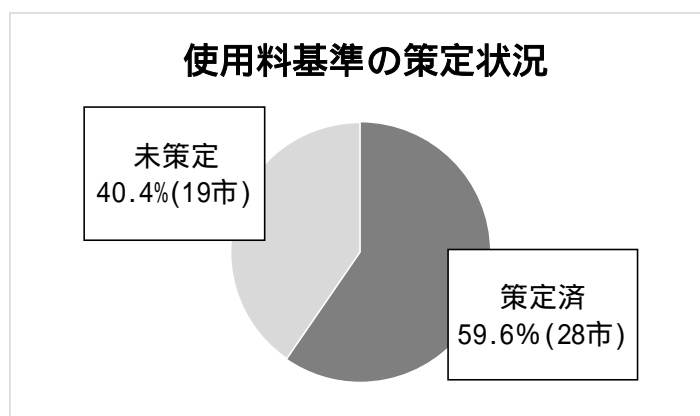
この点について、市は、受益と負担の適正化を図るため、平成27年度～29年度の奈良市行財政改革重点取組項目として、「施設使用料の見直し」を挙げている。

行財政改革重点取組のなかでは、各施設種別のコスト積み上げや施設の設置目的などをベースに公の施設の使用料に係る統一基準を策定すること、また官民競合事業や統一基準による施設使用料と既存の施設使用料の乖離が大きい施設から順次、施設使用料の改定を行うこととしており、実際に、公共施設使用料設定に係る基準の策定の方向性について市内部で協議し、統一基準の策定自体について検討しているものの、重点取組期間中の基準設定には至っていない状況である。

また、市によれば、あるべき公費と受益者負担の割合を踏まえ、現行の使用料が適正か否かの検証を一定期間ごとに行った結果料金改定を実施したケースは見受けられないとのことである。

(2) 他市の状況

使用料等の算定に関する統一的な基準について、平成29年度において市が全国の中核市48市(奈良市を含む。)に対し調査を実施したところ、使用料について統一基準を策定している団体は28団体(調査回答のあった47市のうち59.6%)であった。



(3) 監査の対象とした施設一覧

第2【2】(2)で触れたように、市が市民に対して提供する行政サービスは多岐にわたるため、使用料等に関する受益者負担割合は、公共性(必需性と市場性)により区分して検討することが考えられる。必需性と市場性の視点から、それぞれ3段階で分類し、9マスのマトリクスを作成し、監査人がマスごとに施設のコストに対して受益者が負担すべきと考える割合(パーセンテージ)を示したのが以下の表である。なお、保育所、下水道施設、病院など、使用料の算定方法が法令により定められている施設及び公民館はこのような考え方にはなじまないと考える。

【「必需性」「市場性」による受益者負担割合に関するマトリクス表】

市場性による分類	市場的	A	50%	75%	100%
	中間	B	25%	50%	75%
	非市場的	C	0%	25%	50%
			必需的	中間	選択的
必需性による分類					

公共性・強 ← (0% to 100%) → 公共性・弱

受益者負担割合が高いほど、使用料等の統一的な基準に基づき料金改定を行った際における市の財政及び利用者に与える影響が大きいため、他都市の状況を踏まえ、監査人の判断において、受益者負担割合が50%以上に区分されると想定される施設(スガ

ーツ施設、レクリエーション施設、文化振興施設、駐車場（駐輪場含む）地域振興施設（観光情報の発信を主とする施設や加工場は除く）を抽出し、監査対象とした。

監査対象施設の使用料又は利用料金収入は以下のとおりである。

【監査対象施設の使用料又は利用料金収入】

第4章 の番号	施設名称 詳細	所管課	施設の 種類	直営・ 指定管 理者制 度（指 定）	使用料 収入 （千円）	利用 料金 （千円）
【1】	鴻ノ池陸上競技場等3体育施設	スポーツ振興課	スポーツ	指定	22,479	
【2】	中央体育館等6体育施設	〃	〃	指定	34,512	
【3】	南部生涯スポーツセンター体育館等6体育施設	〃	〃	指定	7,816	
【4】	西部生涯スポーツセンター体育館等19体育施設	〃	〃	指定	45,556	
【5】	ならやま屋内温水プール	〃	〃	指定	4,786	
【6】	七条コミュニティスポーツ会館	〃	〃	指定	1,417	
	南紀寺コミュニティスポーツ会館	〃	〃	指定	1,038	
	ならやまコミュニティスポーツ会館	〃	〃	指定	1,836	
	東市コミュニティスポーツ会館	〃	〃	指定	806	
	高の原コミュニティスポーツ会館	〃	〃	指定	1,464	
	邑地コミュニティスポーツ広場	〃	〃	指定	108	
	狭川コミュニティスポーツ広場	〃	〃	指定	192	
	田原コミュニティスポーツ広場	〃	〃	指定	337	
	八条コミュニティスポーツ広場	〃	〃	指定	182	
	石打コミュニティスポーツプール	〃	〃	指定	27	
【7】	都祁生涯スポーツセンターコート等4体育施設	〃	〃	指定	1,520	
【8】	ならまちセンター	文化振興課	文化振興	指定	16,529	
【9】	西部会館市民ホール	〃	〃	指定	12,198	
【10】	北部会館市民文化ホール	〃	〃	指定	8,887	
【11】	音声館（おんじょうかん）	〃	〃	指定	2,131	

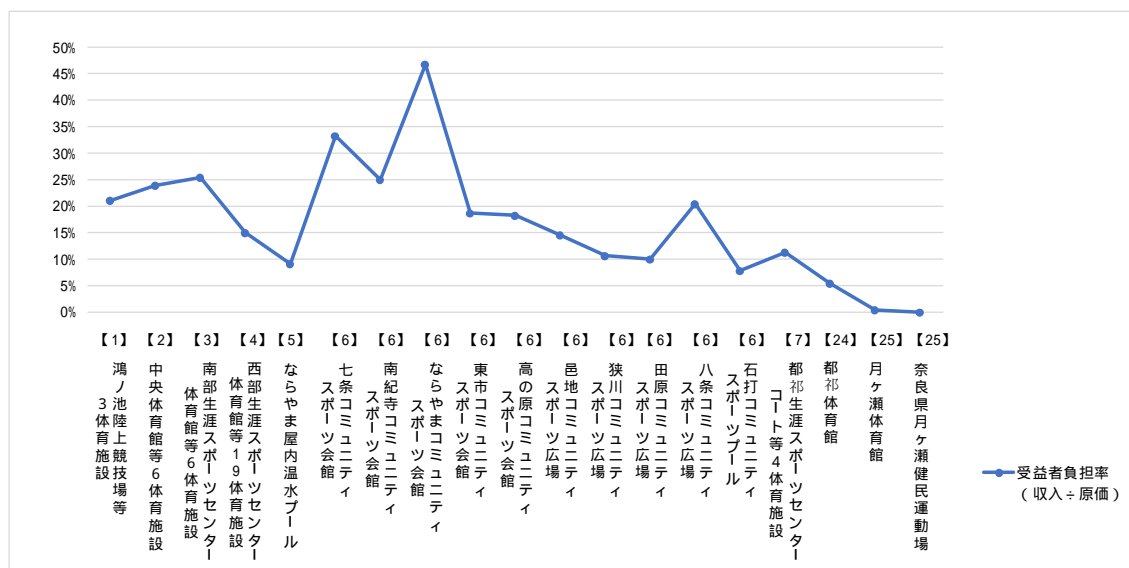
第4章 の番号	施設名称 詳細	所管課	施設の 種類	直営・ 指定管 理者制 度(指 定)	使用料 収入 (千円)	利用 料金 (千円)
【12】	入江泰吉記念奈良市写真美術館	〃	〃	指定	9,393	
【13】	入江泰吉旧居	〃	〃	指定	679	
【14】	名勝大乘院庭園文化館	〃	〃	指定	798	
【15】	杉岡華邨書道美術館	〃	〃	指定	715	
【16】	市美術館	〃	〃	指定	1,335	
【17】	なら 100 年会館	〃	〃	指定	60,638	
【18】	なら 100 年会館駐車場	〃	駐車場	指定	5,248	
【19】	JR 奈良駅第 1 駐車場	土木管理課	〃	指定	98,379	
	JR 奈良駅第 2 駐車場	〃	〃	指定		
【20】	奈良市営西部会館駐車場	西部出張所 総務課	〃	指定	5,684	
【21】	黒髪山キャンプフィールド	生涯学習課	レクリエ ーション	指定	-	
【22】	青少年野外活動センター	〃	〃	指定	3,997	
【23】	中筋自転車駐車場	交通政策課	駐車場	指定	17,161	
	高の原第一自転車駐車場	〃	〃	指定	4,265	
	高の原第二自転車駐車場	〃	〃	指定	19,622	
	高の原第三自転車駐車場	〃	〃	指定	15,584	
	高の原第四自転車駐車場	〃	〃	指定	6,440	
【24】	都祁体育館	都祁行政セ ンター地域 振興課	スポーツ	指定	686	
【25】	月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運 動場	月ヶ瀬行政 センター 地域振興課	〃	直営	80	
【26】	ロマンピア月ヶ瀬	〃	地域振興	指定		1,220
【27】	梅の郷月ヶ瀬温泉	〃	〃	指定		42,517
【28】	月ヶ瀬温泉ふれあい市場	〃	〃	指定	-	
【29】	湖畔の里“つきがせ”	〃	〃	指定	-	

また、監査対象施設の受益者負担率(%)をサービスの種類別に表示したものは以下のとおりである。同じサービスを提供する施設であっても、受益者負担率の水準が異なるものがあることがわかる。

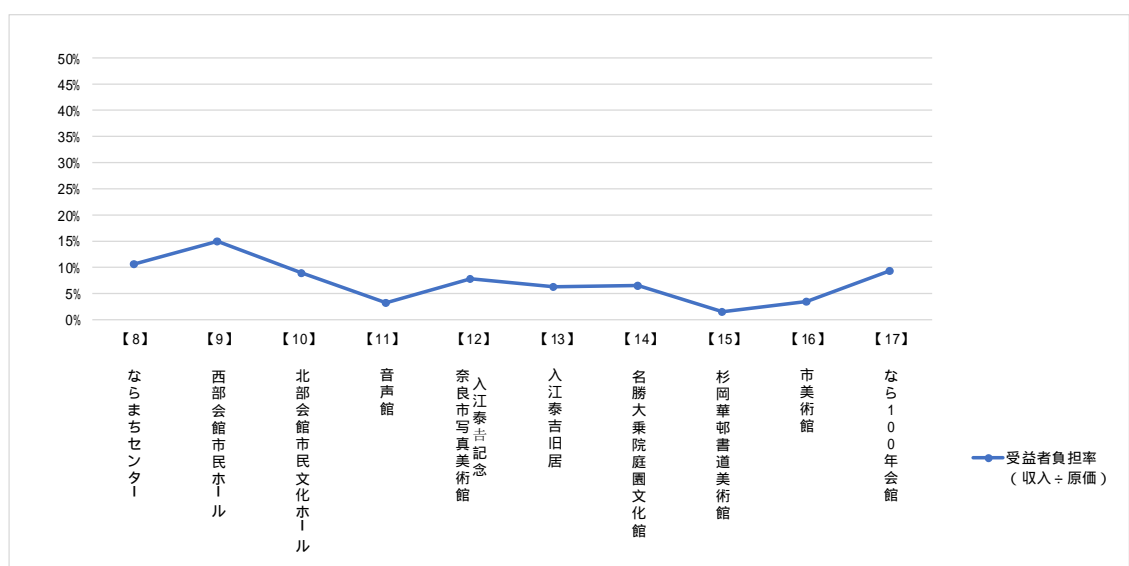
なお、受益者負担率は収入÷原価にて算出しており、ここでいう「原価」とは市が直接負担する経費(指定管理料等委託料、修繕費等)と減価償却費の合計、「収入」とは使用料収入又は利用料金を指す。ただし、利用料金制を採用している施設については、指定管理料等委託料を控除して、指定管理者が当該施設の運営に要したコストを加算して「原価」とする。

【監査対象施設の受益者負担率】

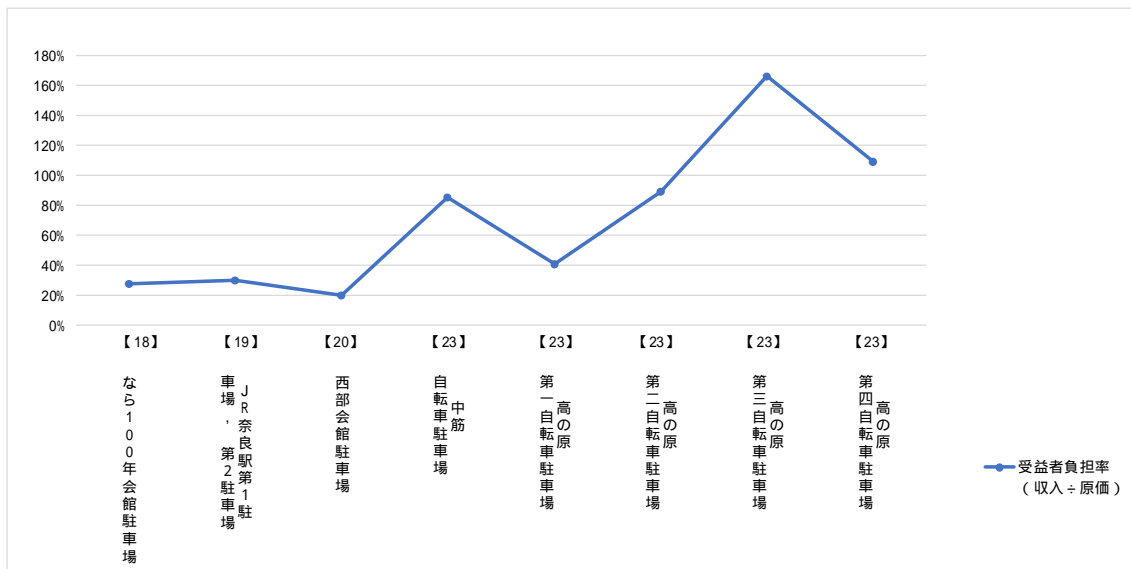
【スポーツ】



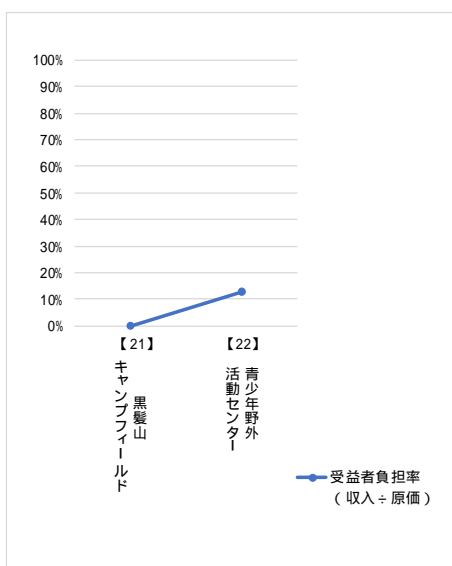
【文化振興】



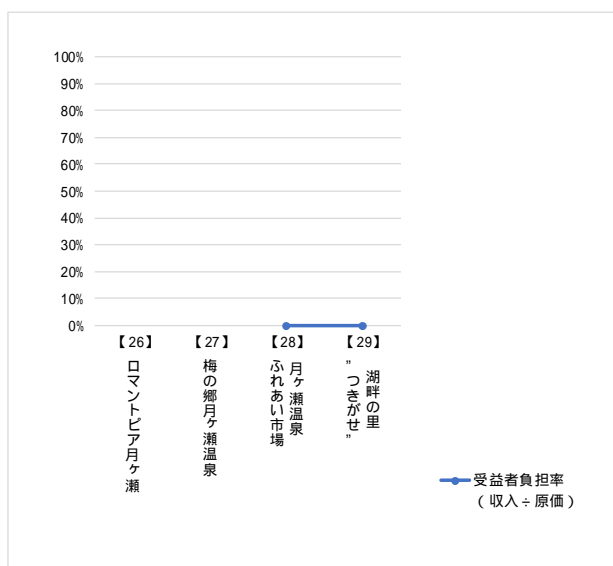
【駐車場（駐輪場含む）】



【レクリエーション施設】



【地域振興】



利用料金制を採用しており、施設運営に要した指定管理者のコスト把握が困難なため、受益者負担率の算定は省略する。

第3 全般的結果及び意見

本章では、公の施設の使用料及び利用料金全般及び平成29年度を対象とした包括外部監査における監査の結果及び意見を記載する。

本報告書において指摘した内容については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、一定の措置がとられることとなるが、適切な措置がとられているのかどうかを市が自ら事後的に検証することは重要である。そうした事後的な検証を容易にするために、本報告書では次のように「監査の結果」及び「意見」を区分している。

「監査の結果」と「意見」

結論部分の記載において、「監査の結果」と「意見」に見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」における合规性（適法性と正当性）の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、経済性、効率性、有効性の観点から見て発見した事項について、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

また、第4章では、各公の施設の使用料及び利用料金について記載している。本章及び第4章での「監査の結果」及び「意見」を項目別に分類すると以下のようになる。

	第3 全般的結 果及び意 見	第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見								
		【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】
		3 鴻ノ池陸上競技場等	施設中央体育館等6体育	育ンタースポーツセンター等6体	育ンタースポーツセンター等19	西部生涯スポーツセンター等19	プナラやま屋内温水	ツコミユニティスポー	育ンタースポーツセンター等4体	ならまちセンター
使用料 / 利用料金に関する事項										
使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき	結果	○								
条例に基づく利用料金を徴収すべき	結果									
駐車場の有料化を検討すべき	意見		○							
市内利用者・市外利用者の考え方を整理し、料金設定を検討することが望ましい	意見						○			
減免に関する事項										
減免額を把握することが望ましい	意見	○							○	○
減免基準を検討することが望ましい	意見	○								
使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい	意見				○	○				
減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい	意見									
指定管理者に関する事項										
施設別のコストを把握することが望ましい	意見	○	○		○	○				
指定管理者の管理を適切に行うことが望ましい	意見	○								
収支報告/決算書を事実に基づき適切に作成すべき	結果						○			
予算書と決算書の差を把握することが望ましい	意見									
指定管理者制度を継続するかどうかについて検討することが望ましい	意見									
所管課に関する事項										
類似の近隣施設について、所管課を統一することが望ましい	意見							○		
所管替えを検討することが望ましい	意見									
公の施設のあり方に関する事項										
施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい	意見	○					○			
入江泰吉の関連施設を一体的に管理・運営することが望ましい	意見									
開館日及び開館時間を見直し、指定管理料などのコストを削減する方法を検討することが望ましい	意見									
施設の有効活用として一般利用者への開放を行うことが望ましい	意見									
他施設と連携した活性化のための施策を検討することが望ましい	意見									
その他の事項										
市の負担を軽減するための施策を検討することが望ましい	意見									

	第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見									
	【10】 ホ ー ル 北 部 会 館 市 民 文 化	【11】 か ん 音 声 館 （ お ん じ ょ う	【12】 写 入 江 泰 吉 記 念 奈 良 市	【13】 入 江 泰 吉 旧 居	【14】 館 名 勝 大 乘 院 庭 園 文 化	【15】 杉 岡 華 邨 書 道 美 術 館	【16】 市 美 術 館	【17】 な ら 1 0 0 年 会 館	【18】 車 場 な ら 1 0 0 年 会 館 駐	【19】 駐 場、 車 場 J R 奈 良 駅 第 1 駐 車 場 第 2
使用料 / 利用料金に関する事項										
使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき	結果									
条例に基づく利用料金を徴収すべき	結果									
駐車場の有料化を検討すべき	意見									
市内利用者・市外利用者の考え方を整理し、料金設定を検討することが望ましい	意見									
減免に関する事項										
減免額を把握することが望ましい	意見	○	○	○	○	○	○	○		
減免基準を検討することが望ましい	意見									
使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい	意見									
減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい	意見			○	○		○			
指定管理者に関する事項										
施設別のコストを把握することが望ましい	意見									
指定管理者の管理を適切に行うことが望ましい	意見									
収支報告/決算書を事実に基づき適切に作成すべき	結果								○	○
予算書と決算書の差を把握することが望ましい	意見									
指定管理者制度を継続するかどうかについて検討することが望ましい	意見									
所管課に関する事項										
類似の近隣施設について、所管課を統一することが望ましい	意見									
所管替えを検討することが望ましい	意見									
公の施設のあり方に関する事項										
施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい	意見		○			○				
入江泰吉の関連施設を一体的に管理・運営することが望ましい	意見				○					
開館日及び開館時間を見直し、指定管理料などのコストを削減する方法を検討することが望ましい	意見						○			
施設の有効活用として一般利用者への開放を行うことが望ましい	意見									
他施設と連携した活性化のための施策を検討することが望ましい	意見									
その他の事項										
市の負担を軽減するための施策を検討することが望ましい	意見									

	第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見									
	【20】	【21】	【22】	【23】	【24】	【25】	【26】	【27】	【28】	【29】
	西部会館駐車場	黒髪山キャンプフィールド	青少年野外活動センター	自転車駐車場	都祁体育館	月ヶ瀬体育館、奈良月ヶ瀬健民運動場	ロマントピア月ヶ瀬	梅の郷月ヶ瀬温泉	月ヶ瀬温泉ふれあい市場	湖畔の里“つきがせ”
使用料 / 利用料金に関する事項										
使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき	結果									
条例に基づく利用料金を徴収すべき	結果						○			
駐車場の有料化を検討すべき	意見									
市内利用者・市外利用者の考え方を整理し、料金設定を検討することが望ましい	意見									
減免に関する事項										
減免額を把握することが望ましい	意見									
減免基準を検討することが望ましい	意見									
使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい	意見			○						
減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい	意見									
指定管理者に関する事項										
施設別のコストを把握することが望ましい	意見									
指定管理者の管理を適切に行うことが望ましい	意見									
収支報告/決算書を事実に基づき適切に作成すべき	結果	○		○						
予算書と決算書の差を把握することが望ましい	意見			○						
指定管理者制度を継続するかどうかについて検討することが望ましい	意見							○	○	
所管課に関する事項										
類似の近隣施設について、所管課を統一することが望ましい	意見				○					
所管替えを検討することが望ましい	意見					○				
公の施設のあり方に関する事項										
施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい	意見									
入江泰吉の関連施設を一体的に管理・運営することが望ましい	意見									
開館日及び開館時間を見直し、指定管理料などのコストを削減する方法を検討することが望ましい	意見									
施設の有効活用として一般利用者への開放を行うことが望ましい	意見	○	○							
他施設と連携した活性化のための施策を検討することが望ましい	意見					○				
その他の事項										
市の負担を軽減するための施策を検討することが望ましい	意見						○			

【 1 】 公の施設全般 / 他都市との比較から

1 . 使用料及び利用料金の統一的な基準を作成すべき (結果)

市では、使用料及び利用料金の統一的な基準が設定されておらず、各所管課の独自の判断により、使用料等が設定されている。使用料等の設定の方法としては、周辺の類似施設の使用料等を参考にして決定する方法と、各施設ごとの維持管理等に要したコストを積み上げた結果から決定する方法及びその両方を考慮して決定する場合がある。この点、各所管課へヒアリングしたところ、なら 100 年会館などの一部の施設を除き、現状の使用料等は、周辺の類似施設の使用料を参考に行っているところが多く、コストを積み上げた結果を踏まえた使用料の設定は行われていなかった。

様々な施設があるため、一概に受益者負担率の多寡を論じることは困難であるが、第 2 【 3 】 3 . 図表【監査対象施設の受益者負担率】のとおり、同じコミュニティスポーツ施設でも受益者負担率は 7.7% (【 6 】 石打コミュニティスポーツ広場) から 46.7% (【 6 】 ならやまコミュニティスポーツ会館) 、自転車駐車場でも 40.9% (【 23 】 高の原第一自転車駐車場) から 166.7% (【 23 】 高の原第三自転車駐車場) とバラつきがあることが見てとれる。

他方、下表の【各施設ごとの使用料等の見直しの状況】のとおり、直近 10 年の間に使用料等を改定した施設は、「【 1 】 (1) 鴻ノ池陸上競技場」(平成 21 年度に実施)、「【 28 】 ロマントピア月ヶ瀬」(平成 27 年度に実施)のみであり、ほとんどの施設で使用料等の改定が行われていない。当時は適切な料金が設定されていたとしても、開設から年数が経過すると、物価変動や施設利用者数の増減、利用者層の変化、施設の老朽等による維持管理費及び修繕費の増加、指定管理者制度を新たに導入することによる管理運営に要するコストの変化などが生じている可能性がある。また、消費増税に対応した、使用料等に改定しなければ、実質的な収入は減少する。

使用料、利用料金の設定の透明性を高め、市民の納得感を得るためにも、公の施設のコストと受益者負担の考え方及びその見直しに関する統一的な基準を作り、使用料及び利用料金を設定すべきである。

なお、コストを積み上げた結果、周辺の類似施設よりも大幅に高い使用料等となる場合、自治体は当該施設におけるさらなるコスト削減に努める必要があり、場合によっては、コストがかかり過ぎているとの判断により、施設の廃止を検討していくことも考えられる。

【各施設ごとの使用料等の見直しの状況】

第4章 の番号	施設名	直近10年 (平成20年度～平成 29年度) の使用料等改定時期
【1】	(1) 鴻ノ池陸上競技場	平成21年度に改定
	(2) 鴻ノ池球場	改定していない
	(3) 鴻ノ池コート	
【2】	(1) 中央体育館	改定していない
	(2) 中央第二体育館	
	(3) 中央武道場	
	(4) 中央第二武道場	
	(5) 弓道場	
	(6) 鴻ノ池相撲場	
【3】	(1) 南部生涯スポーツセンター体育館等4体育 施設	改定していない
	(2) 柏木コート、柏木球技場	
【4】	(1) 西部生涯スポーツセンター体育館	改定していない
	(2) 西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	
	(3) 西部生涯スポーツセンタークラブハウス	
	(4) 西部生涯スポーツセンターゲートボール場	
	(5) 西部生涯スポーツセンターコート	
	(6) 西部生涯スポーツセンター球技場	
	(7) 緑ヶ丘球場	
	(8) 中ノ川球技場	
	(9) 奈良阪球技場	
	(10) 登美ヶ丘球技場	
	(11) 黒谷コート	
	(12) 黒谷球技場	
	(13) 平城第一コート	
	(14) 平城第一球技場	
	(15) 平城第二コート	
	(16) 平城第二球技場	
	(17) 佐保山コート	
	(18) 青山コート	

	(19) 青山プール	改定していない
【5】	ならやま屋内温水プール	改定していない
【6】	(1) コミュニティスポーツ会館	改定していない
	(2) コミュニティスポーツ広場	
	(3) コミュニティスポーツプール	
【7】	都祁生涯スポーツセンターコート等4 体育施設	改定していない
【8】	ならまちセンター	改定していない
【9】	西部会館市民ホール	改定していない
【10】	北部会館市民文化ホール	改定していない
【11】	音声館(おんじょうかん)	改定していない
【12】	入江泰吉記念奈良市写真美術館	改定していない
【13】	入江泰吉旧居	平成26年度に開設 その後改定していない
【14】	名勝大乘院庭園文化館	改定していない
【15】	杉岡華邨書道美術館	改定していない
【16】	市美術館	改定していない
【17】	なら100年会館	改定していない
【18】	なら100年会館駐車場	改定していない
【19】	JR奈良駅第1駐車場、JR奈良駅第2駐車場	改定していない
【20】	西部会館駐車場	改定していない
【21】	黒髪山キャンプフィールド	改定していない
【22】	青少年野外活動センター	改定していない
【23】	自転車駐車場	改定していない
【24】	都祁体育館	改定していない
【25】	(1) 月ヶ瀬体育館、	改定していない
	(2) 奈良県月ヶ瀬健民運動場	
【26】	ロマントピア月ヶ瀬	平成27年度に改定
【27】	梅の郷月ヶ瀬温泉	改定していない
【28】	月ヶ瀬温泉ふれあい市場	改定していない
【29】	湖畔の里“つきがせ”	改定していない

(出所：市から入手した資料より監査人が加工)

【参考】監査人による使用料の試算

他都市の事例を踏まえて、監査人が使用料の試算を行った。

試算の方法としては、「1室当たりのフルコストから使用料を算定する方式（例えばスポーツ施設、貸スペースの使用料）」と「1人当たりのフルコストから使用料を算定する方式（例えば文化施設の入館料等の使用料）」がある。ここでは、指定管理者制度を採用して複数施設の管理運営を委託している施設のうち、施設別コスト情報が収支報告書等で把握することが可能であった【2】中央体育館等6体育施設の中央体育館、中央第二体育館、中央武道場、中央第二武道場、弓道場、鴻ノ池相撲場について、「1室当たりのフルコストから使用料を算定する方式」により試算を行った。

【1室当たりのフルコストから使用料を算定する方式】

1 m^2 当たりの年間フルコスト = 対象施設全体のフルコストの総合計 ÷ 対象施設貸出面積の総合計

1 m^2 当たりの時間フルコスト = 1 m^2 当たりの年間フルコスト ÷ 対象施設年間平均利用可能時間

1室当たりのフルコスト = 1 m^2 当たりの時間フルコスト × 1室面積 × 利用時間

1室当たりの使用料 = 1室当たりのフルコスト × 受益者負担割合

なお、この試算は、あくまで入手した情報に基づき、監査人がいくつかの仮定を置いて計算したものである。

- ・当報告書内においては、以下のとおり定義している。

原価	ここでは、市が直接負担する経費（例えば、指定管理料等委託料、修繕費等）と減価償却費の合計額としている。公の施設を管理するための市職員の間接人件費を含んでいない。ただし、利用料金制を採用している施設については、指定管理料等委託料を控除して、指定管理者が当該施設の運営に要したコストを加算している。
フルコスト	上記原価に公の施設を運営するための市職員の間接人件費を含めたものとしている。
イニシャルコスト	施設の建設費など、初期投資に要した経費。
ランニングコスト	施設の維持・管理に要する経費。
減価償却費	固定資産を使用することに伴う価値の減少分。 施設の建設費などの価値の減少分を見積り、毎年、費用として認識する会計上の経費。

受益者負担率	受益者が実際に負担している、施設別の維持管理等に要する原価に対する施設別の使用料等収入の実績割合。
--------	---

(主に、あるべき使用料を算定する際にのみ用いる用語)

受益者負担割合	市が、市場性、必需性を考慮して設定する、フルコストに対する受益者が負担すべき割合。 第2【3】3. 監査の対象とした施設一覧における【「必需性」「市場性」による受益者負担割合に関するマトリクス表】を参考。
受益者負担額	受益者が使用料等により負担すべき額 (フルコスト×受益者負担割合)

統一的な基準を作成するには主に以下の項目を検討する必要があると考える。

1. 施設別コスト情報
2. イニシャルコストを含めるか否か
3. 間接人件費の按分方法
4. 各施設の施設区分ごとの受益者負担割合
5. 施設区分の想定利用率
6. 市外利用者の負担の程度
7. 情報発信等が主目的の施設における貸スペースの受益者負担
8. 需給を考慮した料金設定
9. その他の検討事項

1. 施設別コスト情報

使用料の算定にあたり、スポーツ施設や文化施設等の施設ごとに管理運営に要しているコストを把握する必要がある。

しかし、指定管理者制度を採用しているスポーツ施設でも、【1】鴻ノ池陸上競技場等3体育施設、【3】南部生涯スポーツセンター体育館等6体育施設、【4】西部生涯スポーツセンター体育館等19体育施設などは、複数施設の管理を委託しているにも関わらず、指定管理者から施設別のコスト情報を入手しておらず、スポーツ振興課自身も施設別のコストを把握していなかった。適切な使用料を算定するためには、施設別のコストを把握していく必要がある。

なお、試算においては、上述のとおり、施設別のコストが把握できる【2】中央体育館等6体育施設を利用している。

2. イニシャルコストを含めるか否か

受益者負担に対応させるコスト(受益者負担額)として、管理・運営コスト(ランニングコスト)に加えて、施設の建設費(イニシャルコスト)を含めるかどうかを決定する必要がある。具体的には、建設当時の取得価額を施設の耐用年数で除した減価償却費を加味するか否かである。

ここでは、イニシャルコストは利用者全体で負担させるべきという考え方と、公の施設は市民の共有財産であり、市民の誰もが利用できるとの理由により、使用料の算定には含めないという考え方がある。

また、後者の使用料の算定にイニシャルコストを含めない考え方で整理した場合には、市内利用者か市外利用者かを問わず、イニシャルコストを含めないという考え方と、市民からの公費(税金)によりイニシャルコストが賄われているため、市内利用者と市外利用者で使用料に差を設けるという考え方がある。すなわち、市民の使用料にはイニシャルコストを含めない一方、市外利用者は市民として税金を負担していないため、使用料にイニシャルコスト分を加味するという考え方である。

なお、試算においては、受益者負担の考え方を踏襲し、イニシャルコストも受益者負担額に含めて計算した。

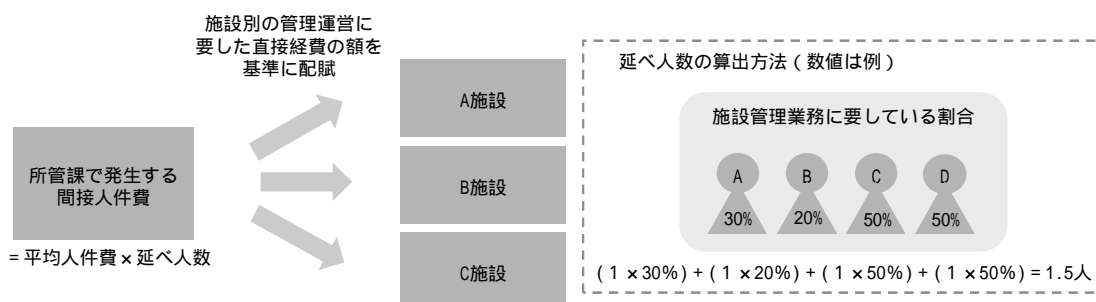
3. 間接人件費の按分方法

施設の維持費として、施設で発生する直接経費以外に、市役所庁舎で生じる人件費（間接人件費）がある。施設は単独で運営されるものではなく、市の施策に沿った運用がなされるように市役所からの管理・指導が必要となるため、ランニングコストとして受益者負担額に含める必要がある。これは指定管理制度を導入していても同じである。

しかし、間接人件費は、直接人件費と異なり、施設で発生するものではないため、施設に紐づけての測定が困難なものや、複数の施設にまたがって発生するものが多い。そのため、市役所職員の業務負担割合を算定するなど、一定の仮定や条件を設定して算定する必要がある。

なお、この試算においては、まず、事務分掌から算出した施設管理業務に要している延べ人数と平均人件費を乗じ、所管課で発生する間接人件費を算出した。次いで、所管課で発生する間接人件費を、施設ごとの管理運営に要した直接経費の額の割合で各施設に配賦した。

【間接人件費の算出のイメージ】



4. 各施設の施設区分ごとの受益者負担割合

概要で触れたように、施設の設置目的などによって行政が関与すべき度合い（公費で負担すべき度合い）や民間事業者によるサービス提供の有無などから収益性の度合いが異なるため、これらを考慮して、受益者負担割合を決定する必要がある。

なお、試算においては、各施設の施設区分（体育室、和室、会議室等）ごとに市場性の視点と必需性の視点の二軸で分類し、受益者負担割合を決定している。

ただし、施設ごとに判断する場合も、一般には同種の施設については同じ受益者負担割合となることが想定されるため、施設の区分ごとに分類することになるものと考えられる。

例えば「プール」における受益者負担率及び使用料単価は以下のとおりであり、現状では、使用料単価及び受益者負担率に差が見られる。

【市が所管しているプールの使用料一覧】

施設名	使用料(個人使用)	原価	使用料収入	受益者負担率
西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	2時間 800円 (小人 400円 2)	350,248千円 1	17,343千円	14.9% 1
青山プール	午前 300円 (小人 150円 2) 午後 400円 (小人 200円 2)		2,108千円	
ならやま屋内温水プール	1回 600円 3 (小人 300円 2)	52,870千円	4,786千円	9.1%
石打コミュニティスポーツプール	午前 300円 (小人 150円 2) 午後 400円 (小人 200円 2)	352千円	27千円	7.7%

1 西部生涯スポーツセンター体育館等 19 の体育施設を一括りで指定管理委託しているため、19 施設の合計のコスト及び受益者負担率を記載している。

2 「小人」とは 3 才以上 6 才以下の者、小学生の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。

3 「1 回」とは 2 時間以内における継続する使用をいう。

青山プール(屋外プール)や石打コミュニティスポーツプール(屋外プール)の使用料は、午前 300 円、午後 400 円(ともに大人)であるが、ならやま屋内温水プールは 1 回 600 円、西部生涯スポーツセンター屋内温水プールは 2 時間 800 円と、差が生じている。

また、受益者負担率も青山プール 14.9% (ただし指定管理者制度を導入している施設(西部生涯スポーツセンター体育館等 19 の体育施設)全体の受益者負担率) ならやま屋内温水プール 9.1%、石打コミュニティスポーツプール 7.7% とばらつきが生じている。このように各施設で受益者負担コストや使用料収入が異なり、受益者負担率にばらつきが見られる。

屋外プール、屋内プールで施設の充実度合(利用者が受ける便益)が異なるため、使用料に差が生じることが当然のことであるが、受益者負担割合の設定においては、類似施設であれば同水準の割合を設定することになる。このため、受益者負担率については、屋外プールであれ屋内プールであれ、同水準となる必要がある。

したがって、受益者負担割合は、施設の設置目的などによって行政が関与すべき度合

い(公費で負担すべき度合い)や民間事業者によるサービス提供の有無などから収益性の度合いを考慮して設定し、設定された受益者負担割合に基づき、施設の利便性や経年状況及び需給のバランスなどを複合的に考慮して受益者が負担する使用料を決定していく必要がある。

5. 施設区分の想定利用率

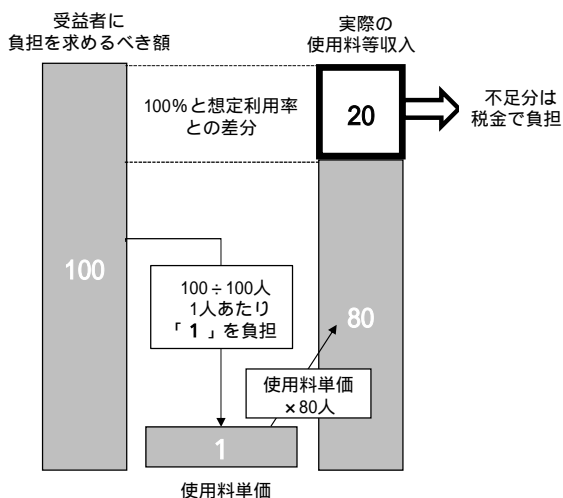
各施設の施設区分ごとのコスト及び受益者負担割合の決定により、施設区分ごとの受益者負担額が判明する。ここで、多くの施設では利用率 100%は想定できないため、仮に 100%利用を前提として単価を算出した場合には、結果として受益者負担額に達しないことになる。このため、使用料の算出に際し、想定される利用率を用いる必要がある。

なお、試算においては、想定利用率を平成 29 年度の施設利用率実績としている。

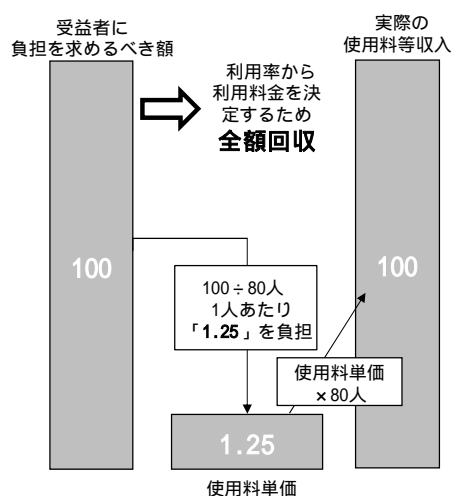
【想定利用率を用いた試算の考え方のイメージ】

【前提条件】	
受益者に負担を求めべき額	100
100%利用された場合の利用者	100人
想定利用率	80% (80人利用)

【100%利用を前提として単価を算出した場合】



【想定利用率を前提として単価を算出した場合】



6. 市外利用者の負担

受益者負担割合が 100%でない限り、施設の運用には市の税金を投入することになる。この場合、市の税金を負担している市民と税金を負担していない市外利用者間で不公平が生じるため、市外利用者用の使用料を設定するという考え方もある。

なお、試算においては、受益者負担割合の設定は市の行政判断による側面が大きく、市外利用者の使用料の設定については考慮していない。

7．情報発信等が主目的の施設における貸スペースの受益者負担

施設の主目的が情報発信や、資料の収集・整理・保存等であり、そのための設備（以下、「情報発信等のための設備」という。）に併設する形で貸会議室等の貸スペースがあるケースがある。この場合、情報発信等のための設備の維持・管理に要するコストを貸スペース等を利用する者に負担させることは受益者負担の考え方からすると不合理であり、これらは税金により充当されるべきコストと言える。このため、施設の主目的が情報発信等であれば、情報発信等に要するコスト及び情報発信等の設備の維持・管理に要するコストを控除して、貸スペースの受益者負担額を算出する必要がある。

なお、試算においては、スポーツ施設を対象としているため、考慮していない。

8．需給を考慮した料金設定

使用料は、使用時間帯などの区分毎の利用状況を考慮して設定することが考えられる。つまり、利用率が高い時間帯では需要が高いため、使用料を増額することで需要を抑制し、反対に利用率が低い時間帯では需要が低いため、使用料を減額することで需要を喚起する考え方である。

例えば、平日と休日の曜日の区分や朝、昼、晩の時間帯の区分などが考えられる。

なお、試算においては、時間別の利用率の把握ができなかったため、考慮していない。

9．その他の検討事項

入場料を徴収するようなスポーツイベントやプロスポーツクラブが専用で利用するなど営利を目的として施設を使用する場合は、需給のバランスを考慮し、市の判断により増額した使用料を設定することが考えられる。

なお、試算においては、増額する割合などは市が判断すべき事項となるため、考慮していない。

【試算結果】

試算の結果は下表のとおりである。算出した使用料の現在の使用料に対する倍率は、最も高いところで7.3倍（中央武道場の会議室）から最も低いところで0.2倍（弓道場）とばらつきがあった。

なお、試算にあたっての仮定及び算出手順については、巻末の付録に掲載している。

(単位：円)

施設区分	㎡	フルコスト 1	1㎡当たりの年間フルコスト (A) =施設単体のフルコストの総合計 +対象施設貸出面積の総合計	年間平均利用可能時間 (B) =全日(12時間)×稼働日302日	1㎡当たりの時間フルコスト =(A)÷(B)	想定利用率 (平成29年度利用率)	受益者負担割合	区分	12時間		市場性	必要性							
									9:00~21:00	全日									
中央体育館	体育館	2042.18	53,285,948	25,469	3,624	7.03	93.6%	50%	現在の使用料	18,000	B								
	会議室 (面積概算)	50							算出使用料	91,998									
									倍率(算出/現在)	5.1									
									現在の使用料	2,250	A								
									算出使用料	4,498									
									倍率(算出/現在)	2.0									
中央第二体育館	体育館	720	30,400,350	25,983	3,624	7.17	94.0%	50%	現在の使用料	9,000	B								
	小体育館	300							算出使用料	32,947									
	ウエイトリフティング室 (面積概算)	300							倍率(算出/現在)	3.7									
									現在の使用料	3,750	B								
									算出使用料	13,729									
									倍率(算出/現在)	3.7									
1室あたり原価から使用料を算定する方法に馴染まないため、算出していない。																			
中央武道場	主道場	634	33,153,923	29,826	3,624	8.23	61.5%	50%	現在の使用料	15,000	B								
	中道場	352.8							算出使用料	50,902									
										倍率(算出/現在)	3.4								
	和室	23.18							現在の使用料	9,000	B								
									算出使用料	28,325									
									倍率(算出/現在)	3.1									
									現在の使用料	2,250	B								
									算出使用料	1,854									
									倍率(算出/現在)	0.8									
									現在の使用料	2,250	A								
									算出使用料	16,309									
									倍率(算出/現在)	7.2									
中央第二武道場	武道場 (独占利用)	900	30,802,374	32,424	3,624	8.95	71.5%	50%	現在の使用料	15,000	B								
	会議室 (面積概算)	50							算出使用料	67,566									
									倍率(算出/現在)	4.5									
									現在の使用料	2,250	A								
									算出使用料	7,497									
									倍率(算出/現在)	3.3									
鴻/池相撲場 3		143.1	88,837	621	3,624	0.17	9.5%	25%	現在の使用料 2	2,000	C								
									算出使用料	763									
									倍率(算出/現在)	0.4									
弓道場		480.84	1,237,467	2,574	3,624	0.71	86.6%	50%	現在の使用料	11,250	B								
									算出使用料	2,361									
									倍率(算出/現在)	0.2									

1 フルコストは、市が負担した直接経費と減価償却費と間接人件費の合計である。

2 鴻/池相撲場は8時間(9:00~17:00)の使用料としている。

3 原則、スポーツ施設の受益者負担割合を50%としているが、鴻/池相撲場は非市場的であるとし、受益者負担割合を25%で試算している。

(出所：市から入手した資料より監査人が加工)

【2】全般的意見/各論

1. 施設別のコストを把握することが望ましい（意見）

施設の使用料収入及び利用料金収入や規模が異なることから、実際に発生するコストも施設ごとで異なるが、現状として指定管理者の決算報告は、複数の施設を一括した数値で報告されている場合があった。また、市としても施設ごとの決算報告を求めておらず、施設ごとのコストを把握していない状況である。

施設別のコストを把握せず決算報告の際に一括した数値で報告を行った場合、指定管理料の算定に際して、施設別の状況を加味した精緻な見積りを実施することができない。また、施設別の運営の効率性等を評価することができず指定管理業務が施設ごとに適切に行われているかについて所管課で把握することが困難となる。

さらに、第3【1】1. 使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき（結果）で記載のように受益者負担割合を加味した使用料及び利用料金の設定を行う際には、利用料金の設定単位別のコストを把握する必要があるが、その前提として施設別のコスト把握を行う必要がある。

これらの状況から、指定管理者が施設別のコストの状況を市へ報告するよう仕様書等に記載するなど、施設別のコストを把握することが望ましい。

なお、使用料等の設定は施設ごとに行う場合の他、例えばプールやテニスコートなど類似の施設をグルーピングして同一の使用料等を設定する場合も考えられる。

2. 減免額を把握することが望ましい（意見）

各公の施設でそれぞれ条例等により減免基準を定め、ルールに則った運用を行っている。当包括外部監査の対象とした公の施設のうち、減免額を把握している施設の使用料及び減免額は以下のとおりである。

【使用料または利用料金及び減免額】

第4章 の番号	施設名	平成29年度 使用料 (千円)	平成29年度 減免額 (千円)
【1】	鴻ノ池陸上競技場等3体育施設	22,479	316
【4】	西部生涯スポーツセンター体育館等 19体育施設	45,556	46,569
【5】	ならやま屋内温水プール	4,786	4,111
【23】	自転車駐車場	63,070	675
小計		135,891	51,671
その他の施設		391,842	-
合計		527,733	51,671

(出所：市作成資料より監査人加工)

上表のとおり、減免額は使用料の1割弱となっており、一定の重要性があることがわかった。しかし、上表の「その他の施設」のうち、減免が行われているものの、減免額の把握を行っていない施設があった。そのため、実際には上表の減免額を超える減免が行われていることとなる。

利用料金制を採用していない場合、減免が行われれば市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになる。公費を充当するからには、減免基準を設定する際、いくらを市民全体で負担するかについて検討したうえで、減免基準を決定することが求められる。そのためには、現状の減免額を把握することが必要となる。

したがって、指定管理者制度を採用している場合には、指定管理者に対して、事業報告書等により減免回数及び減免額を市に報告させるように、仕様書を変更する必要がある。また、直営の場合も同様に所管課が減免額を把握することが望ましい。

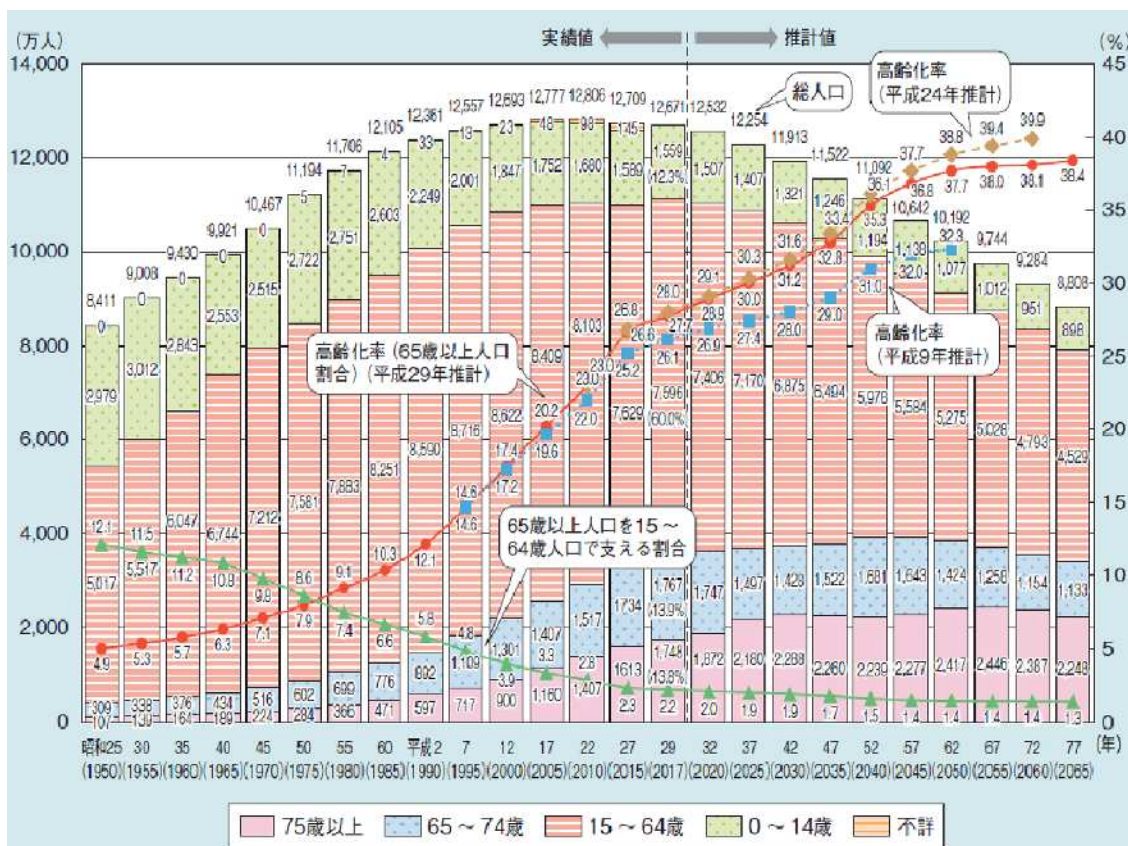
なお、減免以外にも使用料を不徴収あるいは減額している場合についても同様に無料あるいは減額した金額を把握することが望まれる。

3. 減免基準を検討することが望ましい（意見）

市は、平成21年度から『奈良市まちづくりプログラム』における市民の生活像づくりの、“生きがいを持ち、健康で長生きできるまちづくり”に向けて高齢者（65歳以上）の市民がプールを利用することで、生きがいを持ち、健康で長生きできるよう、個人使用する場合の使用料を免除することとなり、現在までこの制度を継続している。また、文化振興課が所管する施設の一部では、70歳以上を免除の対象としている。

しかし、少子高齢化が進む中で、65歳以上の高齢者人口が平成29年度の27.7%から平成48年度に33.3%、平成77年度には38.4%に増加していくことが見込まれる（平成30年度高齢者社会白書参考）。また、「内閣府が60歳以上の者を対象に行った調査では、経済的な暮らし向きについて「心配ない」（「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」と「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」の計）と感じている人の割合は全体で64.6%となっている。その他、年齢階級別に見ると、年齢階層が高いほど「心配ない」と回答した割合は高く、80歳以上では71.5%となっている。」（平成30年度高齢者社会白書から抜粋）とあり、65歳以上の高齢者の中にも経済的にゆとりがある世帯も多い。

【年齢区分毎の人口割合】



(出所：平成30年度高齢者社会白書から抜粋)

現行制度を維持すると、今後、高齢者人口の増加により減免対象者及び減免額が増加し、結果、市民による税金負担が増加していくことが見込まれる。

このため、市の昨今の厳しい財政状態を踏まえ、年齢基準のみで使用料を減免している現行制度を含め、減免の対象や減免額等を再検討することが望まれる。

なお、減免以外にも使用料を無料あるいは減額している場合においては、施設の状況に応じて、対象者の範囲及び減額する金額を定期的に検討することが望まれる。

4. 施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい(意見)

公の施設がその設置目的に沿って十分に利用されるには、使用料及び利用料金収入水準を適切なものとするに加え、施設利用率を適切に管理することが重要である。施設利用率の管理状況について確認したところ、所管課は、公の施設の管理運営状況の把握のため、各施設の施設利用率実績を把握しているが、施設の管理運営者が作成する事業計画書には、施設利用率に関する目標を設定することを求めていなかった。

施設利用率に関する目標を設定しなければ、使用料等収入向上のための取組が意識的になされず、施設の管理運営についての事務事業評価の観点からも、PDCA サイクル

が適切に回せない可能性がある。

市は、所管課の施設管理担当者及び指定管理対象施設においては指定管理者に公の施設の施設利用率に関する目標を設定させ、毎年度の実績や達成率をモニタリングすることにより、管理運営に関する事業評価を行うことが望まれる。また、施設管理担当者及び指定管理者は、施設利用率向上または改善するための可能な対応策を検討することが望まれる。対応策により施設が市民にとっていっそう魅力ある施設となれば、施設の設置目的にも貢献することになる。

なお、第3【1】1.使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき(結果)で記載した、原価計算を用いた使用料の算定をすることになった場合には、施設利用率が向上すると、使用料が安くなるという、反比例の関係となる。すなわち、受益者が50人の施設と100人の施設があった場合、100人の施設のほうが1人当たりコストが安くなるので、使用料も低く設定できることになる。そのため、目標利用率を設定するには、この目標利用率と使用料単価のバランスも考慮しつつ決定することが望ましい。

5. 指定管理者の管理を適切に行うことが望ましい(意見)

公の施設を運営するために、市は多くの施設で指定管理者制度を採用し、効果的・効率的な運営を行えるように努めている。しかし、今回の監査対象とした公の施設の指定管理者について、下記のとおりいくつかの課題が発見された。

今回調査した範囲において課題が発見された指定管理者に係る結果及び意見をまとめると以下ようになる。

結果/ 意見	題名	内容	第4章 の番号
結果	収支報告/決算書を事実に基づき適切に作成すべき	指定管理者から提出される収支報告/決算書が収支が一円単位で一致していた。予算書と決算書が同額で作成されていた。	【6】 【18】 【19】 【20】 【23】
意見	予算書と決算書の差を把握することが望ましい	決算数値の一部が予算書とかけ離れていたがその原因を指定管理者に確認していなかった。	【23】
意見	指定管理者制度を継続するかどうかについて検討することが望ましい	指定管理者制度を導入するには、一定の事務コストが生じることを前提として、その導入効果を検討する必要がある。	【28】 【29】

一方で、地方自治法で指定管理者制度について以下の定めがある。

地方自治法（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（中略）

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

指定管理者制度を採用する場合、市は設置者としての責任を果たすため、指定管理者を監督する立場にある。しかし、現状では上表のように課題があり、監督しきれていない部分がある。また、将来、第 3【1】1 . 使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき（結果）で記載した方法によって使用料を算定するとなると、指定管理料が適切に設定されていなければ、適切な使用料水準が算定できなくなる。

例えば、上記の「収支報告/決算書を事実に基づき適切に作成すべき」という結果においては、指定管理者からの予算書と決算書が一円単位で一致して作成されていたものがあつた。この場合、実際に掛かった費用がいくらだったのかわからないため、指定管理料が適切な水準だったかの検討が行えなくなってしまう。

これらの課題は、各所管課が対応するだけでなく、全庁的な対応が重要になってくる。また、市は所管課が指定管理者から入手すべき報告書等を漏れなく入手しているか、入手した報告書等に基づいて指定管理者を評価しているかなど、所管課が指定管理者を適切に管理しているかどうかの状況を把握できる体制づくりを行うことが求められる。

市は、指定管理者への指導の仕方を見直し、適切な指定管理料の設定、ひいては適切な使用料算定を実施することが望まれる。

さらに、上記の結果及び意見について、今回の調査対象とはなっていない指定管理者についても同様の問題が生じていないか、確認することが望ましい。

第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見

本章での各施設の記載項目は以下のルールに則り記載している。

【各施設の記載項目の説明】

【XX】 (施設名)

1. 概要

施設名		所管課	
根拠法令等		開始年度	1
指定管理者		管理運営形態	2
使用料の概要			
主な料金体系	3		
使用料の減免	4		
使用料/利用料金 (千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)
	5		
原価(千円)	6		
受益者負担率(%)	7		
減免額(千円)	8		
利用人数(人)			

2. 監査の結果及び意見

(1) について

に関する現状

監査の結果

意見

- 1 「開始年度」・・・公の施設の設置年度を記載している。
- 2 「管理運営形態」・・・市の直営か指定管理者制度（指定管理）かを記載している。
- 3 「主な料金体系」・・・料金体系のうち主なものを監査人が判断し抜粋している。
- 4 「使用料の減免」・・・条例等で定められている公の施設の減免規定を抜粋している。
なお、利用料金制を採用している場合には、利用料金の減免規定を記載している。
- 5 「使用料/利用料金」・・・使用料収入がある場合は使用料を記載し、利用料金制を採用している場合は利用料金を記載している。

6「原価」・・・市が直接負担する経費（例えば、指定管理料等委託料、修繕費等）及び減価償却費の合計額を記載している。公の施設を運営するための市職員の間接人件費は含んでいない。ただし、利用料金制を採用している施設については、指定管理料等委託料を控除して、指定管理者が当該施設の運営に要したコストを加算した額を記載している。

7「受益者負担率」・・・使用料/利用料金を原価で除した率を記載している。

8「減免額」・・・条例等に基づき減免された額を記載している。

【1】鴻ノ池陸上競技場等3体育施設

1. 概要

鴻ノ池運動公園は、県内唯一の第1種公認陸上競技場、県内最大の大きさを誇る体育館、また野球場、武道場、テニスコートなどで構成されている。鴻ノ池陸上競技場は、日本でも数少ないブルートラックの競技場で、全国大会の開催実績も多数あり、サッカーやラグビーのトップリーグも開催される設備の整った施設である。また、第3種公認の補助競技場もあり、試合の際のウォーミングアップや高齢者のグランドゴルフやゲートボール大会等に利用されている。毎年12月には「奈良マラソン」が開催され、18,000人も市民ランナーの方が参加される奈良の一大イベントとなっている。第二武道場は競技面積が900㎡の広さがあり、柔道コートを4面取ることができ、一度に多くの練習をすることができる。柔道の他には、空手、合気道等で利用されており、数多くの大会が開催されている。その他、ランニングコースもあり、様々なスポーツに取り組むことが出来る施設となっている。

このうち、屋外施設（鴻ノ池陸上競技場、鴻ノ池球場、鴻ノ池コート）は長谷川体育施設・キタイ設計グループを指定管理者としており、個別の施設の概要は以下のとおりである。

なお、鴻ノ池運動公園の屋内施設については、指定管理者が異なり別契約となることから【2】中央体育館等6体育施設にて掲載している。

(1) 鴻ノ池陸上競技場の概要

施設名	鴻ノ池陸上競技場	所管課	スポーツ振興課	
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	昭和58年度	
指定管理者	長谷川体育施設・キタイ設計グループ	管理運営形態	指定管理	
使用料の概要	競技場、トレーニング室、会議室等の使用料			
主な料金体系	区分 (単位：円)	午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	全日 9:00 ~17:00
	主競技場(入場料有り)	9,600	12,800	25,600
	主競技場(入場料無し)	4,800	6,400	12,800
	主競技場・球技(入場料有り)	42,000	56,000	112,000
	主競技場・球技(入場料無し)	19,500	26,000	52,000
	主競技場(個人使用)	200	250	-
	補助競技場(陸上競技)	3,000	4,000	8,000

	補助競技場（球技等）	1,800	2,400	4,800								
	補助競技場（個人使用）	150	200	-								
	投てき練習場（独占使用）	1,800	2,400	4,800								
	投てき練習場（個人使用）	150	200	-								
	多目的広場（独占使用）	1,800	2,400	4,800								
	多目的広場（個人使用）	150	200	-								
	トレーニング室（独占使用）	600	800	-								
	トレーニング室（個人使用）	150	200	-								
	1階会議室（1室につき）	450	600	1,200								
	2階会議室（1室につき）	600	800	1,600								
	役員室（1室につき）	450	600	1,200								
	<p>なお、主競技場については、アマチュアスポーツ以外で利用する場合には異なる料金設定がある。</p> <p>また、次の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="523 1003 1289 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>土日祝日 （個人使用除く）</th> <th>市外利用 （個人使用除く）</th> <th>高校生以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>						土日祝日 （個人使用除く）	市外利用 （個人使用除く）	高校生以下	割合	1.2	2.0
	土日祝日 （個人使用除く）	市外利用 （個人使用除く）	高校生以下									
割合	1.2	2.0	0.5									
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。											
使用料（千円）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （予算）								
	13,865	14,532	12,901	14,624								
原価(千円)	21,034	22,173	23,403									
受益者負担率（％）	下記、【鴻ノ池陸上競技場等3体育施設の受益者負担率】を参照											
減免額(千円)	535	-	316									
利用者数(人)	430,004	417,208	392,808									

長谷川体育施設・キタイ設計グループが(1)～(3)の指定管理者のため、当該金額には指定管理料を含めていない。

(2) 鴻ノ池球場の概要

施設名	鴻ノ池球場			所管課	スポーツ振興課								
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則			開始年度	昭和 30 年度(昭和 58 年改装)								
指定管理者	長谷川体育施設・キタイ設計グループ			管理運営形態	指定管理								
使用料の概要	球場及び会議室の使用料												
主な料金体系	区分 (単位：円)	午前	午後	夜間	全日								
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00								
	球場(入場料有り)	18,000	24,000	36,000	90,000								
	球場(入場料無し)	2,100	2,800	4,200	10,500								
	会議室	600	800	1,200	3,000								
	<p>なお、球場については、アマチュアスポーツ以外で利用する場合には異なる料金設定がある。</p> <p>また、次の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>土日祝日</td> <td>市外利用</td> <td>高校生以下</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> </tr> </table>							土日祝日	市外利用	高校生以下	割合	1.2	2.0
	土日祝日	市外利用	高校生以下										
割合	1.2	2.0	0.5										
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。												
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)									
	2,511	2,341	2,514	2,679									
原価(千円)	5,814	6,595	5,782										
受益者負担率(%)	下記、【鴻ノ池陸上競技場等 3 体育施設の受益者負担率】を参照												
減免額(千円)	-	-	-										
利用者数(人)	35,250	41,939	33,459										

長谷川体育施設・キタイ設計グループが(1) ~ (3) の指定管理者のため、当該金額には指定管理料を含めていない。

(3) 鴻ノ池コートの概要

施設名	鴻ノ池コート			所管課	スポーツ振興課
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則			開始年度	昭和 60 年度
指定管理者	長谷川体育施設・キタイ設計グループ			管理運営形態	指定管理
使用料の概要	庭球場の使用料				
主な料金体系	区分 (単位：円)	午前	午後	全日	
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	
	庭球場(人工芝)	1,350	1,800	3,600	
	庭球場(人工芝以外)	900	1,200	2,400	
	また、次の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。				
	土日祝日	市外利用	高校生以下		
割合	1.2	2.0	0.5		
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。				
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	7,299	7,225	7,062	7,887	
原価(千円)	1,597	429	915		
受益者負担率(%)	下記、【鴻ノ池陸上競技場等 3 体育施設の受益者負担率】を参照				
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	42,021	41,281	50,166		

長谷川体育施設・キタイ設計グループが(1) ~ (3) の指定管理者のため、当該金額には指定管理料を含めていない。

指定管理料については一括して指定管理者に支払っているため、以下の表にて上記3施設を合計した受益者負担率を算定する。

【鴻ノ池陸上競技場等3体育施設の受益者負担率】

(単位：千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入合計	23,676	24,098	22,479	25,190
原価合計	28,445	29,197	30,099	
指定管理料	77,080	77,080	77,080	
受益者負担率	22.4%	22.6%	20.9%	

2. 監査の結果及び意見

(1) 施設別のコストの把握について

施設別のコストの把握に関する現状

市は、指定管理業務を施設ごとではなく、効率的に業務が行えるよう類似の施設等を一括りにし、その管理・運営を指定管理者へ委託している。また、市は、毎年度指定管理者から指定管理業務の収支報告を受けているが、施設ごとの収支報告ではなく、一括りの指定管理業務として収支報告書を受領している。このため、市は毎年度、指定管理者評価表により、指定管理者の業務が多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることができているかを評価しているが、施設ごとの評価は行われていなかった。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 施設別のコストを把握することが望ましい

施設別のコストを把握せず決算報告の際に一括した数値での報告を行った場合、指定管理料の算定に際して施設別の状況を加味した精緻な見積りを実施することが困難となる。また、施設別の運営の効率性等を評価することができず指定管理業務が施設ごとに適切に行われているかについて所管課で把握することが困難となると考えられる。

これらの状況から、市は施設別の運営状況を評価するため、施設別のコストを把握することが望ましい。

なお、第3【1】1. 使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき(結果)で記載のように受益者負担率を加味した使用料及び利用料金の設定を行う際にも、利用料金の設定単位別のコストを把握する必要があるが、その前提として施設別のコスト把

握を行う必要がある。

(2) 駐車場の有料化について

駐車場の有料化に関する現状

鴻ノ池運動公園は年間 80 万人を超える利用がある。公園内には数か所の駐車場スペース（臨時駐車スペースを含めると約 1,000 台駐車可能）があり、整地されている箇所と整理をされずに駐車スペースとして開放している箇所など様々であるが、この駐車場を運動公園利用者は無料で使用することができる。また、施設内で大規模なイベントが開催される場合は、設置している駐車場に全台数を収容することができず、鴻ノ池運動公園内の投てき練習場を臨時駐車場として無料開放する場合もあるとのことであり、多くの利用者が無料で駐車場を利用している。一方、駐車場の整備（整地）には建設費用が投じられているが、その費用は市民の税金で負担している。

なお、スポーツ振興課所管の駐車場はすべて使用料を無料としている、とのことである。

【鴻ノ池運動公園内の駐車場】



監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

) 駐車場の有料化を検討すべき

駐車場の整備には建設費用が投入されており、駐車場関連の修繕費等の経費も含め市民の税金で負担している。また、公園内には、多数の駐車場が点在しているため、全駐車場を一括りに有料化するとすると、一つ一つの駐車スペースを整備するコスト（整

地費用や機械式のゲートを導入する費用)や維持管理コスト(機械式ゲートの管理など)が多額となり、駐車場収入により賄うことが困難となることも考えれる。また、現状の駐車場は、整地している箇所と整地をせずに駐車スペースとして開放している箇所など様々で建設費用の大小もあり、受益者負担の考え方を踏襲すると、整地せずに駐車スペースとして開放しているところについては、無料でよいのではないか、との考えに至ることもあるかもしれない。

公園の駐車場を有料とするか無料とするかについては、他の地方公共団体でも議論されており、政策的判断を伴うものであるが、本来の受益者負担の考え方によると、公園内のすべての駐車場整備に要したコストは駐車場(解放されている駐車スペースを含む)を利用する者(便益を享受する者)が負担すべきであり、近隣の奈良公園や平城宮跡歴史公園においても、駐車場の有料化がすすめられていることから鴻ノ池運動公園においても検討の余地があると考えられる。

なお、検討にあたっては、駐車スペースの台数、位置、イベント開催時の臨時駐車スペースの需要等を考慮し、一部のスペースのみを有料化する、という考え方もある。

【2】中央体育館等6体育施設

1. 概要

中央体育館等6体育施設の内訳は、以下のとおりである。

施設の種類	設置数(カ所)
体育館	2
武道場	2
弓道場	1
相撲場	1

上記施設の多くは、市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため、昭和59年の奈良わかさ国体に備えて設置された。

従前は鴻ノ池陸上競技場等3体育施設(以下 屋外施設)も含め、一括して一般財団法人奈良市総合財団が指定管理者に指定されていたが、屋外施設について公募により指定管理者が変更されたことに伴い、上記施設について非公募により一括して奈良市総合財団が指定管理者に指定されている。

個別の施設概要は、以下のとおりである。

(1) 中央体育館の概要

施設名	中央体育館	所管課	スポーツ振興課		
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	昭和47年度		
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	体育館及び会議室の使用料				
主な料金体系	区分 (単位:円)	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 21:00	全日 9:00 ~ 21:00
	体育館(入場料有)	10,800	14,400	21,600	54,000
	体育館(入場料無)	3,600	4,800	7,200	18,000
	会議室	450	600	900	2,250
	なお体育館については、部分使用の場合及びアマチュアスポーツ以外で利用する場合には異なる料金設定がある。				
また以下の場合については上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする					

		土日祝日	市外利用	高校生以下
	割合	1.2	2.0	0.5
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	10,545	12,168	19,858	12,198
原価(千円)	131,862	125,799	125,802	
受益者負担率(%)	下記、【中央体育館等 6 体育施設の受益者負担率】を参照			
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	147,051	158,918	157,521	

(2) 中央第二体育館の概要

施設名	中央第二体育館	所管課	スポーツ振興課		
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	昭和 53 年度		
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	体育館等の使用料				
主な料金体系	区分 (単位:円)	午前	午後	夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	体育館(独占使用)	1,800	2,400	3,600	9,000
	小体育館(独占使用)	750	1,000	1,500	3,750
	小体育館(個人使用)	150	200	300	
	ウェイトリフティン グ室(独占使用)	450	600	900	2,250
	ウェイトリフティン グ室(個人使用)	150	200	300	
なお体育館については、部分使用の場合には異なる料金設定がある。					

	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。			
		土日祝日 (個人使用除く)	市外利用 (個人使用除く)	高校生以下
	割合	1.2	2.0	0.5
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	3,610	3,976	4,792	3,978
原価(千円)	3,264	3,201	3,056	
受益者負担率(%)	下記、【中央体育館等 6 体育施設の受益者負担率】を参照			
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	52,506	53,332	51,983	

(3) 中央武道場の概要

施設名	中央武道場	所管課	スポーツ振興課		
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	昭和 49 年度		
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	武道場及び会議室の使用料				
主な料金体系	区分 (単位:円)	午前	午後	夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	主道場(独占使用)	3,000	4,000	6,000	15,000
	中道場(独占使用)	1,800	2,400	3,600	9,000
	中道場(個人使用)	150	200	300	
	和室(独占使用)	450	600	900	2,250
和室(個人使用)	150	200	300		

	会議室	450	600	900	2,250
	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。				
		土日祝日 (個人使用除く)	市外利用 (個人使用除く)	高校生以下	
	割合	1.2	2.0	0.5	
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。				
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	3,517	5,621	4,719	5,631	
原価(千円)	4,735	4,721	5,202		
受益者負担率(%)	下記、【中央体育館等 6 体育施設の受益者負担率】を参照				
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	68,643	76,403	73,133		

(4) 中央第二武道場

施設名	中央第二武道場	所管課	スポーツ振興課		
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	平成 2 年度		
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	武道場及び会議室の使用料				
主な料金体系	区分 (単位:円)	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 21:00	全日 9:00 ~ 21:00
	武道場(独占使用)	3,000	4,000	6,000	15,000
	武道場(部分使用)	1,050	1,400	2,100	
	武道場(個人使用)	150	200	300	
	会議室	450	600	900	2,250

	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。			
		土日祝日 (個人使用除く)	市外利用 (個人使用除く)	高校生以下
	割合	1.2	2.0	0.5
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	2,293	2,198	2,322	2,198
原価(千円)	9,247	9,247	9,296	
受益者負担率(%)	下記、【中央体育館等 6 体育施設の受益者負担率】を参照			
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	46,839	57,579	64,032	

(5) 弓道場

施設名	弓道場	所管課	スポーツ振興課		
根拠法令等	奈良市体育施設条例、奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	昭和 53 年度		
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	弓道場の使用料				
主な料金体系	区分 (単位:円)	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 21:00	全日 9:00 ~ 21:00
	弓道場(独占使用)	2,250	3,000	4,500	11,250
	弓道場(個人使用)	150	200	300	
	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。				

		土日祝日 (個人使用除く)	市外利用 (個人使用除く)	高校生以下
	割合	1.2	2.0	0.5
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	2,551	2,720	2,762	2,720
原価(千円)	818	818	867	
受益者負担率(%)	下記、【中央体育館等 6 体育施設の受益者負担率】を参照			
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	19,292	20,915	20,822	

(6) 鴻ノ池相撲場

施設名	鴻ノ池相撲場	所管課	スポーツ振興課	
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	平成 2 年度	
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理	
使用料の概要	相撲場の使用料			
主な料金体系	区分 (単位:円)	午前 9:00～12:00	午後 13:00～7:00	全日 9:00～17:00
	相撲場	750	1,000	2,000
	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。			
		土日祝日	市外利用	高校生以下
	割合	1.2	2.0	0.5
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			

使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	46	45	55	45
原価(千円)	-	26	85	
受益者負担率(%)	下記、【中央体育館等 6 体育施設の受益者負担率】を参照			
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	1,844	928	784	

指定管理料については一括して指定管理者に支払っているため、以下の表にて上記 6 施設を合計した受益者負担率を算定する。

【中央体育館等 6 体育施設の受益者負担率】

(単位：千円)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入合計	22,565	26,731	34,512	26,770
原価合計	22,294	23,090	23,071	
指定管理料	127,000	120,720	121,235	
受益者負担率	15.0%	18.5%	23.9%	

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【3】南部生涯スポーツセンター体育館等6体育施設

1. 概要

市が掲げる基本理念「スポーツでまちづくり」を実現するため、南部生涯スポーツセンター（体育館、球技場、コート、多目的コート）、柏木球技場、柏木コートでは、安全安心な「場」づくり、多様な市民ニーズに応える「サービス」づくり、多くの市民が参加できる「機会」づくりを行い、屋内外の様々なスポーツを実施できる環境となっている。

(1) 南部生涯スポーツセンター体育館等4体育施設の概要

施設名	南部生涯スポーツセンター体育館 南部生涯スポーツセンターコート 南部生涯スポーツセンター球技場 南部生涯スポーツセンター多目的コート	所管課	スポーツ振興課		
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	平成3年度(屋内)平成5年度(屋外)		
指定管理者	ミズノ・奈良市総合財団グループ	管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	体育館等の使用料				
主な料金体系	区分 (単位:円)	午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~21:00	全日 9:00 ~21:00
	体育館(独占使用)	1,800	2,400	3,600	9,000
	和室	450	600	900	2,250
	会議室	150	200	300	750
	・体育館の部分使用(1/2未満)の場合は1/2相当分				
	区分 (単位:円)	午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	全日 9:00 ~17:00	
	庭球場(人工芝以外)	900	1,200	2,400	
多目的コート	750	1,000	2,000		
球技場	1,650	2,200	4,400		

	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。			
		土日祝日	市外利用	高校生以下
	割合	1.2	2.0	0.5
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	3,805	3,665	3,831	3,932
原価(千円)	29,170	29,429	29,392	
受益者負担率 (%)	下記、【南部生涯スポーツセンター体育館等 6 体育施設の受益者負担率】を参照			
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	59,856	60,875	64,487	

ミズノ・奈良市総合財団グループが(1)～(2)の指定管理者のため、当該金額に指定管理料を含めていない。

(2) 柏木コート、柏木球技場の概要

施設名	柏木コート、柏木球技場	所管課	スポーツ振興課		
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	昭和 51 年度		
指定管理者	ミズノ・奈良市総合財団グループ	管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	庭球場及び球技場の使用料				
主な料金体系	区分 (単位：円)	午前 9:00 ～ 12:00	午後 13:00 ～ 17:00	夜間 18:00 ～ 21:00	全日 9:00 ～ 21:00
	庭球場(人工芝以外)	900	1,200	-	2,400
	球技場	1,800	2,400	3,600	9,000
	庭球場の全日は 9:00～17:00 また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。				
		土日祝日	市外利用	高校生以下	

	割合	1.2	2.0	0.5
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	4,145	4,204	3,984	4,645
原価(千円)	935	813	1,470	
受益者負担率 (%)	下記、【南部生涯スポーツセンター体育館等 6 体育施設の受益者負担率】を参照			
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	44,582	49,669	50,140	

ミズノ・奈良市総合財団グループが(1)～(2)の指定管理者のため、当該金額に指定管理料を含めていない。

指定管理料については一括して指定管理者に支払っているため、以下の表にて上記 2 施設を合計した受益者負担率を算定する。

【南部生涯スポーツセンター体育館等 6 体育施設の受益者負担率】

(単位：千円)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入合計	7,951	7,869	7,816	8,577
原価合計	8,005	8,142	8,762	
指定管理料	22,100	22,100	22,100	
受益者負担率	26.4%	26.0%	25.3%	

2. 監査の結果及び意見

(1) 施設別のコストの把握について

施設別のコストの把握に関する現状

市は、指定管理業務を施設ごとではなく、効率的に業務が行えるよう類似の施設等を一括りにし、その管理・運営を指定管理者へ委託している。また、市は、毎年度指定管理者から指定管理業務の収支報告を受けているが、施設ごとの収支報告ではなく、一括りの指定管理業務として収支報告書を受領している。このため、市は毎年度、指定管理者評価表により、指定管理者の業務が多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると

ともに、経費の節減等を図ることができているかを評価しているが、施設ごとの評価は行われていなかった。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）施設別のコストを把握することが望ましい

施設別のコストを把握せず決算報告の際に一括した数値での報告を行った場合、指定管理料の算定に際して施設別の状況を加味した精緻な見積りを実施することが困難となる。また、施設別の運営の効率性等を評価することができず指定管理業務が施設ごとに適切に行われているかについて所管課で把握することが困難となることが考えられる。

これらの状況から、市は施設別の運営状況を評価するため、施設別のコストを把握することが望ましい。

なお、第3【1】1．使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき（結果）で記載のように受益者負担率を加味した使用料及び利用料金の設定を行う際にも、利用料金の設定単位別のコストを把握する必要があるが、その前提として施設別のコスト把握を行う必要がある。

【4】西部生涯スポーツセンター体育館等 19 体育施設

1. 概要

西部生涯スポーツセンターは、体育館(トレーニング室、ダンススタジオ等を含む)、屋内温水プール、テニスコート、ゲートボール場、球技場からなる複合スポーツ施設であり、市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため設置された。

その他、市が所有している球場・球技場、テニスコート、屋外プールを含む 19 施設を一括して奈良市総合財団が指定管理者に指定されている。

各施設の概要は以下のとおりである。

(1) 西部生涯スポーツセンター体育館

施設名	西部生涯スポーツセンター体育館		所管課	スポーツ振興課	
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則		開始年度	平成 11 年度	
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団		管理運営形態	指定管理	
使用料の概要	体育館等の使用料				
主な料金体系 1	区分 (単位：円)	午前	午後	夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	体育館(入場料有り)	10,500	14,000	21,000	52,500
	体育館(入場料無し)	3,300	4,400	6,600	16,500
	軽運動室(独占使用)	2,700	3,600	5,400	13,500
	軽運動室(個人使用)	300	400	600	-
	ダンススタジオ(独占使用)	2,400	3,200	4,800	12,000
	ダンススタジオ(個人使用)	300	400	600	-
	トレーニング室(個人使用)	1 回当たり 500			
	会議室・研修室	1,800	2,400	3,600	9,000
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。				
使用料(千円)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	

		(実績)	(実績)	(実績)	(予算)
		13,606	14,232	14,713	14,658
原価(千円)	2	322,496	293,045	301,212	
受益者負担率(%)	4【西部生涯スポーツセンター体育館等19体育施設の受益者負担率】を参照				
減免額(千円)		-	-	-	
利用者数(人)		98,467	98,203	102,386	

以下、上記西部生涯スポーツセンター体育館と異なる部分のみ記載する。

(2) 西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

施設名	西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	開始年度	平成8年度		
使用料の概要	プールの使用料				
主な料金体系 1	区分 (単位:円)	午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~21:00	全日 9:00 ~21:00
	プール(個人使用)	大人一人当たり2時間 800			
	プール(独占使用)	1時間当たり 16,000			
	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料は無料				
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)	
	21,529	20,369	17,343	21,398	
原価(千円)	2	111,052	116,845	96,386	
減免額(千円)		51,354	56,124	46,397	
利用者数(人)		111,053	116,845	96,236	

(3) 西部生涯スポーツセンタークラブハウス

施設名	西部生涯スポーツセンタークラブハウス	開始年度	平成2年度		
-----	--------------------	------	-------	--	--

使用料の概要	会議室等の使用料				
主な料金体系 1	区分 (単位：円)	午前	午後	夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	会議室	600	800	1,200	3,000
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	10	3	11	7	
原価(千円) 2	-	97	-		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	152	175	354		

(4) 西部生涯スポーツセンターゲートボール場

施設名	西部生涯スポーツセンターゲートボール場	開始年度	平成 2 年度		
使用料の概要	ゲートボール場の使用料				
主な料金体系 1	区分 (単位：円)	午前	午後	全日	
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	
	ゲートボール場	750	1,000	2,000	
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	12	12	13	12	
原価(千円) 2	-	-	-		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	380	360	761		

(5) 西部生涯スポーツセンターコート

施設名	西部生涯スポーツセンターコート	開始年度	平成 2 年度		
使用料の概要	庭球場の使用料				

主な料金体系 1	区分 (単位：円)		午前	午後	全日
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	庭球場(人工芝)		1,350	1,800	3,600
	庭球場(人工芝以外)		900	1,200	2,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	2,458	2,310	2,196	9,633	
原価(千円) 2	112	51	51		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	11,878	12,115	18,556		

(6) 西部生涯スポーツセンター球技場

施設名	西部生涯スポーツセンター球技場	開始年度	平成 2 年度		
使用料の概要	球技場の使用料				
主な料金体系 1	区分 (単位：円)		午前	午後	全日
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	球技場		1,650	2,200	4,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	526	553	489	3,547	
原価(千円) 2	1,534	1,534	1,534		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	16,515	18,931	18,556		

(7) 緑ヶ丘球場

施設名	緑ヶ丘球場	開始年度	平成 3 年度		
使用料の概要	球場の使用料				

主な料金体系 1	区分 (単位：円)		午前	午後	全日
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	球場		1,950	2,600	5,200
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	740	700	673	837	
原価(千円) 2	66	66	72		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	18,509	15,809	18,167		

(8) 中ノ川球技場

施設名	中ノ川球技場		開始年度	昭和 58 年度	
使用料の概要	球技場の使用料				
主な料金体系 1	区分 (単位：円)		午前	午後	全日
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	球技場		1,650	2,200	4,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	232	277	263	341	
原価(千円) 2	82	82	106		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	5,602	6,688	5,351		

(9) 奈良阪球技場

施設名	奈良阪球技場		開始年度	昭和 56 年度
使用料の概要	球技場の使用料			

主な料金体系 1	区分 (単位：円)		午前	午後	全日
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	球技場		1,650	2,200	4,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	427	422	382	495	
原価(千円) 2	18	0	12		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	11,530	9,772	11,814		

(10) 登美ヶ丘球技場

施設名	登美ヶ丘球技場		開始年度	昭和 62 年度	
使用料の概要	球技場の使用料				
主な料金体系 1	区分 (単位：円)		午前	午後	全日
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	球技場		1,650	2,200	4,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	674	425	400	622	
原価(千円) 2	0	0	0		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	12,729	11,309	9,943		

(11) 黒谷コート

施設名	黒谷コート	開始年度	昭和 54 年度
使用料の概要	庭球場の使用料		

主な料金体系 1	区分 (単位：円)	午前	午後	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	庭球場 (人工芝以外)	900	1,200	2,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	1,922	1,621	1,585	2,103
原価(千円) 2	317	358	435	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	27,123	27,920	27,424	

(12) 黒谷球技場

施設名	黒谷球技場	開始年度	昭和 54 年度	
使用料の概要	球技場の使用料			
主な料金体系 1	区分 (単位：円)	午前	午後	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	球技場	1,650	2,200	4,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	391	369	339	441
原価(千円) 2	200	-	-	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	12,051	14,947	11,953	

(13) 平城第一コート

施設名	平城第一コート	開始年度	昭和 62 年度	
使用料の概要	庭球場の使用料			
主な料金体系 1	区分 (単位：円)	午前	午後	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00

	庭球場 (人工芝以外)	900	1,200	2,400
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)
	637	642	684	783
原価(千円) 2	110	-	-	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	3,941	3,724	3,973	

(14) 平城第一球技場

施設名	平城第一球技場		開始年度	昭和62年度
使用料の概要	球技場の使用料			
主な料金体系 1	区分 (単位:円)	午前	午後	全日
		9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	9:00 ~17:00
	球技場	1,650	2,200	4,400
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)
	345	316	296	783
原価(千円) 2	16	-	-	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	5,968	5,638	5,099	

(15) 平城第二コート

施設名	平城第二コート		開始年度	昭和55年度
使用料の概要	庭球場の使用料			
主な料金体系 1	区分 (単位:円)	午前	午後	全日
		9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	9:00 ~17:00
	庭球場 (人工芝以外)	900	1,200	2,400
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)

	1,771	1,801	1,700	2,086
原価(千円) 2	865	605	886	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	8,357	9,191	8,744	

(16) 平城第二球技場

施設名	平城第二球技場		開始年度	昭和 55 年度
使用料の概要	球技場の使用料			
主な料金体系 1	区分 (単位:円)	午前	午後	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	球技場	1,650	2,200	4,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	587	609	612	697
原価(千円) 2	102	93	74	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	13,893	13,842	12,927	

(17) 佐保山コート

施設名	佐保山コート		開始年度	昭和 59 年度
使用料の概要	庭球場の使用料			
主な料金体系 1	区分 (単位:円)	午前	午後	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	庭球場 (人工芝)	1,350	1,800	3,600
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	863	899	864	951
原価(千円) 2	-	-	-	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	4,175	4,182	4,938	

(18) 青山コート

施設名	青山コート		開始年度	昭和 59 年度
使用料の概要	庭球場の使用料			
主な料金体系 1	区分 (単位：円)	午前	午後	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	庭球場 (人工芝以外)	900	1,200	2,400
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	973	954	877	1,023
原価(千円) 2	105	95	72	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	4,441	4,735	5,192	

(19) 青山プール

施設名	青山プール		開始年度	昭和 59 年度
使用料の概要	プールの使用料			
主な料金体系 1	区分 (単位：円)	午前	午後	
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	
	プール(個人使用)	300	400	
	プール(団体使用)	240	320	
注(上記表は一人当たりの金額) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料は無料				
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	1,843	2,114	2,108	2,114
原価(千円) 2	146	620	117	
減免額(千円) 3	65	162	172	
利用者数(人)	7,825	9,195	9,200	

1 以下の場合については上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。

	土日祝日 (個人使用除く)	市外利用 (個人使用除く)	高校生以下 (プールは中学生以下) (クラブハウス除く)
割合	1.2	2.0	0.5

2 一般財団法人奈良市総合財団が(1)～(19)の指定管理者のため、当該金額には指定管理料を含めていない。

3 減免額は午前 300 円、午後 400 円の平均である 350 円に、1 日の利用者数を乗じて算出する。

4 指定管理料については一括して指定管理者に支払っており、施設ごとの分割ができないことから、以下の表にて上記 19 施設を合計した受益者負担率を算定する。

【西部生涯スポーツセンター体育館等 19 体育施設の受益者負担率】

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入合計	49,554	48,639	45,556	62,066
原価合計	102,713	82,795	82,942	
指定管理料	224,500	215,001	222,306	
受益者負担率	15.1%	16.3%	14.9%	

2. 監査の結果及び意見

(1) 施設別のコスト把握について

施設別のコスト把握に関する現状

下表のとおり施設の利用料金収入及び規模が異なることから、実際に発生するコストも施設ごとで異なるが、現状として指定管理者の決算報告は、下記 19 施設を一括した数値で報告されているのみである。

また市としても施設別の決算報告を求めておらず、施設ごとのコスト把握を行っていない状況である。

施設名	使用料または利用料金 (平成 29 年度) (千円)	施設の規模 (延床面積㎡)
西部生涯スポーツセンター体育館	14,713	2,320
西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	17,343	501
西部生涯スポーツセンター球技場	489	8,455
西部生涯スポーツセンターコート	2,196	4,055

西部生涯スポーツセンターゲートボール場	13	1,717
西部生涯スポーツセンタークラブハウス	11	207
緑ヶ丘球場	673	17,800
中ノ川球技場	263	11,267
奈良阪球技場	382	15,000
登美ヶ丘球技場	400	6,133
黒谷コート	1,585	2,340
黒谷球技場	339	11,649
平城第一コート	684	1,458
平城第一球技場	296	7,092
平城第二コート	1,700	3,880
平城第二球技場	612	10,716
佐保山コート	864	1,458
青山コート	877	1,872
青山プール	2,108	435

プールは水面積を記載する。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）施設別のコストを把握することが望ましい

施設別のコストを把握せず決算報告の際に一括した数値での報告を行った場合、指定管理料の算定に際して施設別の状況を加味した精緻な見積りを実施することが困難となることや、施設別の運営の効率性等を評価することができず指定管理業務が施設ごとに適切に行われているかについて所管課で把握することが困難となることが考えられる。

また第3【1】1.使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき(結果)で記載のように受益者負担率を加味した使用料及び利用料金の設定を行う際には、利用料金の設定単位別のコストを把握する必要があるが、その前提として施設別のコスト把握を行う必要がある。

これらの状況から、指定管理者は施設別のコストの状況を市へ報告することが望ましい。

(2) 使用料無償化及び減免基準の設定について

使用料無償化及び減免基準の設定に関する現状

奈良市体育施設条例第 5 条及び別表第 5 では、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料を無償化している。

また、市は、「高齢者の方々が“生きがいを持ち、健康で長生きできるまちづくり”」を実現するため、奈良市体育施設条例第 6 条に基づく市長決裁により、平成 21 年度以降、65 歳以上の市民のプール使用料を免除することとしている。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい

障がい者や高齢者に対する配慮は市の施策として重要であるものの、高齢化の進行により 65 歳以上の人口は増加しており、また障がい者の人口についても増加している状況の中では、第 3【 2】3 . 減免基準を検討することが望ましい(意見)で記載したように、市の財政状況を考慮し、無償化・減免の対象や、減免額について検討を行うことが望ましい。

【5】ならやま屋内温水プール

1. 概要

ならやま屋内温水プールは、昭和 63 年に設置されたスポーツ施設であり、6 コースの 25 メートル競泳用プール、小プールを有している。総合福祉センターの敷地内にあることから、障がい者の利用が多い。

平成 18 年度より、総合福祉センターの指定管理者である社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が非公募により指定管理者として選定され、管理運営を行っている。

施設名	ならやま屋内温水プール			所管課	スポーツ振興課
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則			開始年度	昭和 63 年度
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会			管理運営形態	指定管理
使用料の概要	屋内温水プールの使用料				
主な料金体系	区分 (単位：円)	一人当たり(回)		時間 当たり	
		大人	小人		
	プール(個人使用)	600	300		-
	プール(団体使用)	-	-		15,000
	プール部分使用	-	-		7,500
	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料は無料				
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。				
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	5,287	5,231	4,786	5,231	
原価(千円)	53,455	45,474	52,870		
受益者負担率(%)	9.8	11.5	9.0		
減免額(千円)	2,706	3,573	4,111		
利用者数(人)	28,749	29,305	30,372		

無償化対象者(障がい者及び介添者)は含めていない。無償化対象額は平成 29 年度では 10,717 千円である(利用者データ及び個人利用単価より監査人算出)。

2. 監査の結果及び意見

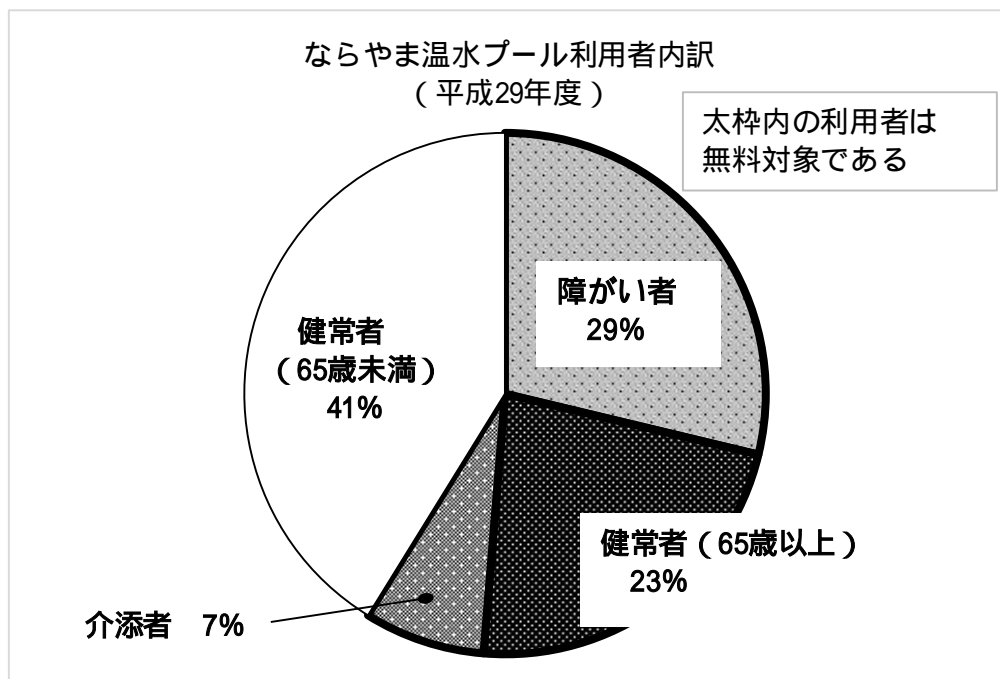
(1) 使用料無償化及び減免基準の設定について

使用料無償化及び減免基準の設定に関する現状

奈良市体育施設条例第5条及び別表第5では、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料を無償化している。また、市の取組「高齢者の方々が“生きがいを持ち、健康で長生きできるまちづくり”」の実現のため、奈良市体育施設条例第6条に基づく市長決裁により、平成21年度以降、65歳以上の市民のプール使用料を免除することとしている。

実際にスポーツ振興課よりならやま温水プールの利用者内訳に関する資料を入手してみると、利用者全体の6割程度が無料利用の対象となっている状況にある。

平成29年度の利用者内訳は以下のとおりである。



(出所：スポーツ振興課より入手した資料を元に監査人作成)

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

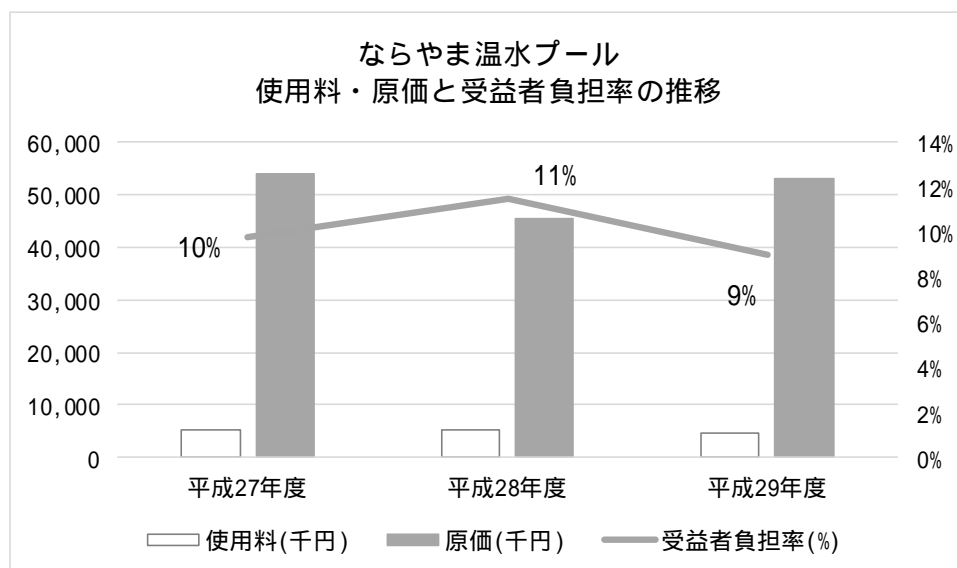
意見

) 使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい

上記、使用料無償化及び減免基準の設定に関する現状で述べたように、平成29年度においては利用者の約6割が無料でプールを利用している状況であり、この結果、受益

者負担率は極めて低い水準となっている。

平成 27 年度～平成 29 年度における、ならやま温水プール使用料、原価、受益者負担率（原価÷使用料）の推移は以下のとおりである。



障がい者や高齢者に対する配慮は市の施策として重要であるものの、高齢化の進行により 65 歳以上の人口は増加しており、また障がい者の人口についても増加している状況の中では、第 3【2】3 . 減免基準を検討することが望ましい(意見)で記載したように、市の財政状況を考慮し、使用料無償化及び減免の対象や、減免額について検討を行うことが望ましい。

【6】コミュニティスポーツ施設

1. 概要

コミュニティスポーツ施設とは、市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するために設置された施設である。市内には、主として体育館及び会議室を有するコミュニティスポーツ会館5施設、コミュニティスポーツ広場（運動場）4施設、コミュニティスポーツプール1施設がある。

地域の自治連合会等が非公募により指定管理者として選定され、管理運営を行っている。

個別の施設概要は、以下のとおりである。

(1) コミュニティスポーツ会館の概要

施設名	七条コミュニティスポーツ会館 南紀寺コミュニティスポーツ会館 ならやまコミュニティスポーツ会館 東市コミュニティスポーツ会館 高の原コミュニティスポーツ会館	所管課	スポーツ振興課			
根拠法令等	奈良市コミュニティスポーツ施設条例 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則	開始年度	昭和61年度(七条・南紀寺・ならやま)昭和63年度(東市)平成7年度(高の原)			
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会 ほか地域団体	管理運営形態	指定管理			
使用料の概要	体育館及び会議室の使用料					
主な料金体系	区分 (単位：円)		午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 21:00	全日 9:00 ~ 21:00
	体育館	独占使用	900	1,200	1,800	4,500
		個人使用	150	200	300	-
	会議室		450	600	900	2,250
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のためスポーツ施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。					

		平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
七条	使用料(千円)	1,331	1,403	1,417	1,403
	原価(千円)	6,159	5,864	6,735	
	受益者負担率(%)	21.6%	23.9%	21.0%	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	12,433	13,807	14,014	
南紀寺	使用料(千円)	1,017	1,088	1,038	1,864
	原価(千円)	4,931	4,679	6,531	
	受益者負担率(%)	20.6	23.2	15.8	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	8,372	10,883	10,069	
ならやま	使用料(千円)	1,804	1,864	1,836	1,088
	原価(千円)	5,814	6,410	6,134	
	受益者負担率(%)	31.0	29.0	29.9	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	33,423	33,203	30,589	
東市	使用料(千円)	854	850	806	871
	原価(千円)	6,268	5,116	6,358	
	受益者負担率(%)	13.6	16.6	12.6	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	8,628	7,782	7,966	
高の原	使用料(千円)	1,449	1,394	1,464	1,446
	原価(千円)	10,121	10,747	10,431	
	受益者負担率(%)	14.3	12.9	14.0	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	18,527	18,442	20,101	
計	使用料(千円)	6,458	6,602	6,562	6,672
	原価(千円)	33,293	32,816	36,189	
	受益者負担率(%)	19.4	20.1	18.1	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	81,383	84,117	82,739	

(2) コミュニティスポーツ広場の概要

施設名	邑地コミュニティスポーツ広場 狭川コミュニティスポーツ広場 田原コミュニティスポーツ広場 八条コミュニティスポーツ広場	所管課	スポーツ振興課	
根拠法令等	奈良市コミュニティスポーツ施設条例 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則	開始年度	昭和 61 年度 (邑地) 平成 7 年度 (狭川) 平成 14 年度 (田原) 平成 24 年度 (八条)	
指定管理者	狭川地区自治連合会 ほか地域団体	管理運営形態	指定管理	
使用料の概要	運動広場の使用料			
主な料金体系	(単位:円)			
	午前	午後	夜間	全日
	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	1,500	2,000	3,000	7,500
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のためスポーツ施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			

		平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
邑地	使用料(千円)	79	48	108	77
	原価(千円)	1,332	1,352	1,332	
	受益者負担率(%)	6.0	3.5	8.1	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	1,965	904	1,642	
狭川	使用料(千円)	199	180	192	183
	原価(千円)	2,682	3,008	2,684	
	受益者負担率(%)	7.4	5.9	7.1	
	減免額(千円)	-	-	-	

	利用者数(人)	2,610	3,050	1,704	
田原	使用料(千円)	359	269	337	320
	原価(千円)	4,209	4,649	4,209	
	受益者負担率(%)	8.5	5.8	8.0	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	8,971	7,665	7,052	
八条	使用料(千円)	61	166	182	166
	原価(千円)	940	1,804	1,738	
	受益者負担率(%)	6.4	9.2	10.4	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	778	2,481	2,834	
計	使用料(千円)	699	664	819	746
	原価(千円)	9,163	10,813	9,963	
	受益者負担率(%)	7.6	6.1	8.2	
	減免額(千円)	-	-	-	
	利用者数(人)	14,324	14,100	13,232	

(3) コミュニティスポーツプールの概要

施設名	石打コミュニティスポーツプール		所管課	スポーツ振興課
根拠法令等	奈良市コミュニティスポーツ施設条例 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則		開始年度	昭和58年度
指定管理者	石打自治会		管理運営形態	指定管理
使用料の概要	屋外プールの使用料			
主な料金体系	区分 (単位:円)		午前	午後
			9:00 ~12:00	13:00 ~17:00
	個人使用 (1人当たり)	大人	300	400
		小人	150	200
	団体使用 (1人当たり)	大人	240	320
小人		120	160	
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料は無料				

使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のためスポーツ施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	24	24	27	24
原価(千円)	587	603	603	
受益者負担率(%)	4.0%	3.9%	4.4%	
減免額(千円)	-	-	-	-
利用者数(人)	120	122	137	

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者からの財務報告について(コミュニティスポーツ会館・広場)

指定管理者からの財務報告に関する現状

「コミュニティスポーツ会館の管理に関する基本協定書」及び「コミュニティスポーツ広場の管理に関する基本協定書」第 19 条 3 項に基づき、市は指定管理者より収支報告書を受領している。

監査の結果

) 収支報告を事実に基づき適切に作成すべき

平成 28 年度の「田原地区コミュニティスポーツ広場収支報告」を確認したところ、収支が一円単位で一致することは通常考えられないにも関わらず収入合計と支出合計が一致していた。

スポーツ振興課はこの点について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであったが、今回改めて確認したところ、指定管理料の範囲内での広場の運営が困難であったため、指定管理者である田原地区自治連合会が事業費の補填を行い、これを収支報告書に記載していなかったとのことであった。

収支報告は指定管理者の業務実績を確認するための重要な資料であり、またスポーツ振興課が収支報告の異常な点を看過しており、指定管理者の業務実績の把握が十分なのか疑問である。また、仮に施設を指定管理料の範囲内で運営することが困難なのであれば、指定管理料の増額もしくは市と地域の自治連合会等の間での業務の仕様内容及び費用分担の在り方を検討する契機であるとも考えられる。

スポーツ振興課は、指定管理者が事実に基づき収支報告書を作成するよう、適切な指導を行うべきである。また、指定管理者の業務実施状況を適切に把握し、今後のコミュニティスポーツ広場の運営を指導すべきである。

また、平成 28 年度及び平成 29 年度の「ならやまコミュニティスポーツ会館収支報告」を確認したところ、平成 28 年度に発生した収支差額は翌年度収支報告書上、繰り越されていない。

スポーツ振興課によれば、形式的なミスであるとのことであったが、決算書の作成能力は指定管理者の資質に関わることであり、管理・運営状況の正確性を反映することから、指定管理者を適切に指導し、指定管理者の業務実施状況を適切に把握し、今後のコミュニティスポーツ会館の運営を指導すべきである。

意見

特に記載すべき事項はない。

(2) 使用率向上に向けた目標設定について(コミュニティスポーツ広場)

使用率に関する現状

コミュニティスポーツ広場の平成 27 年度から平成 29 年度までの施設利用率(=年間利用日数/年間利用可能日数)は以下のとおりである。

【施設利用率】

(単位：%)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
邑地	5.4	3.2	7.7
狭川	8.2	8.7	8.0
田原	15.8	13.5	16.1
八条	4.2	10.3	14.1

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

全施設の利用率が 30%を下回っており、非常に低い水準になっている。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい

使用料収入の向上に係る取組の観点からも、事務事業評価の観点からも、施設利用率に関する目標設定を指定管理者に行わせることが望ましい。

目標設定をすることで、指定管理者に、より魅力的なプランを検討させ、利用率を改善させるような取組を実施させることが可能となる。施設利用率の向上は、使用料収入の増加につながるだけでなく、当施設の目的にも貢献すると考えられる。さらに、将来

の指定管理者選定の参考とすることも可能となる。

(3) 市内利用者・市外利用者別の設定について

市内利用者・市外利用者別の料金設定に関する現状

市の有する公のスポーツ施設は、市民の体育・スポーツ振興及び文化の向上を目的とした施設と、市民の体育・スポーツの振興に加えて連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的としたコミュニティスポーツ施設に区分され、前者の施設は「奈良市体育施設条例」に、後者の施設は「奈良市コミュニティスポーツ施設条例」にその詳細が定められている。

「奈良市体育施設条例」では、体育館、球技場等の各体育施設の料金は、市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合は通常使用料の2倍に相当する額とする旨定められている。一方、「奈良市コミュニティスポーツ施設条例」にはこのような定めはない。

この点につきスポーツ振興課に確認したところ、コミュニティスポーツ施設については、当初市外利用が想定されないことからこのような料金設定の定めは行っていなかったが、近年においては他市及び近隣他府県からの部活動合宿等で利用されるケースも見受けられるとのことであった。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

) 市内利用者・市外利用者の考え方を整理し、料金設定を検討することが望ましい

市外利用者に対し市内利用者と区別して使用料設定を行うのは、市の有する公の施設は、市民の利用に供することを目的に設置するものであり、施設設備に要する経費（イニシャルコスト）及び料金原価に算定しない経費については、市民が負担しているため、それらの経費を負担していない市外利用者が使用する場合は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合は通常使用料については、別途料金設定を行うことが公平性の観点から適切であるためである。

コミュニティスポーツ施設についても市外利用者に対する料金の考え方を整理し、料金設定を検討することが望ましい。

【7】都祁生涯スポーツセンターコート等4 体育施設

1. 概要

都祁生涯スポーツセンターコート等4 体育施設（以下、都祁生涯スポーツセンター）は、奈良市、月ヶ瀬村、都祁村の合併を記念し、市民が自然と触れ合いながら気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しめる場として、合併記念公園内に設置された。一般財団法人奈良市総合財団が非公募により指定管理者として選定され、管理運営を行っている。

施設名	都祁生涯スポーツセンターコート 都祁生涯スポーツセンター球技場 都祁生涯スポーツセンター多目的コート 都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	所管課	スポーツ振興課																															
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	平成 22 年度																															
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理																															
使用料の概要	球技場、クラブハウス等の使用料																																	
主な料金体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(単位：円)</td> <td>9:00 ~ 12:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>18:00 ~ 21:00</td> <td>9:00 ~ 21:00</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>3,600</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>クラブハウス</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>多目的コート</td> <td>750</td> <td>1,000</td> <td></td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>庭球場</td> <td>人工芝</td> <td>1,350</td> <td>1,800</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>				区分	午前	午後	夜間	全日	(単位：円)	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	球技場	1,800	2,400	3,600	9,000	クラブハウス	600	800	1,200	3,000	多目的コート	750	1,000		2,000	庭球場	人工芝	1,350	1,800	3,600
	区分	午前	午後	夜間	全日																													
	(単位：円)	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00																													
	球技場	1,800	2,400	3,600	9,000																													
	クラブハウス	600	800	1,200	3,000																													
	多目的コート	750	1,000		2,000																													
	庭球場	人工芝	1,350	1,800	3,600																													
多目的コート、庭球場の全日は 9:00 ~ 17:00																																		
多目的コート、庭球場は 1 面たりの料金																																		
また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。																																		
	土日祝日	市外利用	高校生以下 (クラブハウス除く)																															
割合	1.2	2.0	0.5																															

使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)
	1,524	1,504	1,520	1,639
原価(千円)	24,471	24,141	22,927	
受益者負担率(%)	6.2	6.2	6.6	
減免額(千円)	-	-	-	
利用者数(人)	19,448	11,426	17,731	

(1) 施設の所管課について

施設の所管課についての現状

都祁地域は市の北東部に位置し、旧都祁村が平成17年に市と合併した地域である。都祁地域にある公のスポーツ施設は、都祁生涯スポーツセンター及び都祁体育館(【24】参照)の2つであるが、都祁生涯スポーツセンターの所管課はスポーツ振興課であるのに対し、都祁体育館の所管課は都祁行政センター地域振興課となっている。

スポーツ振興課に確認したところ、当初は2施設ともにスポーツ振興課の所管であったが、平成23年度に都祁体育館のみが都祁行政センター地域振興課に移管され、都祁生涯スポーツセンターに関しては設立からまだ日が浅いことがあり、引き続きスポーツ振興課が所管することとなったとのことである。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

類似の近隣施設について、所管課を統一することが望ましい

同一地域に存在し、またスポーツ施設という類似の設置目的をもつ2つの施設の所管課が別々であれば、市による指定管理者の視察等の業務が効率的に行えないだけでなく、今後の施設計画の策定に際して情報共有や検討が不十分となる可能性がある。

さらに、都祁生涯スポーツセンターと都祁体育館の指定管理者はいずれも一般財団法人奈良市総合財団であり、所管課を統一することにより、管理の効率化、情報の一元化等についても期待できる。

市は所管課を統一するデメリットを確認したうえで、当該2施設の所管課統一を検討することが望ましい。

【 8 】ならまちセンター

1. 概要

ならまちセンターは地域のコミュニティセンターとして、市民ホール、多目的ホール、会議室及び和室の貸館施設のほか、中央図書館、東寺林連絡所等を設置している複合施設である。このうち貸館施設は一般財団法人奈良市総合財団が指定管理者として事業運営を行っている。

施設名	ならまちセンター		所管課	文化振興課		
根拠法令等	奈良市ならまちセンター条例 奈良市ならまちセンター条例施行規則		開始年度	平成元年度		
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団		管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	施設使用料、備品使用料、駐車場使用料					
主な料金体系	(入場料等を徴収する場合)					
	区分 (単位：円)		午前	午後	夜間	全日
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30
	市民ホール	平日	16,000	32,000	48,200	88,400
		土日祝	19,200	38,400	57,600	105,600
	リハーサル室		2,800	2,800	2,800	4,300
	楽屋	1	2,400	2,400	2,400	3,600
		2, 3	1,400	1,400	1,400	2,800
	多目的ホール		12,000	12,000	12,000	30,000
	会議室	2, 3, 4	4,800	4,800	4,800	12,000
	和室		4,800	4,800	4,800	12,000
	(入場料等を徴収しない場合)					
	リハーサル室、楽屋は入場料等を徴収する場合と同様。					
	区分 (単位：円)		午前	午後	夜間	全日
9:00 ~ 12:00			13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30	
市民ホール	平日	8,000	16,000	24,100	44,200	
	土日祝	9,600	19,200	28,800	52,800	
多目的ホール		6,000	6,000	6,000	15,000	

	会議室	2, 3, 4	2,400	2,400	2,400	6,000
	和室		2,400	2,400	2,400	6,000
使用料の減免	市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。					
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)		
	16,007	14,307	16,529	17,200		
原価(千円)	254,598	241,358	250,088			
受益者負担率(%)	6.2	5.9	6.6			
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。					
利用者数(人)	88,045	81,275	71,066			

2. 監査の結果及び意見

(1) 減免額の把握について

減免額の把握に関する現状

当施設での使用料の減免は、条例上は概要に記載のとおりであるが、減免の適用としては、以下の2点である。

- ・指定管理者が自主事業を行う場合
- ・公益上その他特別の理由があると市長が認めた場合

ただし、実際にはほぼすべてが「指定管理者が自主事業を行う場合」に該当しているとのことだった。指定管理者は自主事業を行う場合に、使用料減免申請書を市長へ提出し、決裁を得ている。この場合は、使用料が100%減免される。

所管課である文化振興課は、減免申請書により個々の減免内容等については把握しているものの、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

) 減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

【 9 】西部会館市民ホール

1. 概要

西部会館市民ホールは西部会館3階にある多目的ホールである。主に、音楽のコンサート、講演会・セミナー・発表会などに利用される。多目的ホールの座席数は305席である。近鉄奈良線の学園前駅前に位置する。また、多目的ホールのほかに楽屋も貸し出している。

施設名	西部会館市民ホール		所管課	文化振興課			
根拠法令等	奈良市西部会館市民ホール条例 奈良市西部会館市民ホール条例施行規則		開始年度	平成13年度			
指定管理者	株式会社大阪共立		管理運営形態	指定管理			
使用料の概要	施設使用料、附属設備使用料						
主な料金体系	区分 (単位：円)		午前	午後	夜間	全日	
			9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～21:30	9:00 ～21:30	
	ホール	入場料等を徴収する場合	平日	17,600	35,200	52,800	96,800
			土日祝	20,800	41,600	62,400	114,400
	ホール	入場料等を徴収しない場合	平日	9,600	19,200	28,800	52,800
			土日祝	11,200	22,400	33,600	61,600
	楽屋		1	400	700	1,000	2,100
		2	600	900	1,300	2,800	
		3	500	800	1,200	2,500	
使用料の減免	市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。						
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)			
	12,525	11,998	12,198	13,000			
原価(千円)	119,580	123,604	122,193				
受益者負担率(%)	10.4	9.7	9.9				
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。						
利用者数(人)	38,565	37,381	35,848				

2. 監査の結果及び意見

(1) 減免額の把握について

減免額の把握に関する現状

当施設での使用料の減免は、条例上は概要に記載のとおりであるが、減免の適用としては、以下の2点である。

- ・指定管理者が自主事業を行う場合
- ・公益上その他特別の理由があると市長が認めた場合

ただし、実際にはほぼすべてが「指定管理者が自主事業を行う場合」に該当しているとのことだった。指定管理者は自主事業を行う場合に、使用料減免申請書を市長へ提出し、決裁を得ている。この場合は、使用料が100%減免される。

所管課である文化振興課は、減免申請書により個々の減免内容等については把握しているものの、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

【10】北部会館市民文化ホール

1. 概要

北部会館市民文化ホールは、北部会館の3階にあり、市民ホール、多目的室、会議室及び和室などの貸室等を行っている。主にコンサート等で利用されている。

市民ホールの定員は210人である。近鉄高の原駅から徒歩5分の立地にある。

施設名	北部会館市民文化ホール		所管課	文化振興課	
根拠法令等	奈良市北部会館条例 奈良市北部会館条例施行規則		開始年度	平成16年度	
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団		管理運営形態	指定管理	
使用料の概要	施設使用料、附属設備使用料				
主な料金体系	(入場料等を徴収する場合)				
	区分 (単位:円)		午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~21:30
					全日 9:00 ~21:30
	ホール	平日	12,000	24,000	36,000
		土日祝	14,400	28,800	43,200
	楽屋		800	800	800
	控室	1, 2	800	800	800
	多目的室	1	6,400	6,400	6,400
		2	4,800	4,800	4,800
	会議室	1	2,000	2,000	2,000
		2, 3	4,800	4,800	4,800
	和室		3,600	3,600	3,600
			9,000		
	(入場料等を徴収しない場合)				
楽屋、控室は入場料等を徴収する場合と同様。					
区分 (単位:円)		午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~21:30	
				全日 9:00 ~21:30	
ホール	平日	6,000	12,000	18,000	
	土日祝	7,200	14,400	21,600	

	多目的室	1	3,200	3,200	3,200	8,000
		2	2,400	2,400	2,400	6,000
	会議室	1	1,000	1,000	1,000	2,500
		2, 3	2,400	2,400	2,400	6,000
	和室		1,800	1,800	1,800	4,500
使用料の減免	市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。					
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)		
	9,165	9,112	8,887	9,500		
原価(千円)	127,483	125,268	135,337			
受益者負担率(%)	7.1	7.2	6.5			
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。					
利用者数(人)	128,116	133,895	128,036			

2. 監査の結果及び意見

(1) 減免額の把握について

減免額の把握に関する現状

当施設での使用料の減免は、条例上は概要に記載のとおりであるが、減免の適用としては、以下の2点である。

- ・指定管理者が自主事業を行う場合
- ・公益上その他特別の理由があると市長が認めた場合

ただし、実際にはほぼすべてが「指定管理者が自主事業を行う場合」に該当しているとのことだった。指定管理者は自主事業を行う場合に、使用料減免申請書を市長へ提出し、決裁を得ている。この場合は、使用料が100%減免される。

所管課である文化振興課は、減免申請書により個々の減免内容等については把握しているものの、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

-) 減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

【11】音声館（おんじょうかん）

1. 概要

音声館は、世代交代や地域社会の変化によって失われつつある伝統的な芸能やわらべうたの調査、研究及び普及を目的に設立された。わらべうた教室や、遊び・歌・生活の知恵などの伝承を通して世代間交流をおこなう講座を開催し、音と声に関する多彩な事業を展開する。ホール、プレイルーム、個人レッスン室、会議室、和室の貸室事業等を行っている。

施設名	音声館		所管課	文化振興課			
根拠法令等	奈良市音声館条例 奈良市音声館条例施行規則		開始年度	平成6年度			
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団		管理運営形態	指定管理			
使用料の概要	施設使用料、備品使用料						
主な料金体系	区分 (単位：円)		午前	午後	夜間	全日	
			9:00 ～12:00	13:00 ～16:00	17:00 ～21:00	9:00 ～21:00	
	ホール	入場料等を徴収する場合	平日	4,000	8,000	12,000	22,000
		入場料等を徴収しない場合	土日祝	4,800	9,600	14,400	26,400
			平日	2,000	4,000	6,000	11,000
			土日祝	2,400	4,800	7,200	13,200
	プレイルーム			2,300	2,300	2,300	5,700
	個人レッスン室			1,000	1,000	1,000	2,500
	会議室			1,000	1,000	1,000	2,500
	和室			1,000	1,000	1,000	2,500
使用料の減免	市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。						
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)			
	2,370	1,779	2,131	2,400			
原価(千円)	130,392	127,405	119,212				
受益者負担率(%)	1.8	1.3	1.7				
減免額	年間総額の集計は行っていない。						
利用者数(人)	66,654	61,455	60,017				

2. 監査の結果及び意見

(1) 減免額の把握について

減免額の把握に関する現状

当施設での使用料の減免は、条例上は概要に記載のとおりであるが、減免の適用としては、以下の5点である。

- ・市が主催事業を行う場合
- ・市が主体となり他の公共団体又は公共団体等と共催事業を行う場合
- ・指定管理者が自主事業を行う場合
- ・自治会が自治会活動として2階会議室又は和室を利用する場合
- ・公益上その他特別の理由があると市長が認めた場合

ただし実際には、ほぼすべてが「指定管理者が自主事業を行う場合」に該当しているとのことだった。指定管理者は自主事業を行う場合に、使用料減免申請書を市長へ提出し、決裁を得ている。この場合は、使用料が100%減免される。

所管課である文化振興課は、減免申請書により個々の減免内容等については把握しているものの、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

(2) 使用率向上に向けた目標設定について

使用率に関する現状

当施設には、ホール、プレイルーム、個人レッスン室、会議室、和室が設けられている。それぞれの平成27年度から平成29年度までの施設利用率(=年間利用日数/年間利用可能日数)は以下のとおりである。

【音声館の施設利用率】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホール	71.9%	75.8%	79.3%
プレイルーム	88.8%	89.0%	98.0%
個人レッスン室	19.3%	16.6%	15.1%
会議室	23.1%	20.4%	28.3%
和室	17.0%	17.7%	20.9%

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

当施設の貸館施設のうちメインであるホールやプレイルームについては、比較的高水準な施設利用率となっているものの、個人レッスン室、会議室、和室の施設利用率が30%を下回っており、非常に低い水準になっている。

施設ごとに目的が異なり、採算性のみを考慮して必要性を検討することはできないものの、当施設は類似のホールを保有する公の施設と比べて受益者負担率が低い。

【平成 29 年度の使用料収入及び原価】

(単位：千円)	音声館	ならまちセンター	西部会館 市民 ホール	北部会館 市民文化 ホール	なら 100 年 会館
使用料収入	2,131	16,529	12,198	8,887	60,638
原価(減価償却費含む)	119,212	250,088	122,193	135,337	1,037,042
受益者負担率	1.8%	6.6%	10.0%	6.6%	5.8%

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい

使用料収入の向上に係る取組の観点からも、事務事業評価の観点からも、市と指定管理者とで協議を行い、目標の施設利用率を設定することが望ましい。

目標設定をすることで、指定管理者に、より魅力的なプランを検討させ、施設利用率を改善させるような取組を実施させることが可能となる。施設利用率の向上は、使用料収入の増加につながるだけでなく、伝統芸能の継承や音楽、演芸の振興という当施設の目的にも貢献すると考えられる。さらに、将来の指定管理者選定の参考とすることも可

能となる。

なお、当施設については、貸館としてメインとなるホールやプレイルームについては比較的高水準な施設利用率になっており、付属的な個人レッスン室や会議室などの施設利用率が低水準になっている。付属的な貸室の施設利用率について目標を設定し、施設利用率向上のためのプランを作成することは難しいが、一考の価値はあるものと考えられるため、検討することが望ましい。

【12】入江泰吉記念奈良市写真美術館

1. 概要

入江泰吉記念奈良市写真美術館は、市出身の写真家入江泰吉より寄贈を受けた、入江泰吉の全作品の保存及び公開を行っている。また、入江泰吉等の作品を展示する常設展の他に、一般展示室を設けて一般の写真家の作品の展示の場を提供している。

施設名	入江泰吉記念奈良市写真美術館	所管課	文化振興課
根拠法令等	入江泰吉記念奈良市写真美術館条例 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例 施行規則	開始年度	平成4年度
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理
使用料の概要	観覧料、駐車場使用料、施設使用料		
主な料金体系	<p>(観覧料)</p> <p>個人 一般 500円 高校・大学生 200円 小・中学生 100円 団体(20名以上) 一般 400円 高校・大学生 160円 小・中学生 80円 定期観覧券 2,500円</p> <p>(駐車場使用料)</p> <p>1時間毎 300円 / 1日最大 900円(1時間まで無料)</p> <p>(一般展示室の使用料)</p> <p>全日(9:30~17:00) 5,000円 午前(9:30~12:30) 2,000円 午後(13:00~17:00) 3,000円</p>		
使用料の減免	<p>観覧料 (免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する70歳以上の者 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者 ・16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる者 <p>(減額または免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が、公益上その他特別の理由があると認めるとき 		

	一般展示室使用料 ・市長は特に必要があると認めた場合は、使用料の減免をすることができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	8,208	7,698	9,393	10,100
原価(千円)	231,036	203,096	207,322	
受益者負担率(%)	3.5	3.7	4.5	
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。			
利用者数(人)	42,309	38,719	44,076	

2. 監査の結果及び意見

(1) 観覧料の減免制度について

減免に関する現状

当施設は、概要に記載のとおり減免規定を設けている。減免規定は他の公の施設においても設けられており、例えば文化振興課の所管である第4【13】入江泰吉旧居、同【15】杉岡華邨書道美術館は上記に加え「16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びそれに準ずる者」の規定がある。このように施設ごとに減免規定は様々である。

一般的に減免は、例えば文化学習の推進や利便性の向上のため等の政策的な目的をもって制定される。しかし、当施設は減免制度を設ける根拠や、減免対象者の決定の根拠等の資料が保存されておらず、根拠が不明な状況となっている。

また、所管課である文化振興課は、公表を目的とした減免額の集計は行っておらず、減免額がいくらになるかについては把握していない。入館料の減免に関して、その対象者・内容については、条例等の規定により決定し、減免者数については、指定管理者よりの報告により把握しているものの、その額や、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

) 減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも、減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するよう

に仕様書を変更することが望ましい。

）減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい
施設の財政状況や利用者の状況に応じて、減免対象者や減免額の定期的な見直しを行う必要がある。一方で、減免は一定の政策のためには必要な制度であり、その政策目的が達成される範囲で見直しを行う必要がある。

そのため、施設が減免を行う目的を明確に文書化及び保管をし、これに基づいて目的が達成されるように減免額や減免対象者等の見直しを定期的に行うことが望ましい。

【13】入江泰吉旧居

1. 概要

入江泰吉旧居は、市に生まれ奈良の風景、仏像、行事等を中心に写真を撮り続けた写真家・入江泰吉が生前に暮らした家を保存し公開しているものである。また、施設の公開にあわせて入江泰吉の写真集の展示や、随時講演会等のイベントを当施設で開催している。

施設名	入江泰吉旧居		所管課	文化振興課
根拠法令等	奈良市入江泰吉旧居条例 奈良市入江泰吉旧居条例施行規則		開始年度	平成 26 年度
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団		管理運営形態	指定管理
使用料の概要	入館料			
主な料金体系	個人 200 円 団体（20 人以上） 100 円			
使用料の減免	（免除） <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する 70 歳以上の者 ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者 ・16 歳未満の者並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる者 （減額または免除） <ul style="list-style-type: none"> ・市長が、公益上その他特別の理由があると認めるとき 			
使用料(千円)	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （予算）
	1,289	746	679	750
原価(千円)	21,444	21,696	21,359	
受益者負担率(%)	6.0	3.4	3.1	
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。			
利用者数(人)	12,950	7,033	5,923	

2. 監査の結果及び意見

(1) 入館料の減免制度について

減免に関する現状

当施設は、概要に記載のとおり減免規定を設けている。減免規定は他の公の施設においても設けられており、例えば文化振興課の所管である第4【15】杉岡華邨書道美術館は同様の規定であるが、同【12】入江泰吉記念奈良市写真美術館は「16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びそれに準ずる者」の規定はない。このように施設ごとに減免規定は様々である。

一般的に減免は、例えば文化学習の推進や利便性の向上のため等の政策的な目的をもって制定される。しかし、当施設は減免制度を設ける根拠や、減免対象者の決定の根拠等の資料が保存されておらず、根拠が不明な状況となっている。

また、所管課である文化振興課は、入館料の減免に関して、その対象者・内容については、条例等の規定により決定し、減免者数については、指定管理者よりの報告により把握しているものの、その額や、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい

施設の財政状況や利用者の状況に応じて、減免対象者や減免額の定期的な見直しを行う必要がある。一方で、減免は一定の政策のためには必要な制度であり、その政策目的が達成される範囲で見直しを行う必要がある。

そのため、施設が減免を行う目的を明確に定め、その目的が達成されるように減免額や減免対象者等の見直しを定期的に行うことが望ましい。

(2) 入江泰吉関連施設の指定管理者について

入江泰吉旧居及び入江泰吉記念奈良市写真美術館の運営に関する現状

平成 27 年度末の開館当初は 12,950 人であった入館者が、平成 29 年度には 5,923 人に減少し、これに伴い使用料収入は減少傾向にある。一方で運営にかかる原価は 21,000 千円台を推移している状況である。

また、現在当施設と入江泰吉記念奈良市写真美術館は同一の指定管理者によって運営されているが、市は当施設及び入江泰吉記念奈良市写真美術館を別々に公募及び指定管理者を決定しており、今後は当施設と入江泰吉記念奈良市写真美術館とで別の指定管理者となる可能性もある。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

入江泰吉の関連施設を一体的に管理・運営することが望ましい

当施設を適正な財政状態のもと存続させるためには、入館者数を上げ、使用料収入を高め原価を抑えることが必要である。

このような状況の中、入江泰吉の関連施設である当施設及び入江泰吉記念奈良市写真美術館が同一の指定管理者となることで、効率的かつ効果的な管理運営が期待できる。例えばセットチケットの発行や合同イベントの開催等で相乗効果を上げ、両施設の人員を効率的に配置すること等で原価の大半を占める指定管理料を合理的に抑える等の効果が考えられる。

そのため、入江泰吉氏の関連施設である当施設及び入江泰吉記念奈良市写真美術館を一体として管理・運営することが望ましい。

【14】名勝大乘院庭園文化館

1. 概要

名勝大乘院庭園文化館は、国の名勝に指定されている旧大乘院庭園との一体施設として建設された。施設内ではかつての大乘院の復元模型や関係資料を展示しているが、観覧料等は設定していない。また展示室、茶室、和室、会議室の貸室事業については施設使用料を収受している。

旧大乘院庭園は公益財団法人日本ナショナルトラストが管理を行っているが、名勝大乘院庭園文化館は株式会社奈良ホテルが管理運営を行っている。

施設名	名勝大乘院庭園文化館		所管課	文化振興課	
根拠法令等	奈良市名勝大乘院庭園文化館条例 奈良市名勝大乘院庭園文化館条例施行規則		開始年度	平成8年度	
指定管理者	株式会社奈良ホテル		管理運営形態	指定管理	
使用料の概要	施設使用料				
主な料金体系	区分 (単位：円)	午前	午後	夜間	全日
		9:00 ～12:00	13:00 ～16:00	17:00 ～21:00	9:00 ～21:00
	展示室	1,200	1,200	1,200	1,200
	茶室	1,200	1,200	1,200	3,000
	和室	1,200	1,200	1,200	3,000
	会議室	1,200	1,200	1,200	3,000
	入場料等を徴収する場合は上記の2倍。				
使用料の減免	市長は公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。				
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)	
	469	962	798	1,000	
原価(千円)	25,118	25,018	24,318		
受益者負担率(%)	1.8	3.8	3.8		
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。				
利用者数(人)	51,702	46,659	45,444		

2. 監査の結果及び意見

(1) 減免額の把握について

減免額の把握に関する現状

当施設での使用料の減免は、条例上の概要に記載のとおりであるが、減免の適用としては、以下の4点である。

- ・指定管理者が自主事業を行う場合
- ・公益財団法人ナショナルトラストが主催事業を行う場合
- ・自治会が自治会活動として2階会議室又は和室を使用する場合
- ・公益上その他特別の理由があると市長が認めた場合

ただし、実際にはほぼすべてが「指定管理者が自主事業を行う場合」及び「公益財団法人日本ナショナルトラストが主催事業を行う場合」に該当しているとのことだった。この場合は、使用料が100%減免される。

所管課である文化振興課は、減免申請書により個々の減免内容等については把握しているものの、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

(2) 使用率向上に向けた目標設定について

使用率に関する現状

当施設には、展示室、茶室、和室、会議室が設けられている。それぞれの平成27年度から平成29年度までの施設利用率(=年間利用日数/年間利用可能日数)は以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
展示室	90.5%	88.8%	87.5%

茶室	19.9%	30.0%	26.3%
和室	22.5%	33.3%	28.6%
会議室	38.6%	43.6%	39.5%

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

平成 29 年度は特に茶室、和室の使用率が 30%を下回っており、非常に低い水準になっている。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）施設利用率に関する目標設定をすることが望ましい

使用料収入の向上に係る取組の観点からも、事務事業評価の観点からも、市と指定管理者とで協議を行い、目標の施設利用率を設定することが望ましい。

目標設定をすることで、指定管理者に、より魅力的なプランを検討させ、施設利用率を改善させるような取組を実施させることが可能となる。施設利用率の向上は、使用料収入の増加につながるだけでなく、市民の文化の向上、市民及び市を訪れる観光客の観覧と利便に供するという当施設の目的にも貢献すると考えられる。さらに、将来の指定管理者選定の参考とすることも可能となる。

なお、当施設については、貸館としてメインとなる展示室については比較的高水準な施設利用率になっており、付属的な茶室や和室などの施設利用率が低水準になっている。付属的な貸室の施設利用率について目標を設定し、施設利用率向上のためのプランを作成することは難しいが、一考の価値はあるものと考えられるため、検討することが望ましい。

【15】杉岡華邨書道美術館

1. 概要

杉岡華邨書道美術館は、文化勲章受章者である杉岡華邨より、市が作品の寄贈を受けたことから、その作品を永く後世に伝えるとともに、書道の発展に寄与するため、平成12年8月に開館した書道専門の美術館である。

施設名	杉岡華邨書道美術館			所管課	文化振興課
根拠法令等	奈良市杉岡華邨書道美術館条例 奈良市杉岡華邨書道美術館条例施行規則		開始年度	平成12年度	
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団		管理運営形態	指定管理	
使用料の概要	観覧料				
主な料金体系	個人 300円 団体 240円 定期観覧料(1年間) 2,000円				
使用料の減免	(免除) ・市内に居住する70歳以上の者 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者 ・16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる者 (減額または免除) ・市長が、公益上その他特別の理由があると認めるとき				
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)	
	967	831	715	1,000	
原価(千円)	76,048	77,961	89,697		
受益者負担率(%)	1.2	1.0	0.7		
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。				
利用者数(人)	9,459	9,045	7,184		

2. 監査の結果及び意見

(1) 入館料の減免制度について

入館料に関する現状

当施設は、上記「使用料の減免」のとおり減免規定を設けている。減免規定は他の施設においても設けられており、例えば文化振興課の所管である第4【13】入江泰吉旧居は同様の規定であるが、同【12】入江泰吉記念奈良市写真美術館は「16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びそれに準ずる者」の規定はない。このように施設ごとに減免規定は様々である。

一般的に減免は、例えば文化学習の推進や利便性の向上のため等の政策的な目的をもって制定される。しかし、当施設は減免制度を設ける根拠や、減免対象者の決定の根拠等の資料が保存されておらず、根拠が不明な状況となっている。

また、所管課である文化振興課は、入館料の減免に関して、その対象者・内容については、条例等の規定により決定し、減免者数については、指定管理者からの報告により把握しているものの、その額や、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい

施設の財政状況や利用者の状況に応じて、減免対象者や減免額の定期的な見直しを行う必要がある。一方で、減免は一定の政策のためには必要な制度であり、その政策目的が達成される範囲で見直しを行う必要がある。

そのため、施設が減免を行う目的を明確に定め、その目的が達成されるように減免額や減免対象者等の見直しを定期的に行うことが望ましい。

(2) 開館日及び開館時間について

開館日及び開館時間に関する現状

現在、当施設は春季及び秋季の企画展覧会、夏季及び冬季の館蔵品による展覧会により、通年で開館し展覧会を開催している。このうち、休館日及び開館時間は以下のとおりである。

【杉岡華邨書道美術館の休館日及び開館時間】

休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日（祝日の場合を除く） ・ 祝日の翌日（その日が平日の場合） ・ 年末年始 ・ 展示替えの期間
開館時間	9:00～17:00(入館は16:30まで)

（出所：杉岡華邨書道美術館 HP）

上記の休館日を除く年間の開館日を約 300 日とすると、平成 29 年度の使用料収入は 715,000 円であるため、1 日当たりの使用料収入は約 2,400 円となる。これを個人の観覧料 300 円で除すと、1 日当たりの有料観覧者は 8 名となる。

また、使用料収入は減少の傾向の中、原価である指定管理料は増加している。そのため平成 29 年度は、原価のうち使用料収入で賄われている部分は%に満たない数値となっている。これは他の施設と比較しても著しく低いものである。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）開館日及び開館時間を見直し、指定管理料などのコストを削減する方法を検討することが望ましい

杉岡華邨書道美術館にかかる原価の内容は主に指定管理料であるが、原価に対して使用料収入は低いため、指定管理料の大部分は市民全体の市税によって賄っていることになる。

施設運営のための原価は主に人件費や光熱費であるから、これらを削減するために、例えば施設の開館時間及び休館日等、開館の見直しを行うことが考えられる。

そのため、当施設の開館時間及び休館日等、通年開館の是非を検討し、指定管理料を含む開館に係るコストを削減する方法を検討することが望ましい。

【16】市美術館

1. 概要

市美術館は、平成 15 年に設立され、一般財団法人奈良市総合財団が指定管理者として運営している。

主な事業は展覧会や文化芸術講座などの企画及び開催、美術作品の公募及び市展の開催、展示室の貸館事業等である。

施設名	市美術館		所管課	文化振興課
根拠法令等	奈良市美術館条例		開始年度	平成 15 年度
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団		管理運営形態	指定管理
使用料の概要	施設使用料			
主な料金体系	区分 (単位：円)		一日当たり	
	展示室 (第 1 展示室・第 2 展示室)	平日	30,000	
		土日祝	40,000	
	第 1 展示室	平日	15,000	
		土日祝	20,000	
	第 2 展示室	平日	15,000	
土日祝		20,000		
使用料の減免	市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	5,200	2,525	1,335	6,000
原価(千円)	75,400	73,710	78,682	
受益者負担率(%)	6.8	3.4	1.6	
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。			
利用者数(人)	61,487	62,378	27,985	

市美術館は民間会社が所有する商業施設内にある。平成 29 年 9 月から平成 30 年 4 月までの約半年間、商業施設のリニューアル工事等のため閉館していた。使用の約 1 年前から予約を受け、入金時点で使用料を計上するため、平成 28 年度及び平成 29 年度の使用料収入が減少している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 減免額及びその対象者数の把握について

減免額及びその対象者数の把握に関する現状

当施設での使用料の減免は、条例上は概要に記載のとおりであるが、減免の適用としては、以下の2点である。

- ・指定管理者が自主事業を行う場合
- ・公益上その他特別の理由があると市長が認めた場合

ただし、実際にはほぼすべてが「指定管理者が自主事業を行う場合」に該当しているとのことだった。指定管理者は自主事業を行う場合に、使用料減免申請書を市長へ提出し、決裁を得ている。この場合は、使用料が100%減免される。

所管課である文化振興課は、減免申請書により個々の減免内容等については把握しているものの、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

【17】なら 100 年会館

1. 概要

なら 100 年会館は、市制 100 周年を記念して JR 奈良駅前に建設された多目的ホールである。設計者は磯崎新氏であり、「新しい奈良」のランドマーク、文化発信の拠点となっている。

施設は、奈良県内最大の客席数であり、大ホール、中ホール、小ホール等を備えており、コンサート、国際会議や学会の他、演奏会や会議等、多目的に利用されている。大ホールは最大 1,692 席(可動式)、中ホールは 434 席が収容可能であり、小ホールは 100 席程度が設置可能である。

施設名	なら 100 年会館		所管課	文化振興課			
根拠法令等	なら 100 年会館条例 なら 100 年会館条例施行規則		開始年度	平成 10 年度			
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団		管理運営形態	指定管理			
使用料の概要	ホール使用料、備品使用料						
主な料金体系	(入場料等を徴収する場合)						
	区分 (単位:円)		午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~21:30	全日 9:00 ~21:30	
	大ホール	全席 使用	平日	116,600	195,800	268,400	523,600
			土日祝	138,600	231,800	318,400	619,600
		1 階 席 のみ 使 用	平日	70,400	116,600	160,600	312,400
			土日祝	82,400	138,600	190,600	370,400
	中ホール		平日	59,400	96,800	132,000	259,600
			土日祝	69,400	114,800	158,000	307,600
	小ホール		平日	6,380	10,560	14,520	28,380
			土日祝	7,580	12,560	17,320	33,780
	楽屋等	大ホー ル	楽屋 1, 2	1,900	3,100	4,300	8,400
			楽屋 3, 4	1,300	2,200	3,000	6,000
			楽屋 5, 6	900	1,500	2,100	4,100
シャワー室			400	600	800	1,600	

中ホール	楽屋 1, 2,	1,400	2,300	3,200	6,200	
	3, 4					
	楽屋 5, 6	900	1,500	2,100	4,100	
	シャワー室	400	600	800	1,600	
会議室		2,100	3,500	4,800	9,400	
時の広場		2,300 (1時間につき)				
(入場料等を徴収しない場合)						
楽屋等、会議室、時の広場は入場料等を徴収する場合と同様。						
区分 (単位 : 円)		午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 21:30	全日 9:00 ~ 21:30	
大ホール	全席 使用	平日	63,600	106,800	146,400	285,600
		土日祝	74,600	124,800	171,400	333,600
	1階席 のみ使用	平日	38,400	63,600	87,600	170,400
		土日祝	44,400	74,600	102,600	199,400
中ホール		平日	32,400	52,800	72,000	141,600
		土日祝	37,400	61,800	85,000	165,600
小ホール		平日	3,480	5,760	7,920	15,480
		土日祝	4,080	6,760	9,320	18,180
使用料の減免	市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。					
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)		
	67,258	52,157	60,638	64,700		
原価(千円)	1,033,198	1,013,244	1,037,042			
受益者負担率(%)	6.5	5.1	5.8			
減免額(千円)	年間総額の集計は行っていない。					
利用者数(人)	287,415	247,427	305,350			

2. 監査の結果及び意見

(1) 減免額の把握について

減免額の把握に関する現状

当施設での使用料の減免は、条例上は概要に記載のとおりであるが、減免の適用としては、以下の2点である。

- ・指定管理者が自主事業を行う場合
- ・公益上その他特別の理由があると市長が認めた場合

ただし、実際にはほぼすべてが「指定管理者が自主事業を行う場合」に該当しているとのことだった。指定管理者は自主事業を行う場合に、使用料減免申請書を市長へ提出し、決裁を得ている。この場合は、使用料が100%減免される。

所管課である文化振興課は、減免申請書により個々の減免内容等については把握しているものの、それらをまとめた集計を行っておらず年間総額については把握していない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

減免額を把握することが望ましい

利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費(税金)で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。

したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。

【18】なら 100 年会館駐車場

1. 概要

なら 100 年会館駐車場は、なら 100 年会館の地階にある地下型の駐車場である。なら 100 年会館の利用者向けの駐車場であり、収容台数は 99 台である。なら 100 年会館が閉館する火曜日には駐車場も利用ができない。また、地下通路によって JR 奈良駅第 1 駐車場、第 2 駐車場（以下、「JR 奈良駅駐車場」という。）とつながっている。

施設名	なら 100 年会館駐車場		所管課	文化振興課
根拠法令等	なら 100 年会館条例 なら 100 年会館施行規則 奈良市営駐車場条例 奈良市営駐車場条例施行規則		開始年度	平成 11 年度
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社		管理運営形態	指定管理
使用料の概要	駐車場使用料			
主な料金体系	<p>1. 駐車時間が 24 時間以内の場合の駐車料金（定期利用を除く。）（1 台につき）</p> <p>5 時間以内の場合：30 分までごとにつき 150 円</p> <p>5 時間を超える場合：1,500 円</p> <p>2. 駐車時間が 24 時間を超える場合の駐車料金（定期利用を除く。）（1 台につき）</p> <p>駐車時間 24 時間につき 1,500 円とし、当該駐車時間に 24 時間未満の端数があるときは当該端数について上記 1. の金額を適用して得た駐車料金を加えた額とする。</p> <p>3. 定期利用の場合の駐車料金（1 台につき）</p> <p>1 箇月につき 10,000 円</p>			
使用料の不徴収	<p>次のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車</p> <p>(2) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が定める自動車</p> <p>(3) その他規則で定める自動車</p>			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	4,583	4,498	5,248	5,600

原価(千円)	37,354	37,236	37,236	
受益者負担率(%)	12.2	12.0	14.0	
減免額(千円)	-	-	-	
利用台数(台)	24,977	24,952	26,064	

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者について

指定管理者に関する現状

指定管理者である奈良市市街地開発株式会社は、1988年に市の100%出資で設立され、市内における新しい都市拠点の形成を目指し再開業事業により設置された市営駐車場管理運営及びビル(商業床)管理運営等、またこれらに付帯する業務を行っている。なら100年会館駐車場の運営が開始された平成11年から継続して委託先・指定管理先として非公募選定されている。なお、指定管理者の概要は以下のとおりである。

【指定管理者の概要】

項目	内容(平成29年度現在)
名称	奈良市市街地開発株式会社
設立	1988年5月
所在地	奈良市三条本町8番1号
設立の目的	新しい都市拠点の形成等、都市の活性化に関する総合的な調査・研究を実施するとともに、市街地再開業事業等により建築された建築物の管理運営を行い、地域社会と調和した活力ある都市づくりの推進を図る。
事業の概要	施設、市営駐車場の管理運営、再開業ビル管理組合業務代行
代表者	代表取締役社長津山恭之
代表者の兼務の有無	奈良市副市長、一般財団法人奈良市総合財団理事長、公益財団法人奈良市生涯学習財団理事長
職員数	3名(うち臨時職員1名)

【指定管理業務の概要】

項目	内容(平成29年度現在)
指定管理期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日(3年間)
公募・非公募の別	非公募
指定管理業務の概要	奈良駅前駐車場の管理・運営

他の公の施設の指定 管理状況	JR奈良駅第1駐車場、第2駐車場 西部会館駐車場
-------------------	-----------------------------

指定管理者は、なら 100 年会館駐車場以外にも、JR 奈良駅駐車場及び西部会館駐車場の指定管理業務を請けている。また、指定管理者は、市からこのほかにも商業床等管理業務や、近鉄学園前駅南地区再開発ビル(西部会館が入っているビル)管理業務も請けている。今回の包括外部監査の対象である3つの駐車場の指定管理料は以下のとおりである。

【奈良市市街地開発株式会社が受け取る指定管理料】

(単位：千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)
なら 100 年会館駐車場	18,618	18,618	18,618
JR 奈良駅駐車場	60,935	60,935	60,935
西部会館駐車場	27,333	27,333	27,333
合計	106,886	106,886	106,886

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

それぞれ上記3つの指定管理業務に係る基本協定で、第16条において指定管理者が市に対して毎期事業計画書及び予算書、その他市が必要と認める書類を提出しなければならない旨が定められている。また、第18条において事業報告書を提出しなければならない旨が定められている。ここで、事業報告書には、管理業務の実施状況、管理業務に係る収支の状況、その他市が必要と認める事項を記載しなければならない旨が規定されている。

上記3つの駐車場指定管理業務について、指定管理者は基本協定に基づき、市へ毎期予算書及び決算書を提出していた。しかし、平成28年度、平成29年度の予算書及び決算書を確認したところ、予算書と全く同じ費目・金額で決算書が作成されていた。指定管理者が外部に再委託するような清掃費などは、予算書と決算書が一致することはあっても、通常一致すると考えられない消耗品費や印刷費、消費税などまでもが予算書と決算書が一致していた。

監査の結果

1) 決算書を事実に基づき適切に作成すべき

指定管理者から提出される決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている(下記参照)。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。

【平成 25 年度包括外部監査報告書の意見】

・収支決算書について 【意見】

(中略)

決算書に発生した費用の内容及び金額が適切に記載されない場合、市は指定管理料の使途及び金額の妥当性を判断することができない。市は指定管理者に実際の費用及び金額を記載するように指導されたい。

(出所：平成 25 年度 包括外部監査の結果報告書)

この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書と同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費(間接人件費、間接経費など)が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。

しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の使途及び金額の妥当性を判断できない。

市が決算書を入手する意義は、指定管理業務を適切に行うためにどれくらいの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を検討する必要があり、逆の場合には減額を検討する必要がある。

市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。

意見

特に記載すべき事項はない。

【19】JR 奈良駅第 1 駐車場、JR 奈良駅第 2 駐車場

1. 概要

JR 奈良駅第 1 駐車場及び第 2 駐車場（以下、「JR 奈良駅駐車場」という。）は、JR 奈良駅前に設置された地下式の駐車場である。JR 奈良駅第 1 駐車場は駐車場法に基づく路外駐車場、第 2 駐車場は道路法に基づく自動車駐車場である。JR 奈良駅駐車場とは別になら 100 年会館駐車場が隣接しており、3 つの駐車場は地下通路によってつながっている。JR 奈良駅駐車場は 365 日営業している。

施設名	JR 奈良駅第 1 駐車場 JR 奈良駅第 2 駐車場		所管課	土木管理課
根拠法令等	駐車場法、道路法（JR 奈良駅第 2 駐車場のみ） 奈良市営駐車場条例 奈良市営駐車場条例施行規則		開始年度	平成 10 年度
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社		管理運営形態	指定管理
使用料の概要	駐車場使用料			
主な料金体系	<p>1. 駐車時間が 24 時間以内の場合の駐車料金（定期利用を除く。）（1 台につき）</p> <p>5 時間以内の場合：30 分までごとにつき 150 円</p> <p>5 時間を超える場合：1,500 円</p> <p>2. 駐車時間が 24 時間を超える場合の駐車料金（定期利用を除く。）（1 台につき）</p> <p>駐車時間 24 時間につき 1,500 円とし、当該駐車時間に 24 時間未満の端数があるときは当該端数について上記 1. の金額を適用して得た駐車料金を加えた額とする。</p> <p>3. 定期利用の場合の駐車料金（1 台につき）</p> <p>1 箇月につき 10,000 円</p>			
使用料の不徴収	<p>次のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車</p> <p>(2) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が定める自動車</p> <p>(3) その他規則で定める自動車</p>			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	98,747	95,307	98,379	95,000

原価(千円)	240,533	253,881	238,631	
受益者負担率(%)	28.5	26.7	29.8	
減免額(千円)	-	-	-	
利用台数(台)	147,960	147,784	154,400	

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者について

指定管理者に関する現状

指定管理者である奈良市市街地開発株式会社は、JR 奈良駅駐車場の運営が開始された平成 10 年から継続して委託先・指定管理先として非公募選定されている。指定管理者の詳細は第 4【18】なら 100 年会館駐車場参照。

本件も第 4【18】なら 100 年会館駐車場と同様に市へ提出されていた平成 28 年度、平成 29 年度の予算書及び決算書が同額で作成されていた。

監査の結果

）決算書を事実に基づき適切に作成すべき

第 4【18】なら 100 年会館駐車場と同様の結果である。

決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成 25 年度の包括外部監査でも意見として指摘されている(下記参照)。しかし、平成 29 年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。

【平成 25 年度包括外部監査報告書の意見】

・収支決算書について 【意見】

(中略)

決算書に発生した費用の内容及び金額が適切に記載されない場合、市は指定管理料の用途及び金額の妥当性を判断することができない。市は指定管理者に実際の費用及び金額を記載するように指導されたい。

(出所：平成 25 年度 包括外部監査の結果報告書)

この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書を同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費(間接人件費、間接経費など)が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。

しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の

用途及び金額の妥当性を判断できない。

市が決算書を入手する意義は、指定管理業務を行うためにどれくらいの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を検討する必要がある、逆の場合には減額を検討する必要がある。

市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。

意見

特に記載すべき事項はない。

【20】西部会館駐車場

1. 概要

西部会館駐車場は、近鉄奈良線の学園前駅に隣接している西部会館の地下駐車場である。西部会館は、市の西部出張所があるほか、西部会館市民ホール、西部公民館、その他民間施設が入った複合施設である。建物全体の管理・運営は、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合から委託を受けた奈良市市街地開発株式会社が行っている。

施設名	西部会館駐車場		所管課	西部出張所総務課
根拠法令等	奈良市営駐車場条例 奈良市営駐車場条例施行規則		開始年度	平成 13 年度
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社		管理運営形態	指定管理
使用料の概要	駐車場使用料			
主な料金体系	入庫した日に出庫する場合の駐車料金（定期利用を除く。）（1台につき）			
	区分		駐車時間	駐車料金
	公共施設利用者	1 時間以内の場合		無料
		1 時間を超える場合		800 円
公共施設利用者以外のもの			2,000 円	
備考 「公共施設利用者」とは、入庫した日に西部出張所、西部会館市民ホール又は西部公民館を利用する者をいう。 ・翌日以降の出庫の場合 当日出庫の料金に加えて、午前 0 時を越えるごとに 2,000 円の加算。 ・定期利用の場合 1 台につき 1 箇月毎に 15,000 円。				
使用料の不徴収	次のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収しない。 (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車 (2) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が定める自動車 (3) その他規則で定める自動車			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	5,928	5,655	5,683	5,928
原価(千円)	57,766	58,170	56,250	
受益者負担率(%)	10.2	9.7	10.1	

減免額(千円)	-	-	-	
利用台数(台)	57,121	60,141	58,260	

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者について

指定管理者に関する現状

指定管理者である奈良市市街地開発株式会社は、西部会館駐車場の運営が開始された平成13年から継続して委託先・指定管理先として非公募選定されている。指定管理者の詳細は第4【18】なら100年会館駐車場参照。

本件も第4【18】なら100年会館駐車場と同様に市へ提出されていた平成28年度、平成29年度の予算書及び決算書が同額で作成されていた。

監査の結果

）決算書を事実に基づき適切に作成すべき

第4【18】なら100年会館駐車場と同様の結果である。

決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている(下記参照)。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。

【平成25年度包括外部監査報告書の意見】

・収支決算書について 【意見】

(中略)

決算書に発生した費用の内容及び金額が適切に記載されない場合、市は指定管理料の用途及び金額の妥当性を判断することができない。市は指定管理者に実際の費用及び金額を記載するように指導されたい。

(出所：平成25年度 包括外部監査の結果報告書)

この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書を同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費(間接人件費、間接経費など)が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。

しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の用途及び金額の妥当性を判断できない。

市が決算書を入手する意義は、指定管理業務を行うためにどれくらいの費用が発生

するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を検討する必要があるがであり、逆の場合には減額を検討する必要がある。

市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。

意見

特に記載すべき事項はない。

【21】黒髪山キャンプフィールド

1. 概要

自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るためのキャンプ場であり、主に青少年（3歳～25歳）を中心とした団体が利用することができる。

平成12年の設立時から奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会が指定管理者に指定されている。

施設名	黒髪山キャンプフィールド			所管課	生涯学習課
根拠法令等	奈良市黒髪山キャンプフィールド条例 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則			開始年度	平成12年度
指定管理者	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会			管理運営形態	指定管理
使用料の概要	無料				
主な料金体系	なし				
使用料の減免	なし				
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)	
	-	-	-	-	
原価(千円)	4,314	4,222	3,822		
受益者負担率(%)	-	-	-		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	3,314	3,709	3,641		

2. 監査の結果及び意見

(1) 施設の有効活用について

施設の利用に関する現状

本施設は青少年の健全な育成を図ることを目的として設置された施設であることから、利用者は青少年（3歳以上25歳以下の者）、青少年を含む家族及び青少年を主たる構成員とする団体、あるいは青少年の指導者である場合に限られている。

一方で、監査人により平成29年度の施設の稼働率の算定を下記のとおり行ったところ、いずれの月も稼働率が10%未満となっており、稼働率を拡大する余地がある。

< 算定方法 >

稼働率 = 総件数 ÷ (最大利用可能件数 × 開館日)

なお、日帰りの利用についても宿泊と同様のスペースを利用することから、一日当たりの最大利用可能件数を宿泊可能な件数と仮定している。

最大利用可能件数	宿泊
1日当たり(件)	26

月	宿泊 (件)	宿泊以外 (件)	総件数 (件)	開館日 (日)	稼働率
4月	5	14	19	10	7%
5月	6	13	19	11	7%
6月	2	14	16	8	8%
7月	8	19	27	18	6%
8月	6	21	27	31	3%
9月	1	6	7	10	3%
10月	3	8	11	10	4%
11月	6	18	24	10	9%

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

i) 施設の有効活用として一般利用者への開放を行うことが望ましい

当施設はキャンプ場であることから幅広い年代の利用が可能であるが、当施設については青少年(歳以上 25 歳以下の者)、青少年を含む家族及び青少年を主たる構成員とする団体、あるいは青少年の指導者でなければ利用することができない。一方で平成 29 年度の稼働率は 10% 未満であることから、利用拡大が可能である。

上記状況より、施設の有効活用の観点から一般の利用者に対しても施設の利用を可能とすることが望ましい。

また、その際には一般利用者に対して一定の料金を設定することで、本来の目的を毀損しない範囲での利用者拡大が可能となると考えられる。

【22】青少年野外活動センター

1. 概要

自然環境の中での野外活動、体育・スポーツ及びレクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るため設立された施設であり、青少年（3歳～25歳）を中心とした団体が利用することができる。

平成21年から NPO 法人 奈良地域の学び推進機構が指定管理者に指定されている。

施設名	青少年野外活動センター			所管課	生涯学習課
根拠法令等	奈良市青少年野外活動センター条例 奈良市青少年野外活動センター条例施行規則			開始年度	平成元年度
指定管理者	NPO 法人 奈良地域の学び推進機構			管理運営形態	指定管理
使用料の概要	キャンプ場及び宿泊施設の使用料				
主な料金体系	区分		児童	青年	一般
	宿泊(1人 1泊につ き)	宿泊室	400円	500円	600円
		ロッジ	350円	400円	500円
		キャンプサイト	100円	150円	200円
	日帰り(1人につき)		50円	70円	100円
使用者が奈良市住民以外のものである場合の使用料は上記使用料の額の2倍に相当する額とする。					
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のためセンターを使用する場合で、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。				
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)	
	3,248	3,472	3,997	3,400	
原価(千円)	31,721	31,721	30,921		
受益者負担率(%)	10.6	11.1	12.9		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	9,263	8,570	8,856		

2. 監査の結果及び意見

(1) 施設の有効活用及び利用料金の設定について

施設の利用に関する現状

本施設は青少年の健全な育成を図ることを目的として設置された施設であることから、利用者は青少年（3歳以上25歳以下の者）及び青少年を含む家族及び青少年を主たる構成員とする団体、あるいは青少年の指導者である場合のみ限られている。

一方で、監査人により平成29年度の施設の稼働率の算定を下記のとおり行ったところ、いずれの月も稼働率が40%未満となっており、稼働率を拡大する余地がある。

<算定方法>

稼働率 = 利用者数 ÷ (最大利用可能人数 × 開館日)

なお、簡便的に利用者数により稼働率を算定している。

最大利用可能人数	宿泊	ロッジ	テント	日帰り
1日当たり(人)	130	18	12	100

月	利用者数(人)				開館 日数 (日)	稼働率			
	宿泊	ロッジ	テント	日帰り		宿泊	ロッジ	テント	日帰り
4月	187	3	0	262	26	6%	1%	0%	10%
5月	812	29	56	308	26	24%	6%	18%	12%
6月	1,187	16	0	206	26	35%	3%	0%	8%
7月	819	130	109	358	28	23%	26%	32%	13%
8月	1,072	52	0	336	31	27%	9%	0%	11%
9月	338	30	8	155	26	10%	6%	3%	6%
10月	758	8	0	230	26	22%	2%	0%	9%
11月	211	0	8	307	26	6%	0%	3%	12%
12月	54	0	0	50	24	2%	0%	0%	2%
1月	0	0	0	73	23	0%	0%	0%	3%
2月	0	0	0	180	24	0%	0%	0%	8%
3月	278	19	3	204	27	8%	4%	1%	8%

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）施設の有効活用として一般利用者への開放を行うことが望ましい

当施設はキャンプ場であることから幅広い年代の利用が可能であるが、当施設については青少年（3歳以上25歳以下の者）、青少年を含む家族及び青少年を主たる構成員とする団体、あるいは青少年の指導者でなければ利用することができない。一方で平成29年度は、春から夏にかけてのハイシーズンにおいても稼働率40%未満であることから、利用拡大が可能である。

したがって、当施設についても【21】と同様に、施設の有効活用の観点から一般の利用者に対しても施設の利用を可能とすることが望ましい。

【23】自転車駐車場

1. 概要

市では、鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の特便を図るため、自転車駐車場を設置している。

市が管理する自転車駐車場は、近鉄奈良駅付近の中筋自転車駐車場、近鉄高の原駅付近の自転車駐車場（第一から第四の4箇所）の計5箇所である。

自転車駐車場名	収容台数	備考
中筋自転車駐車場	600台	屋内、管理人あり
高の原第一自転車駐車場	550台	屋内、管理人あり
高の原第二自転車駐車場	1,260台	屋内、管理人あり
高の原第三自転車駐車場	600台	屋内（高架下）、管理人あり
高の原第四自転車駐車場	350台	屋外、機械式のため管理人なし

平成18年度より、指定管理者による管理運営が行われている。

指定管理者は公募により選定され、期間は5年である。

施設名	自転車駐車場	所管課	交通政策課
根拠法令等	奈良市自転車駐車場条例 奈良市自転車駐車場条例施行規則	開始年度	昭和59年度
指定管理者	奈交サービス株式会社	管理運営形態	指定管理
使用料の概要	自転車駐車場の使用料		

主な料金体系	利用区分		一時使用	定期使用（1箇月）	
				市内在住	市外在住
	自転車	一般	120円	2,300円	2,500円
		学生	100円	1,700円	2,300円
	原動機付自転車		220円	3,300円	3,500円
	小型自動二輪車		300円	5,000円	5,700円
高の原第四自転車駐車場（無人駐車場）のみ下記					
利用区分		一時使用（1日）			
自転車		100円			
原付～大型自動二輪車		150円			
使用料の減免	<p>条例第6条の規則により使用料を免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当する者が、定期使用料の納付により駐車場を利用するときとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に規定する扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号に規定する支援給付を受けている者</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めた者</p>				
使用料(千円)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (予算)	
	66,703	65,261	63,070	67,300	
原価(千円)	69,500	67,778	67,662		
受益者負担率(%)	95.9	96.2	93.2		
減免額(千円)	764	811	675		
利用者数(人)	686,018	705,232	681,706		

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者からの財務報告について

指定管理者からの財務報告について

「奈良市自転車駐輪場の管理に関する基本協定書」第18条3項に基づき、市は指定管理者より収支報告書を受領している。

監査の結果

）決算書を事実に基づき適切に作成すべき

平成28年度及び平成29年度の「奈良市自転車駐車場収支報告」を確認したところ、収支が一円単位で一致することは通常考えられないにも関わらず収入合計と支出合計が一致していた。

交通政策課はこの点について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであったが、今回改めて確認したところ、指定管理者には歳入と歳出を一致させるものとする誤った認識があり、歳入と歳出の差額で利益が発生した場合にはこれを奈良市自転車駐車場指定管理担当の本社人件費の一部に充て、損失が発生した場合には損失額を諸経費として支出加えるというかたちで、調整しているとの説明を受けた。

収支報告は指定管理者の経営状況を確認するための重要な資料である。しかし、交通政策課が収支報告を十分に点検せず、異常な点を看過しており、指定管理者から事実と異なる収支報告がなされている。指定管理者は指定管理業務から損失または利益が生じており、これを考慮しなければ、翌年度以降の指定管理料の積算検討に際しても指定管理料の減額もしくは増額に関する検討が適切に行えない可能性がある。

交通政策課は、指定管理者が事実に基づき収支報告書を作成するよう、適切な指導を行うべきである。また、指定管理者の業務実績を適切に把握し、翌年度以降の適正な指定管理料の検討に役立てるべきである。

意見

）予算書と決算書の差を把握することが望ましい

平成28年度及び平成29年度の「奈良市自転車指定管理者収支予算書」と「奈良市自転車駐車場収支報告」予算書と比較したところ、どちらの年度においても、予算に比較して決算の人件費が3百万円程度増加していたが、交通政策課は予算書と収支報告書の差額について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであった。

交通政策課が指定管理者選定時の予算と毎年度の収支報告実績の差額の理由を把握していなければ、翌年度以降の指定管理料の積算検討に際して指定管理料の減額もしくは増額に関する検討が適切に行えない可能性がある。

交通政策課は、指定管理者の業務実績を適切に把握し、翌年度以降の適正な指定管理料の検討に役立てることが望ましい。

(2) 減免について

減免に関する現状

自転車駐車場使用料について、「奈良市自転車駐車場条例」及び「奈良市自転車駐車場条例施行規則」第9条では、身体障がい者、生活保護受給者、中国残留邦人等に対して使用料を免除（100%減免）することとしている。

奈良県自転車駐車場条例

第6条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる

奈良市自転車駐車場条例施行規則

第9条（使用料の免除）

条例第6条の規定により使用料を免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当する者が、定期使用料の納付により駐車場を利用するときとする。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 生活保護法第11条第1項各号に規定する扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項各号に規定する支援給付を受けている者

(3) その他市長が特に必要と認めた者

障がい者に対する減免について、条例及び規則は障害者基本法第24条に基づき制定されているが、法は身体障がいに加え知的障がい並びに精神障がい者を対象としているのに対し、奈良市条例や施行規則は身体障がい者のみを対象としている点で不整合が生じている。

障害者基本法

第二十四条（経済的負担の軽減）

国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

また、生活保護受給者に対する減免については、生活保護法第1条、第17条に基づき制定されているが、市では就学就労に要する自転車駐車場使用料は生活保護の扶助対象に含まれているとのことであり、生活保護受給者に対し同使用料を減免対象とすると、生活保護受給者の利益となり、市は不要な支出を行っていることになる。ただし、平成27年度から29年度において生活保護者に対する減免実績はなく、市の財政に対

し不利益は与えていないとのことである。

生活保護法

第一条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第一七条（生業扶助）

生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

交通政策課は以上のような問題点を認識しており、自転車駐車場使用料に関する減免について今後再検討を行う予定である。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい

市は、身体障がい者、生活保護受給者、中国残留邦人等に対して自転車駐車場使用料を免除（100%減免）することとしている（「奈良市自転車駐車場条例」及び「奈良市自転車駐車場条例施行規則」第9条）。

減免に関する現状でも記載したように、障がい者に対する減免を定める条例及び規則は障害者基本法第24条に基づき制定されているが、法は身体障がいに加え知的障がい並びに精神障がい者を対象としているのに対し、奈良市条例や施行規則は身体障がい者のみを対象としている点で不整合が生じている。また、生活保護受給者に対する減免については、生活保護法第1条、第17条に基づき制定されているが、市では就学就労に要する自転車駐車場使用料は生活保護の扶助対象に含まれているとのことであり、生活保護受給者に対し同使用料を減免対象とすると、生活保護受給者の利益となり、市は不要な支出を行っていることになる。（平成27年度から29年度において生活保護者に対する減免実績はなく、市の財政に対し不利益は与えていないとのことである。）

このように、市の自転車駐車場使用料減免基準には公平性を欠いている点があり、減免基準の設定が適切に行われなければ、市の歳入である使用料収入に影響を与えることとなる。

また加えて、市の減免基準を奈良県内他都市と比較したところ、比較的減免率が高く設定されている状況にあるといえる。市の財政状況やコストに対する受益者負担率、他の施設との整合性を考慮した上で、減免対象者及び減免率の設定について今後検討すべきである。

市町村（根拠法令等）	対象者	減免率
奈良市（奈良市自転車駐車場条例施行規則第9条）	身体障がい者、生活保護受給者、 中国残留邦人	全額免除
橿原市（橿原市自転車駐車場条例施行規則第6条）	緊急自動車、公務中の公務員	全額免除
	障がい者（身体障がい、知的障がい、 精神障がい） 生活保護世帯	半額減免
大和郡山市（大和郡山市自転車駐車場条例施行規則第5条）	障がい者（身体障がい、知的障がい、 精神障がい）	半額減免

市長が別途認める場合、指定管理者が別途認める場合（大和郡山市）については記載対象から除いている。

（出所：市入手資料を監査人加工）

【24】都祁体育館

1. 概要

都祁体育館は、昭和 57 年度に農業者トレーニングセンター兼多目的研修施設として、農業者及び地域住民の連帯感の醸成、健康と体力の増進を図ることを目的に建設された施設である。近隣住民や小中学校の利用に供される他、近年は部活動合宿施設等として市外からの利用もある。

一般財団法人奈良市総合財団が指定管理者として管理運営を行っている。

施設名	都祁体育館	所管課	都祁行政センター 地域振興課		
根拠法令等	奈良市体育施設条例 奈良市体育施設条例施行規則	開始年度	昭和 57 年度		
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	管理運営形態	指定管理		
使用料の概要	体育館施設使用料				
主な料金体系	区分 (単位：円)	午前 9：00 ～12：00	午後 13：00 ～17：00	夜間 19：00 ～22：00	全日 9：00 ～22：00
	独占使用	1,500	2,000	3,000	8,000
	部分使用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額			
	トレーニング室 個人使用 (1人当たり)	150	200	300	
	会議室 (1室につき)	450	600	900	2,400
	研修室 (1室につき)				
	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。				
		土日祝日	市外利用	高校生以下	
	割合	1.2	2.0	0.5	

使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。			
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
	606	574	686	550
原価(千円)	15,580	15,206	16,184	
受益者負担率(%)	3.8	3.7	4.2	
減免額(千円)	-	16	-	
利用者数(人)	6,228 人	9,022 人	10,059 人	

2. 監査の結果及び意見

(1) 施設の所管課について

施設の所管課についての現状

都祁地域は市の北東部に位置し、旧都祁村が平成 17 年に市と合併した地域である。都祁地域にある公のスポーツ施設は、都祁生涯スポーツセンター（【7】参照）及び都祁体育館の2つであるが、都祁生涯スポーツセンターの所管課はスポーツ振興課であるのに対し、都祁体育館の所管課は都祁行政センター地域振興課となっている。

市によると、当初は2施設ともにスポーツ振興課の所管であったが、平成 23 年度に都祁体育館のみが都祁行政センター地域振興課に移管され、都祁生涯スポーツセンターに関しては設立からまだ日が浅いことがあり、引き続きスポーツ振興課が所管することとなったとのことである。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）類似の近隣施設について、所管課を統一することが望ましい

同一地域に存在し、またスポーツ施設という類似の設置目的をもつ2つの施設の所管課が別々であれば、市による指定管理者の視察等の業務が効率的に行えないだけでなく、今後の施設計画の策定に際して情報共有や検討が不十分となる可能性がある。

さらに、都祁生涯スポーツセンターと都祁体育館の指定管理者はいずれも一般財団法人奈良市総合財団であり、所管課の統一による、管理の効率化、情報の一元化等についても期待できる。

市はを統一するデメリットを確認したうえで、当該2施設の所管課統一を検討すべきである。

【25】月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場

1. 概要

当初、農林水産省の補助事業としての農業者トレーニングセンターとして設置された施設であり、月ヶ瀬村と奈良市の合併の際に他の施設と同様に市の施設となった。いずれの施設も奈良市立月ヶ瀬小中学校に隣接しており、小中学校の体育施設として利用されており、小中学校及び社会体育団体を除いた一般の利用についてはほとんどない。

(1) 月ヶ瀬体育館の概要

施設名	月ヶ瀬体育館			所管課	月ヶ瀬行政センター 地域振興課
根拠法令等	奈良市体育施設条例			開始年度	昭和 58 年度
指定管理者	なし			管理運営形態	直営
使用料の概要	施設使用料				
主な料金体系	なお、部分利用の場合には異なる料金設定がある。				
	区分 (単位:円)	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 19:00 ~ 22:00	全日 9:00 ~ 22:00
	体育館	1,500	2,000	3,000	8,000
	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。				
		土日祝日	市外利用	高校生以下	
割合		1.2	2.0	0.5	
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。				
使用料 (千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	30	44	22	50	
原価(千円)	9,752	8,845	10,460		
受益者負担率 (%)	下記、【月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場の受益者負担率】を参照				

減免額（千円）	公表を目的とした集計は行っていない。		
利用者数（人）	6,212	7,013	6,749

（２）奈良県月ヶ瀬健民運動場の概要

施設名	奈良県月ヶ瀬健民運動場			所管課	月ヶ瀬行政センター 地域振興課
根拠法令等	奈良市体育施設条例			開始年度	昭和 43 年度
指定管理者	なし			管理運営形態	直営
使用料の概要	施設利用料				
主な料金体系	区分 (単位:円)	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 19:00 ~ 22:00	全日 9:00 ~ 22:00
	運動場	600	800	600	2,600
	なお、夜間利用の際には別途 1 時間当たり 1,000 円の照明料金の設定がある。				
	また、以下の場合については、上記料金にそれぞれの割合を乗じた額とする。				
	割合	土日祝日 1.2	市外利用 2.0	高校生以下 0.5	
使用料の減免	市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。				
使用料（千円）	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	89	25	58	50	
原価（千円）	-	-	-		
受益者負担率（％）	下記、【月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場の受益者負担率】を参照				
減免額（千円）	公表を目的とした集計は行っていない。				
利用者数（人）	4,416	1,649	3,564		

上記施設は発生する費用について一括して管理を行っていることから以下の表にて上記2施設を合計した受益者負担率を算定する。

【月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場の受益者負担率】

(単位：千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入合計	119	69	80	100
原価合計	9,752	8,845	10,460	
受益者負担率	1.2%	0.7%	0.7%	

2. 監査の結果及び意見

(1) 施設の管理運営について

施設の管理運営に関する現状

概要記載の通り実質的には小中学校の施設として利用されている施設であることから、教育総務課への所管替えについて検討中である。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

) 所管替えを検討することが望ましい

所管替えについて、平成25年度の包括外部監査においても同様の意見があり、小中学校を管轄している教育総務課と調整中とのことであるが、現状所管替えまでは至っていない。なお、協議記録はないとのことであった。

小中学校の隣接の施設であり、小中学校による利用がほとんどであること、小中学校あるいは社会体育団体が利用する場合は使用料の免除措置があることなど、実質的には学校の施設であることから引き続き所管替えについて調整を進めていく必要がある。

【26】ロマントピア月ヶ瀬

1. 概要

ロマントピア月ヶ瀬は、地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化及び交流人口の拡大に資するため設立された、農林漁業体験実習館・多目的広場・伝統工芸伝承教室などの総合施設である。近年では平成 28 年に車中泊可能な駐車場として利用できるエリアである RV パークを設置する等して施設利用の拡大を図っている。

設立当初からロマントピア月ヶ瀬管理運営組合に管理委託をしており、指定管理者制度の導入後、平成 20 年度より当該団体が指定管理者に指定され、平成 25 年度からは公募の結果、当該団体が指定管理者に指定されている。

施設名	ロマントピア月ヶ瀬			所管課	月ヶ瀬行政センター 地域振興課
根拠法令等	奈良市農林漁業体験実習館条例			開始年度	平成 7 年度
指定管理者	ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合			管理運営形態	指定管理
使用料の概要	施設利用料				
主な料金体系	食品加工実習室 1 日につき 8,000 円 和室 1 日につき 8,000 円 RV パーク 1 台 1 泊につき 2,500 円				
利用料金の減免	指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。				
利用料金 (千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	974	923	1,220	1,700	
原価(千円)	当施設については施設利用料以外の収入(販売収入等)がある。利用料金に対するコスト把握が困難であったことから、原価の算定及び受益者負担率の算定は省略する。				
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	8,393	11,011	10,347		

なお、市が直接負担する原価（主に減価償却費部分）については以下の通りとなっている。

<参考>

	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （予算）
市の直接原価 （千円）	3,256	3,761	3,338	

2. 監査の結果及び意見

(1) 別館である奈良晒保存館の利用料について

利用料に関する現状

施設の別館である奈良晒保存館は年間を通して「奈良晒文化保存会」が利用しており、指定管理者は奈良晒文化保存会から年額 110 千円を施設利用料として徴収している。

奈良晒保存館の利用料はロマントピア月ヶ瀬における和室の利用料に該当するものとのことであるが、当施設の利用については条例にて定められた金額を徴収しているものではなかった。

監査の結果

）条例に基づく利用料金を徴収すべき

利用料金については、奈良市農林業体験実習館条例第 6 条にて、「利用料金は、別表 2 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする」との記載があり条例に基づき適切に設定される必要がある。

本件では奈良晒文化保存会の奈良晒保存館の利用料金について、条例の別表 2 に記載されているものではなく、また市長の承認を得ていない。また本件の場合、利用料金は指定管理者と利用者の協議により決定されており、協議記録及び契約書等はない。このような条例や契約等に基づかない料金の徴収は、事後的な検証が不可能であり、不正等の温床となるおそれがある。

条例に基づき適切な料金を設定し、利用料を徴収するよう改めるとともに、本件のような事象が発生しないよう所管課は指定管理者のモニタリングを適切に実施する必要がある。

意見

特に記載すべき事項はない。

(2) 施設の在り方について

施設に関する現状

当施設の利用状況については、以下のとおりであり観梅期である 2 , 3 月に集中している状況である。

【平成 29 年度利用者数の推移】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
775	305	237	157	136	230	191	407	222	200	1,273	7,045

(出所：市から入手した資料より監査人が加工)

RV パークの設置等集客を増やす取り組みにより平成 27 年度と比較して利用者数及び利用料収入実績については上昇しているものの、梅の郷月ヶ瀬温泉や月ヶ瀬温泉ふれあい市場等と比較して利用者数が少ない(【27】【28】概要に記載の利用者数参照)。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

) 他施設と連携した活性化のための施策を検討することが望ましい

観梅期以外の利用者は近隣住民が中心であり、設置目的である地域振興及び交流人口の拡大を十分に果たしているとは言い難い状況にある。今後も同様の状況が続くのであれば、受益者である地域の団体等に売却・譲渡することも検討すべきではあるが、当施設は比較的規模が大きな施設であり維持管理が困難なため、容易に売却・譲渡することができない状況にある。

今後も当施設を市が運営するのであれば、設置目的を十分果たすために、さらなるイベントの実施や月ヶ瀬地域にある温泉施設等、他施設との連携を深めた施策を推進していくことが望ましい。

【27】梅の郷月ヶ瀬温泉

1. 概要

市民の健康増進及び観光の振興を図るために設置された温泉施設であり、平成 25 年度より公募の結果、株式会社月ヶ瀬振興協会が指定管理者に指定されている。

料金については利用料金制を採用しており、奈良市温泉施設条例第 5 条 2 項及び別表に規定する額の範囲内において、市長の承認を得て運営されている。

施設名	梅の郷月ヶ瀬温泉			所管課	月ヶ瀬行政センター 地域振興課
根拠法令等	奈良市温泉施設条例 奈良市温泉施設条例施行規則			開始年度	平成 9 年度
指定管理者	株式会社月ヶ瀬振興協会			管理運営形態	指定管理
使用料の概要	施設利用料金				
主な料金体系	大人（中学生以上 600 円）・小人（小学生 300 円）・小学生未満無料 65 歳以上（奈良市在住）高齢者 400 円・障がい者 400 円				
使用料の減免	指定管理者は、市長が特別の理由があると認める者に対し、利用料金を減免することができる。				
利用料金 (千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	48,583	46,111	42,517	45,375	
原価(千円)	当施設については施設利用料以外の収入(食堂収入等)がある。利用料金に対するコスト把握が困難であったことから、原価の算定及び受益者負担率の算定は省略する。				
受益者負担率 (%)					
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	88,864	88,825	82,539		

なお、市が直接負担する原価(主に減価償却費部分)については以下の通りとなっている。

<参考>

	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)
市の直接原価 (千円)	3,256	3,761	3,338	

2. 監査の結果及び意見

(1) 利用料金制の在り方について

利用料金制に関する現状

当施設の指定管理については利用料金制を採用しており、指定管理者が上記料金体系記載の料金収入により市からの指定管理料によらない運営を行っている。一方で、当施設において発生する大規模修繕及び備品購入の一部に関しては、市が負担している。温泉施設であることから機器の劣化等も早く、定期的に修繕が必要であることから市への負担が大きい。なお直近の大規模な修繕（リニューアル工事）は平成26年度にあり、市の負担額は274,165千円であった。

このような状況において、指定管理者の当施設決算は平成28年度に1,969千円の黒字となっているものの、平成29年度は4,091千円の赤字となっている。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

）市の負担を軽減するための施策を検討することが望ましい

上記状況のとおり、大規模修繕については市が負担することになっているが、温泉施設については個人の趣向により選択的に利用するサービスであることから公共性は高くないため、市は他の公の施設以上に市の財政負担軽減施策を検討する必要がある。

市の負担軽減の施策としては、将来の大規模修繕等に備えて、利用料金の一部あるいは利益の一部について指定管理者から徴収する方法、あるいは大規模修繕等についても指定管理者が行う方法等が考えられる。

なお、現状では指定管理者の財政状態が芳しくないため（平成29年度の決算は4,091千円の赤字）、指定管理者はさななる経営努力が必要であるが、利用料金は条例に定められた料金の上限となっており、現状の利用者数を前提とすると利用料による収益拡大は難しい。しかし、例えば以下のような取り組みにより収益の拡大あるいはコストの削減を図る余地はあると考える。

イ. 他施設との連携による集客増加策の実施

施設の利用に関して、相乗効果が見込まれる当施設周辺の市の施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場やロマントピア月ヶ瀬等）と連携したイベントの実施、売店やレストランの魅力の向上、効果的な広告宣伝など指定管理者の経営努力による集客増加策の実施が望まれる。

ロ. 指定管理者のマネジメント力の向上（事業別損益管理等）に向けての指導

当施設においては温泉利用料、食堂売上、売店売上の3つの事業がある。しかし、各事業のコストを個別に集計していないため、事業別の損益状況の把握ができておらず、

マネジメント情報が不足している。市においても、コスト削減意識の向上や経営戦略の検討の基礎となる事業別損益管理など、指定管理者のマネジメント力の向上に向けて指導することが望まれる。

ハ. 条例の改正により収益の拡大を図る方法

上記のとおり、現状では利用料金制を採用しているものの利用料金は条例に定められた上限を採用していることから、上記の集客やコスト削減を図った結果をもってしても、大規模修繕費について指定管理者が負担することが困難となる可能性がある。このような場合には条例を改正することにより、適切な価格設定ができるようにする方法が考えられる。

【28】月ヶ瀬温泉ふれあい市場

1. 概要

月ヶ瀬温泉にある農産物等の直売所である。旧月ヶ瀬村が建設し、奈良市との合併により、市の施設となった。平成 29 年度から非公募による指定管理制度を導入している。

施設名	月ヶ瀬温泉ふれあい市場			所管課	月ヶ瀬行政センター 地域振興課
根拠法令等	奈良市特産品等直売施設条例			開始年度	平成 10 年度
指定管理者	月ヶ瀬温泉ふれあい市場管理組合			管理運営形態	指定管理
使用料の概要	-				
主な料金体系	-				
使用料の減免	-				
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	-	-	-	-	
原価(千円)	1,076	2,078	1,852		
受益者負担率(%)	-	-	-		
減免額(千円)	-	-	-		
利用者数(人)	94,277	93,524	85,908		

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者制度の継続について

施設についての現状

当施設は、過去の包括外部監査において「直営で行う合理的な理由がないのであれば、指定管理者制度を導入されたい。仮に直営を継続するのであれば、使用料を徴収されたい。」という指摘を受け、検討した結果、指定管理者制度を導入した。

指定管理者業務仕様書によると、当該施設で地域の農林水産物、加工品、工芸品等の販売並びに観光情報及び地域情報の発信等を行うことが求められている。従前施設の使用許可を受けて、特産品の販売等を行っていた月ヶ瀬温泉ふれあい市場管理組合(地元住民で構成)を指定管理者に指定しており、施設の入場料及び指定管理料は無料となっている。

監査の結果

特になし

意見

）指定管理者制度を継続するかどうかについて検討することが望ましい

指定管理者制度導入前から電力使用料等の施設の運営経費は当該組合が負担しており、指定管理者制度導入後も施設での売上高の一定割合を市に収める等の取り決めもないため、市と当該組合の費用負担については、指定管理者制度導入前後で本質的な変更はない。一方、指定管理者制度を導入することにより、事業者を決定するための手続き、協定書の作成、事業者の事業計画の検討、事業報告書・収支決算書の確認、日々の運営状況のモニタリングなど、新たな市の事務が生じるが、当然にこれらの事務は適切に実施していく必要がある。

しかし、外部監査人が使用料等の妥当性の検証を進めたところ、適切な事業報告書を入力していないなど、これらの事務が適切に行われているとは言い難い部分も見受けられた。

項目	現状及び問題点
事業計画書	<ul style="list-style-type: none">・指定期間は4月から翌3月であるが、暦年の事業計画となっている。(翌年の1月から3月部分が欠落)・施設管理に関する記載がない。・「きのこ祭り」、「新茶祭り」等のイベント名称の記載はあるが、イベントの内容や、事業(販売、料理提供、情報発信)に関する記載がない。
収支予算書	<ul style="list-style-type: none">・指定期間は4月から翌3月であるが、暦年の収支予算となっている。・指定管理者制度を導入している施設での経営状況ではなく、施設外での事業収入等を含む、組合全体の収支予算を表していると思われる。(各種会費や新聞代等の施設の管理に直接必要でないと思われる予算が計上されている。)
事業報告書	<ul style="list-style-type: none">・指定期間は4月から翌3月であるが、暦年の実績報告となっている。(翌年の1月から3月部分が欠落)
決算書	<ul style="list-style-type: none">・指定期間は4月から翌3月であるが、暦年の決算書となっている。・指定管理者制度を導入している施設での経営状況ではなく、施設外での事業収入等を含む、組合全体の経営状況を表していると思われる。(各種会費や新聞代等の施設の管理に直接必要でないと思われる経費が計上されている。)

月報	・管理業務の実施状況についての報告が必要であると考え、利用者数の報告のみとなっていた。
モニタリング	・市としての管理・指導記録がほとんどなく、経営実態を適切に把握しているとは言い難い。

指定管理者制度を導入するには、一定の事務コストが生じることを前提として、その導入効果を検討する必要がある。

また、当該施設の大規模な修繕については市が負担することになっている。しかし、当該施設は地域振興の目的をもつ施設ではあるが、受益者が地元の住民(農家)に限られるなど公共性は高いとはいえ、市は他の公の施設以上に市の負担軽減の施策を検討する必要がある。そのためには、適切なモニタリングにより把握した当該施設の経営実態を踏まえて、大規模な修繕等についても指定管理者に負担を求める余地がないのか、検討することが望ましい。

【29】湖畔の里 “ つきがせ ”

1 . 概要

月ヶ瀬にある農産物等の直売所と食堂施設である。旧月ヶ瀬村が建設し、奈良市との合併により、市の施設となった。平成 29 年度から非公募による指定管理制度を導入している。

施設名	湖畔の里 “ つきがせ ”			所管課	月ヶ瀬行政センター 地域振興課
根拠法令等	奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例			開始年度	平成 13 年度
指定管理者	湖畔の里つきがせ組合			管理運営形態	指定管理
使用料の概要	-				
主な料金体系	-				
使用料の減免	-				
使用料(千円)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (予算)	
	-	-	-	-	
原価(千円)	4,581	4,579	4,579	/	
受益者負担率(%)	-	-	-	/	
減免額(千円)	-	-	-	/	
利用者数(人)	37,841	34,690	29,718	/	

2 . 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者制度の継続について

施設についての現状

当施設は、過去の包括外部監査において「直営で行う合理的な理由がないのであれば、指定管理者制度を導入されたい。仮に直営を継続するのであれば、使用料を徴収されたい。」という指摘を受け、検討した結果、指定管理者制度を導入した。

指定管理者業務仕様書によると、当該施設で地域の農林水産物、加工品、工芸品等の販売、地域の食材を利用した郷土料理の提供、道路利用者への休憩の場の提供並びに観光情報及び地域情報の発信等を行うことが求められている。従前施設の使用許可を受けて、特産品等の販売を行っていた湖畔の里つきがせ組合(地元住民で構成)を指定管

理者に指定しており施設の入場料及び指定管理料は無料となっている。

監査の結果

特になし

意見

）指定管理者制度を継続するかどうかについて検討することが望ましい

指定管理者制度導入前から電力使用料等の施設の運営経費は当該組合が負担しており、指定管理者制度導入後も施設での売上高の一定割合を市に収める等の取り決めもないため、市と当該組合の費用負担については、指定管理制度導入前後で本質的な変更はない。一方、指定管理者制度を導入することにより、事業者を決定するための手続き、協定書の作成、事業者の事業計画の検討、事業報告書・収支決算書の確認、日々の運営状況のモニタリングなど、新たな市の事務が生じるが、当然にこれらの事務は適切に実施していく必要がある。

しかし、外部監査人が使用料等の妥当性の検証を進めたところ、適切な事業報告書を入手していないなど、これらの事務が適切に行われているとは言い難い部分も見受けられた。

項目	現状及び問題点
事業計画書	<ul style="list-style-type: none">・指定期間は4月から翌3月であるが、暦年の事業計画となっている。(翌年の1月から3月部分が欠落)・施設外での販売計画の記載はあるが、施設管理に関する記載、観光情報、地域情報の発信に関する記載がない。
収支予算書	<ul style="list-style-type: none">・指定期間は4月から翌3月であるが、暦年の収支予算となっている。・郷土料理の提供を行うが、利用者からの代金が全額計上されず、提供している組合員に対する手数料収入のみが計上されている。
事業報告書	<ul style="list-style-type: none">・指定期間は4月から翌3月であるが、暦年の報告となっている。(翌年の1月から3月部分が欠落)・施設管理に関する記載がない。・「梅祭り」、「さくら祭り」等のイベント名称の記載はあるが、イベントの内容や、事業(販売、料理提供、休憩の場の提供、情報発信)に関する記載がない。

損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・12月から翌11月までの損益計算書を入手しているが、売上高、販売費・一般管理費の明細がない。 ・指定管理者制度を導入している施設での経営状況ではなく、施設外での販売手数料収入等を含む、組合全体の経営状況を表している。
月報	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況についての報告が必要であると考え、利用者数の報告のみとなっていた。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・市としての管理・指導記録がほとんどなく、経営実態を適切に把握しているとは言い難い。

指定管理者制度を導入するには、一定の事務コストが生じることを前提として、その導入効果を検討する必要がある。

また、当該施設の大規模な修繕については市が負担することになっている。しかし、当該施設は地域振興の目的をもつ施設ではあるが、受益者が地元の住民（農家）に限られるなど公共性は高いとは言えず、市は他の公の施設以上に市の負担軽減の施策を検討する必要がある。そのためには、適切なモニタリングにより把握した当該施設の経営実態を踏まえて、大規模な修繕等についても指定管理者に負担を求める余地がないのか、検討することが望ましい。

付録（第3【参考】監査人による使用料の試算の算出手順）

【1】検討事項の整理

1．施設別コスト情報

使用料の算定にあたり、スポーツ施設や文化施設等の施設ごとに管理運営に要している経費（コスト）を把握する必要がある。

試算においては、施設別のコストが把握できる【2】中央体育館等6体育施設を利用している。

2．イニシャルコストを含めるか否か

受益者負担に対応させるコスト（受益者負担額）に、管理・運営コスト（ランニングコスト）に加えて、施設の建設費（イニシャルコスト）を含めるかどうかを決定する必要がある。具体的には、建設当時の取得価額を施設の耐用年数で除した減価償却費を加味するか否かである。

ここでは、イニシャルコストは利用者全体で負担させるべきという考え方と、公の施設は市民の共有財産であり、市民の誰もが利用できるとの理由により、使用料の算定には含めないという考え方がある。

また、後者の使用料の算定にイニシャルコストを含めない考え方で整理した場合には、市内利用者か市外利用者かを問わず、イニシャルコストを含めないという考え方と、市民からの公費（税金）によりイニシャルコストが賄われているため、市内利用者と市外利用者で使用料に差を設けるという考え方がある。すなわち、市民の使用料にはイニシャルコストを含めない一方、市外利用者は市民として税金を負担していないため、使用料にイニシャルコスト分を加味するという考え方である。

試算においては、受益者負担の考え方を踏襲し、イニシャルコストも受益者負担額に含めて計算している。

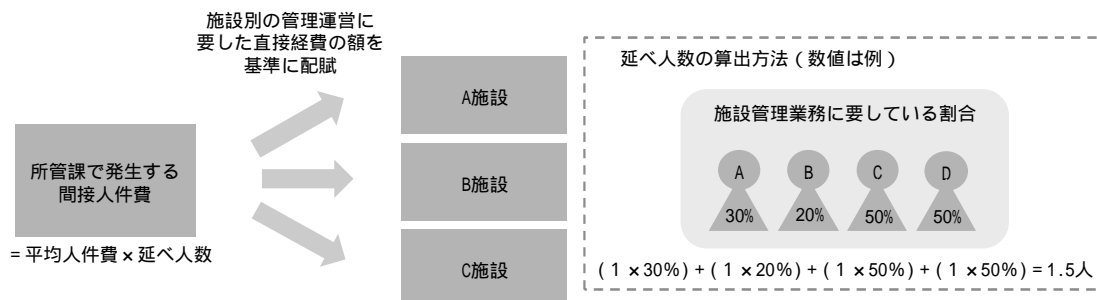
3．間接人件費の按分方法

施設の維持費として、施設で発生するコスト（直接費）以外に、市役所庁舎で生じる人件費（間接人件費）がある。施設は単独で運営されるものではなく、市の施策に沿った運用がなされるように市役所からの管理・指導が必要となるため、ランニングコストとして受益者負担額に含める必要がある。これは指定管理制度を導入していても同じである。

しかし、間接人件費は、直接人件費と異なり、施設で発生するものではないため、施設に紐づけての測定が困難なものや、複数の施設にまたがって発生するものが多い。そのため、市役所職員の業務負担割合を算定するなど、一定の仮定や条件を設定して算定する必要がある。

試算においては、まず、事務分掌から算出した施設管理業務に要している延べ人数と平均人件費を乗じ、所管課で発生する間接人件費を算出した。次いで、所管課で発生する間接人件費を、施設ごとの管理運営に要した直接経費の額の割合で各施設に配賦した。

【間接人件費の算出のイメージ】



4. 各施設の施設区分ごとの受益者負担割合

施設の設置目的などによって行政が関与すべき度合い(公費で負担すべき度合い)や民間事業者によるサービス提供の有無などから収益性の度合いが異なるため、これらを考慮して、受益者負担割合を決定する必要がある。

試算においては、各施設の施設区分(体育室、和室、会議室等)ごとに市場性の視点と必需性の視点の二軸で分類し、受益者負担割合を決定している。

【「必需性」「市場性」による受益者負担割合に関するマトリクス表】

市場性による分類	市場的	A	50%	75%	100%
	中間	B	25%	50%	75%
	非市場的	C	0%	25%	50%
			必需的	中間	選択的
			必需性による分類		

注: 図表には「公共性・強」(0%から100%へ)と「公共性・弱」(100%から0%へ)の対角線が示されています。

5. 施設区分の想定利用率

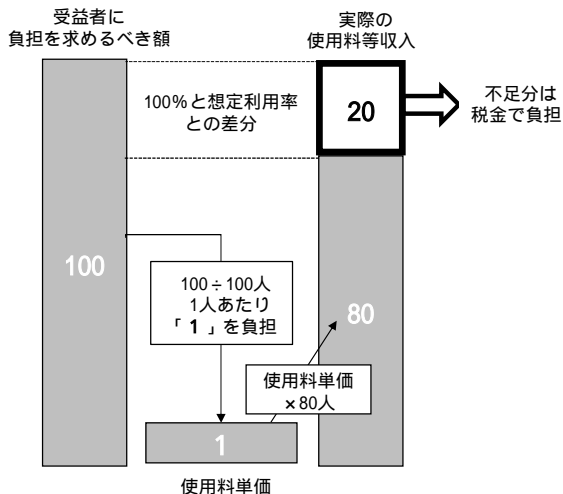
各施設の施設区分ごとのコスト及び受益者負担割合の決定により、施設区分ごとの受益者負担額が判明する。ここで、多くの施設では利用率 100%は想定できないため、仮に 100%利用を前提として単価を算定した場合には、結果として受益者負担額に達しないことになる。このため、使用料の算出に際し、想定される利用率を用いる必要がある。

試算においては、想定利用率を平成 29 年度の施設利用率実績としている。

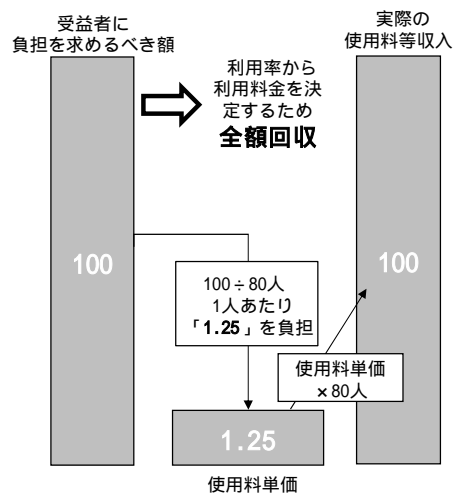
【想定利用率を用いた資料算定の考え方のイメージ】

【前提条件】	
受益者に負担を求めるべき額	100
100%利用された場合の利用者	100人
想定利用率	80% (80人利用)

【100%利用を前提として単価を算出した場合】



【想定利用率を前提として単価を算出した場合】



6. 市外利用者の負担

受益者負担割合が 100%でない限り、施設の運用には市の税金を投入することになる。この場合、市の税金を負担している市民と税金を負担していない市外利用者間で不公平が生じるため、市外利用者用の使用料を設定するという考え方もある。

試算においては、受益者負担割合の設定は市の行政判断による側面が大きく、市外利用者の使用料の設定については考慮していない。

7. 情報発信等が主目的の施設における貸スペースの受益者負担

施設の主目的が情報発信や、資料の収集・整理・保存等であり、そのための設備（以下、「情報発信等のための設備」という。）に併設する形で貸会議室等の貸スペースがあるケースがある。この場合、情報発信等のための設備の維持・管理に要するコストを貸スペース等を利用する者に負担させることは受益者負担の考え方からすると不合理で

あり、これらは税金により充当されるべきコストと言える。このため、施設の主目的が情報発信等であれば、情報発信等に要するコスト及び情報発信等の設備の維持・管理に要するコストを控除して、貸スペースの受益者負担額を算出する必要がある。

試算においては、スポーツ施設を対象としているため、考慮していない。

8．需給を考慮した料金設定

使用料は、使用時間帯などの区分毎の利用状況を考慮して設定することが考えられる。つまり、利用率が高い時間帯では需要が高いため、使用料を増額することで需要を抑制し、反対に利用率が低い時間帯では需要が低いため、使用料を減額することで需要を喚起する考え方である。

例えば、平日と休日の曜日の区分や朝、昼、晩の時間帯の区分などが考えられる。

試算においては、時間別の利用率の把握ができなかったため、考慮していない。

9．その他の検討事項

入場料を徴収するようなスポーツイベントやプロスポーツクラブが専用で利用するなど営利を目的として施設を使用する場合は、需給のバランスを考慮し、市の判断により増額した使用料を設定することが考えられる。

試算においては、増額する割合などは市が判断すべき事項となるため、考慮していない。

【2】試算における仮定

- 1．減価償却費及び所管課で生じている間接人件費を使用料の算定の原価に含める。
- 2．各施設の受益者負担割合を市場性と必需性を考慮の上、設定している。
 - 体育館、武道場、和室、弓道場：50%（市場性 B、必需性　）
 - 相撲場：25%（市場性 C、必需性　）
 - 会議室：100%（市場性 A、必需性　）
- 3．想定利用率を平成 29 年度の施設利用率としている。

【3】試算結果の算出手順

（表　：スポーツ振興課所管のスポーツ施設別のコストの把握）

- 1．「管理運営に要した経費(Z)」、「市が直接負担した経費(2)」、「減価償却費(5)」をそれぞれを根拠資料に基づき入力する。
- 2．中央体育館等 6 施設の施設ごとの「指定管理料(1)」を算出するため、施設ごとの「管理運営に要した経費(Z)」により体育館等 6 施設の指定管理料 120,941,000 円を按分する。（体育館等 6 施設以外は今回の試算の対象施設ではないため、指定管理区分毎の指定管理料総額を記載している。）

3. 「第3【参考】監査人による使用料の試算3. 間接人件費の按分方法」により算出した所管課人件費 20,350,000 円(下表参照)について、「小計(3)市の支出」の割合で各施設に按分する。

【スポーツ振興課の間接人件費の把握「職務分掌を参照」】

	A氏(係長)	B氏(主務)	C氏(係員)	D氏(臨時職員)	E氏(臨時職員)
施設管理業務	72/100	75/100	78/100	65/65	55/70
上記以外	28/100	25/100	22/100	0/65	15/70
施設管理に要する人件費	576万円	600万円	624万円	100万円	78万円
	合計				1,978万円

(出所：市から入手した資料より監査人が加工)

正職員の年間人件費コストを 800 万円/人、臨時職員の年間人件費コストを 100 万円/人として計算している。

4. 「小計(3)市の支出」と「所管課人件費(4)」と「減価償却費(5)」を合算し、「フルコスト」を集計する。

【表：スポーツ振興課所管のスポーツ施設別のコストの把握】

(単位：円)

	直課 管理運営に要した経費 (Z)	配賦 指定管理料 (1)	直課 市が負担した直接経費 (修繕費等) (2)	小計 (3)=(1)+(2) 市の支出	配賦 所管課人件費 (4)	直課 減価償却費 (5)	フルコスト =(3)+(4)+(5)
中央体育館	46,607,438	46,626,586	480,000	47,106,586	1,798,530	4,380,832	53,285,948
中央第二体育館	26,320,039	26,330,852	226,000	26,556,852	1,013,941	2,829,557	30,400,350
中央武道場	26,902,455	26,913,507	294,000	27,207,507	1,038,783	4,907,633	33,153,923
中央第二武道場	20,705,488	20,713,994	51,000	20,764,994	792,808	9,244,572	30,802,374
弓道場	355,344	355,490	49,000	404,490	15,443	817,533	1,237,467
相撲場	570	570	85,000	85,570	3,267	0	88,837
中央体育館等6施設 小計：	120,891,334	120,941,000	1,185,000	122,126,000	4,662,773	22,180,126	148,968,900
鴻/池陸上競技場等3体育施設		77,080,000	1,752,000	78,832,000	3,009,807	28,347,247	110,189,054
南部生涯スポーツセンター等6体育施設		22,100,000	1,001,000	23,101,000	881,997	7,760,746	31,743,742
ならやま屋内温水プール		45,478,000	143,000	45,621,000	1,741,811	7,248,800	54,611,611
西部生涯スポーツセンター等19体育施設		222,306,000	1,779,000	224,085,000	8,555,570	81,162,613	313,803,183
コミュニティスポーツ施設		11,000,000	3,879,000	14,879,000	568,081	17,040,387	32,487,468
奈良市都祁生涯スポーツセンター4体育施設		9,428,000	0	9,428,000	359,961	4,071,159	13,859,120
スポーツ振興課所管のその他施設 小計：	0	387,392,000	8,554,000	395,946,000	15,117,227	145,630,951	556,694,178
合計：		508,333,000	9,739,000	518,072,000	19,780,000	167,811,078	705,663,078

(出所：市から入手した資料より監査人が加工)

5. フルコストを施設区分毎の面積総合計で割り、1㎡当たりの年間フルコスト(A)を算出する。
6. 年間利用可能時間(B)を算出する。(全日(12時間)×稼働日302日=3,624時間)
7. 1㎡当たりの年間フルコスト(A)を年間利用可能時間(B)で除して1㎡当たりの時間フルコストを算出する。
8. 施設区分毎に市場性、必需性を考慮し、受益者負担割合を設定する。
9. 7.で算出した1㎡当たりの時間単価に、施設区分毎の面積、利用区分毎の時間数、受益者負担割合を乗じ、想定利用率(平成29年度利用率)で割り戻し、使用料を算出する。ただし、中央第二体育館には、ウェイトリフティング室が設置されているが、使用料を1室当たりフルコストで算出することに馴染まないため、試算の対象から除いている。

【表：仮定に基づいた中央体育館等6体育施設の施設別使用料の試算結果】

施設区分		㎡	フルコスト 1	1㎡当たりの年間フルコスト(A) =施設単体のフルコストの総合計÷対象施設貸出面積の総合計	年間平均利用可能時間(B) =全日(12時間)×稼働日302日	1㎡当たりの時間フルコスト =(A)÷(B)	想定利用率(平成29年度利用率)	受益者負担割合	区分	(単位:円)		市場性	必需性
										12時間	全日		
										9:00~21:00			
中央体育館	体育館	2042.18	53,285,948	25,469	3,624	7.03	93.6%	50%	現在の使用料	18,000	B		
		算出使用料							91,998				
		倍率(算出/現在)							5.1				
中央第二体育館	会議室(面積概算)	50	30,400,350	25,983	3,624	7.17	93.6%	100%	現在の使用料	2,250	A		
		算出使用料							4,498				
		倍率(算出/現在)							2.0				
中央第二体育館	体育館	720	30,400,350	25,983	3,624	7.17	94.0%	50%	現在の使用料	9,000	B		
		算出使用料							32,947				
		倍率(算出/現在)							3.7				
中央第二体育館	小体育館	300	30,400,350	25,983	3,624	7.17	94.0%	50%	現在の使用料	3,750	B		
		算出使用料							13,729				
		倍率(算出/現在)							3.7				
		ウェイトリフティング室(面積概算)	300	1室あたり原価から使用料を算定する方法に馴染まないため、算出していません。									
中央武道場	主道場	634	33,153,923	29,826	3,624	8.23	61.5%	50%	現在の使用料	15,000	B		
		算出使用料							50,902				
		倍率(算出/現在)							3.4				
	中央武道場	中道場							352.8	33,153,923			29,826
		算出使用料	28,325										
		倍率(算出/現在)	3.1										
中央武道場	和室	23.18	33,153,923	29,826	3,624	8.23	61.5%	50%	現在の使用料	2,250	B		
		算出使用料							1,854				
		倍率(算出/現在)							0.8				
中央武道場	会議室	101.6	33,153,923	29,826	3,624	8.23	61.5%	100%	現在の使用料	2,250	A		
		算出使用料							16,309				
		倍率(算出/現在)							7.2				
中央第二武道場	武道場(独占利用)	900	30,802,374	32,424	3,624	8.95	71.5%	50%	現在の使用料	15,000	B		
		算出使用料							67,566				
		倍率(算出/現在)							4.5				
中央第二武道場	会議室(面積概算)	50	30,802,374	32,424	3,624	8.95	71.5%	100%	現在の使用料	2,250	A		
		算出使用料							7,497				
		倍率(算出/現在)							3.3				
鴻/池相撲場 3		143.1	88,837	621	3,624	0.17	9.5%	25%	現在の使用料 2	2,000	C		
								算出使用料	763				
								倍率(算出/現在)	0.4				
弓道場		480.84	1,237,467	2,574	3,624	0.71	86.6%	50%	現在の使用料	11,250	B		
								算出使用料	2,361				
								倍率(算出/現在)	0.2				

1 フルコストは、市が負担した直接経費と減価償却費と間接人件費の合計である。

2 鴻/池相撲場は8時間(9:00~17:00)の使用料としている。

3 原則、スポーツ施設の受益者負担割合を50%としているが、鴻/池相撲場は非市場的であるとし、受益者負担割合を25%で試算している。